

川 越 市

# 保健・医療・福祉のしおり

(令和5年度版)

福祉部・こども未来部・保健医療部

令和5年9月発行



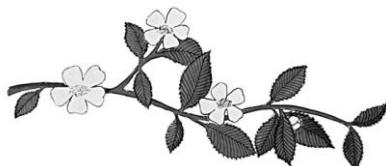
## 川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

1. 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
1. 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
1. きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
1. 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
1. 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木 かし



市の花 山吹



市の鳥 雁

# 目 次

## ( 制 度 編 )

<b>総括</b>	
1. 川越市の概要	2
2. 福祉部、こども未来部、保健医療部等の概要	
(1) 各部の概要	3
(2) 社会福祉事務所の概要	3
(3) 保健所の概要	3
3. 福祉部、こども未来部、保健医療部等機構図	4
<b>【福祉部】</b>	
<b>福祉推進課</b>	
1. 福祉推進担当	
(1) 福祉行政の企画及び調整	5
(2) 社会福祉審議会	5
(3) 地域福祉計画の推進	5
2. 地域生活支援担当	
(1) 民生委員・児童委員	5
(2) 川越地区保護司会川越支部事務局	5
(3) 日本赤十字社埼玉県支部川越市地区事務局	6
(4) 罹災証明等の発行	6
(5) 災害見舞金等の支給	6
(6) 戦傷病者・戦没者遺族等に対する援護	6
(7) 災害貸付	6
<b>指導監査課</b>	
1. 指導監査担当	
(1) 社会福祉法人の認可・届出	7
(2) 社会福祉法人の指導監査	7
(3) 社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査	7
(4) 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び特定教育・保育施設等の指導監査	7
<b>生活福祉課</b>	
1. 総務担当	
(1) 生活保護等事務	8
2. 自立相談支援担当	
(1) 被保護者就労支援事業	8
(2) 生活困窮者自立相談支援事業	8
3. 保護第一・第二・第三・第四・第五・第六担当	
(1) 生活保護	8
(2) 中国残留邦人等の支援	9
<b>障害者福祉課</b>	
1. 管理担当	
(1) 在宅心身障害者手当	10
(2) 特別障害者手当	10
(3) 障害児福祉手当	10
(4) 経過的措置による福祉手当	10
(5) 難病患者見舞金の支給	10
(6) 身体障害者手帳の交付	11
<b>地域包括ケア推進課</b>	
1. 計画担当	
(1) 地域包括ケアの推進	17
(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	17
2. 地域包括担当	
(1) 地域包括支援センターの運営	17
(2) 高齢者の介護予防に関すること	17

(3) 認知症施策に関すること	18	(6) 介護保険事業状況報告関係	28
3. 福祉相談センター		2. 施設事業者担当	
(1) 福祉に関する相談・支援	18	(1) 介護保険施設等の整備の推進	29
<b>高齢者いきがい課</b>		(2) 介護保険サービス事業者に関する情報整備	29
1. 高齢者いきがい担当		(3) 指定居宅サービス事業者等の指定（許可）	
(1) 市内循環バス（シャトル）特別乗車証交付	19	及び老人福祉施設の認可	29
(2) 福寿手帳交付	19	3. 認定担当	
(3) 健康ふれあい入浴	19	(1) 要介護認定	29
(4) 敬老マッサージサービス	19	(2) 介護予防・生活支援サービス事業の申請受付	29
(5) 長寿祝い金支給	19	4. 保険料資格担当	
(6) 金婚祝記念品贈呈	19	(1) 介護保険の被保険者資格管理	29
(7) 高齢者家具転倒防止器具等取付	19	(2) 介護保険料の賦課及び徴収	29
(8) 高齢者住宅整備資金貸付	20	<b>【こども未来部】</b>	
(9) 在宅高齢者居宅改善費助成	20	<b>こども政策課</b>	
(10) 高齢者世帯等住替家賃助成	20	1. こども政策担当	
(11) 高齢者住宅保証	21	(1) 川越市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理	30
(12) 老人アパート提供	21	(2) 子育てに関する情報提供	30
(13) 老人クラブ補助金交付	21	2. こども給付担当	
(14) シニア芸能大会及び趣味の作品展	21	(1) 児童手当	30
(15) シニア将棋・囲碁大会	22	(2) 特別児童扶養手当	30
(16) シニアスポーツ大会	22	(3) 川越市遺児手当	31
(17) シニアゲートボール大会・シニアグラウンドゴルフ大会	22	(4) こども医療費支給	31
(18) ゲートボール場等整備用砂給付	22	(5) ひとり親家庭等医療費支給	31
(19) 介護支援いきいきポイント	22	3. 認可・指導担当	
(20) 生活管理指導員等派遣	22	(1) 児童福祉施設設置・地域型保育事業の認可	31
(21) 生活管理指導短期宿泊	22	(2) 認可外保育施設の届出	32
(22) 緊急通報システム	23	<b>こども育成課</b>	
(23) 救急情報キット配布	23	1. こども支援担当	
(24) 日常生活用具給付	23	(1) ファミリー・サポート・センター事業	33
(25) 在宅高齢者配食サービス	23	(2) 緊急サポートセンター事業	33
(26) 要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い	24	(3) 病児保育事業	33
(27) 要介護高齢者寝具乾燥	24	2. 青少年育成担当	
(28) 要介護高齢者等紙おむつ給付	24	(1) 青少年の健全育成に係る総合調整	33
(29) 訪問理美容サービス	24	(2) 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	33
(30) 要介護高齢者手当支給	24	(3) 少年指導センターの運営	33
(31) 家族介護慰労金支給	25	(4) その他	34
(32) 老人福祉センター	25	3. 児童館	34
(33) 老人憩いの家	25	4. 子育て支援センター	
(34) 自治会老人憩いの家管理運営費補助	25	(1) 地域子育て支援拠点事業	34
(35) 生活支援ハウス	25	(2) 利用者支援事業（基本型）	34
(36) 高齢者等世話付住宅生活援助員派遣	25	<b>こども家庭課</b>	
(37) 成年後見等制度利用支援	26	1. こども相談担当	
(38) 成年後見センター	26	(1) 家庭児童相談室	35
(39) 障害者控除対象者認定	26	(2) 施設入所相談	35
<b>介護保険課</b>		(3) 児童虐待防止SOSセンター事業	35
1. 管理給付担当		(4) 多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	35
(1) 制度周知	27	2. ひとり親支援担当	
(2) 負担金・補助金の申請・実績報告	27	(1) 母子家庭等自立支援事業	35
(3) 高額介護サービス費の支給	27	(2) ひとり親家庭相談	35
(4) 介護保険施設等の居住費、食費の負担軽減	27		
(5) 介護サービス等利用者負担額の軽減	28		

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	36	(5) 移送費の支給	45
(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	36	(6) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給	45
(5) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	36		
(6) 児童扶養手当	36		

## 保育課

1. 管理担当	
(1) 保育園の管理等	37
2. 入所担当	
(1) 保育園への入園	37
(2) 一時預かり事業（保育園）	37
(3) 時間外保育事業（保育園）	37
(4) 利用者支援事業（特定型）	37
3. 施設給付担当	
(1) 子どものための教育・保育給付	37
(2) 子育てのための施設等利用給付	38

## 療育支援課

1. 療育支援担当	
(1) 川越市児童発達支援センターとの連絡調整	39
(2) 障害児通所給付の支給	39
(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等	39
2. 川越市児童発達支援センター	39

## 【保健医療部】

### 保健医療推進課

1. 保健医療推進担当	
(1) 保健医療行政の企画及び調整に関する事	40
(2) 川越市医療問題協議会に関する事	40
(3) 救急医療体制に関する事	40
(4) 医療供給体制の整備に関する事	41
(5) AED（自動体外式除細動器）の普及推進に関する事	41
(6) 新型インフルエンザ等対策本部に関する事	41
(7) その他	42
2. ふれあい歯科診療所	
(1) 診療事業	42

### 国民健康保険課

1. 管理保健担当	
(1) 特定健康診査	43
(2) 特定保健指導	43
(3) 脳ドック検査料の支給	43
2. 資格賦課担当	
(1) 被保険者の資格管理	43
(2) 国民健康保険税の賦課	43
3. 保険給付担当	
(1) 出産育児一時金の支給	44
(2) 葬祭費の支給	44
(3) 高額療養費の支給	44
(4) 療養費の支給	44

### 高齢・障害医療課

1. 後期高齢者医療資格担当	
(1) 後期高齢者医療制度に関する事	46
2. 後期高齢者医療給付担当	
(1) 後期高齢者医療制度に関する事	46
3. 障害者医療担当	
(1) 障害者医療費支給	46

### 保健総務課

1. 総務担当	
(1) 衛生関係免許申請の受理・交付	47
(2) 厚生統計調査	47
(3) 施設維持管理	47
2. 企画調整担当	
(1) 地域保健実習受入れの調整に関する事	47
(2) 保健師現任教育に関する事	47
(3) 保健所内の業務の調整に関する事	47
3. 医事・薬事担当	
(1) 医療機関等の許可・届出等に関する事	47
(2) 医療安全支援センターに関する事	47
(3) 薬局・医薬品販売業等の許可・届出に関する事	48
(4) 医薬品等の適正使用の推進に関する事	48
(5) 毒物劇物販売業者等の登録・届出に関する事	48
(6) 温泉の利用の許可に関する事	48
(7) 家庭用品安全対策に関する事	48
(8) 献血推進事業	48

### 保健予防課

1. 精神保健担当	
(1) 精神保健福祉相談	49
(2) 精神保健福祉家族教室	49
(3) 自殺予防対策事業	49
(4) 精神保健指定医の申請窓口業務	49
2. 感染症担当	
(1) 結核指導・相談	49
(2) 結核定期病状調査	49
(3) 接触者の健康診断	49
(4) 結核予防費補助事業	50
(5) 感染症発生時調査、まん延防止措置	50
(6) 感染症診査協議会	50
(7) 感染症医療費公費負担事務	50
(8) 感染症発生動向調査	50
(9) 性感染症検査・相談	50
(10) 感染症予防啓発事業	51
(11) 感染症全般についての相談	51
(12) 光化学スモッグ健康被害の受理	51

### 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

1. 事業推進担当	
-----------	--

(1) 新型コロナウイルスワクチン予防接種	52
<b>食品・環境衛生課</b>	
1. 食品衛生担当	
(1) 食品営業の施設の許可・監視指導	53
(2) 食中毒・苦情調査	53
(3) と畜場の設置の許可	53
(4) 食鳥処理業の許可・食鳥検査の実施	53
2. 環境衛生担当	
(1) 犬の捕獲・犬と猫及び負傷動物の引取り	53
(2) 犬の咬傷届出	53
(3) 動物取扱業の登録	53
(4) 特定動物の飼養・保管の許可	53
(5) 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付	53
(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業	54
(7) 川越市動物愛護推進員制度	54
(8) ねずみ、衛生害虫等に関する相談	54
(9) 理容所開設の届出	54
(10) 美容所開設の届出	54
(11) クリーニング所開設の届出	54
(12) 旅館業営業の許可	54
(13) 墓地等経営の許可	54
(14) 公衆浴場営業の許可	54
(15) 興行場営業の許可	54
(16) プール開設の届出	55
(17) 専用水道布設工事設計確認申請	55
(18) 自家用水道布設確認申請	55
(19) 特定建築物の届出・事業の登録	55
(20) 化製場等の許可	55
<b>衛生検査課</b>	
1. 検査担当	
(1) 食品等の検査	56
(2) 食中毒等の検査	56
(3) 水質の検査	56
(4) 感染症の検査	56
(5) 家庭用品等の検査	56
<b>健康管理課</b>	
1. 管理給付担当	
(1) 未熟児養育医療給付	57
(2) 自立支援医療（育成医療）給付	57
(3) 結核児童療育給付	57
(4) 小児慢性特定疾病医療給付	57
(5) 特定不妊治療支援事業	57
(6) 早期不妊検査費助成事業・不育症検査費助成事業	57
(7) 先進医療不育症検査費助成事業	57
(8) 不妊専門相談センター事業	57
(9) 難病患者の医療費助成	58
(10) 患者家族会への支援	58
(11) 難病医療講演会・患者家族交流会	58
(12) 地域難病従事者研修会	58
(13) 電話や面接、訪問等による個別相談	58
(14) 石綿（アスベスト）健康相談	58
(15) 石綿健康被害救済給付制度の申請事務	58
(16) 肝炎治療特別促進事業	58
(17) 原爆被爆者援護	58
(18) 骨髄移植ドナー助成費	59
2. 予防接種担当	
(1) ロタウイルス感染症予防接種	59
(2) B型肝炎予防接種	59
(3) ヒブ感染症予防接種	59
(4) 小児の肺炎球菌感染症予防接種	60
(5) 四種混合予防接種	60
(6) 二種混合（2期）予防接種	60
(7) 不活化ポリオワクチン接種	61
(8) 麻しん風しん予防接種	61
(9) 水痘（水ぼうそう）予防接種	61
(10) 日本脳炎予防接種	61
(11) BCG接種	62
(12) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種	62
(13) インフルエンザ予防接種	62
(14) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）	62
(15) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（任意接種）	63
(16) 風しん第5期予防接種（定期接種）	63
(17) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種（任意接種）	63
(18) 緊急風しん抗体検査	63
(19) 風しん抗体検査	63
3. 成人健診担当	
(1) 健康手帳の交付	64
(2) 胃がん検診（胃部エックス線検査）	64
(3) 胃がん検診（胃内視鏡検査）	64
(4) 肺がん（結核）検診	64
(5) 大腸がん検診	64
(6) 子宮がん検診	64
(7) 乳がん検診	65
(8) 前立腺がん検診	65
(9) 骨密度検診	65
(10) 肝炎ウイルス検診	65
(11) 歯周病検診	65
(12) 健康増進健康診査	65
<b>健康づくり支援課</b>	
1. 健康づくり支援担当	
(1) 健康増進事業	66
(2) 健康かわごえ推進プラン（第2次）	66
(3) 川越市保健推進員	66
2. 地域保健担当（地域保健第一担当、第二担当、第三担当）	
(1) 妊娠届出の受理及び母子健康手帳交付	67
(2) 乳幼児健康診査	67
(3) 歯科健診	67
(4) 母子健康相談	67
(5) 発育発達に関する相談	67

(6) 電話による健康相談	67
(7) 訪問指導	67
(8) 妊婦・育児教室等	68
(9) 長期療養児等育児支援	68
(10) ふれあい親子支援事業	68
(11) 利用者支援事業（母子保健型）	68
(12) 産後ケア事業	68
(13) 産前・産後サポート事業	68
(14) 子育て世代包括支援センター	68
(15) 訪問指導	68
(16) 成人健康教育	68
(17) 成人健康相談	68
(18) 電話による健康相談	69
(19) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発 事業）	69

### 3. 出産・子育て応援給付担当

(1) 川越市出産・子育て応援事業	69
(2) 妊婦健康診査	69
(3) 産婦健康診査	69
(4) 新生児聴覚スクリーニング検査	69

## ( 資 料 編 )

<b>【福祉部】</b>	
<b>福祉推進課</b>	
1. 社会福祉	
(1) 地区別民生委員・児童委員数	72
(2) 民生委員・児童委員の活動状況	72
(3) 災害見舞金等支給状況	73
(4) 日赤川越市地区活動資金募集状況（一般活動資金）	73
<b>指導監査課</b>	
(1) 川越市所管社会福祉法人	74
<b>生活福祉課</b>	
1. 生活保護等事務	
(1) 行旅死亡人件数及び負担額	75
2. 生活困窮者自立相談支援事業	
(1) 生活困窮者自立相談支援実施状況	75
3. 生活保護	
(1) 生活保護基準額の推移	75
(2) 年度別生活保護の状況	75
(3) 地区別生活保護の状況	76
(4) 生活保護費支出の推移	77
(5) 生活保護の推移	77
(6) 扶助別保護世帯の推移	77
(7) 扶助別保護人員の推移	78
(8) 扶助別保護費の1か月当たりの金額の推移	78
(9) 世帯の労働力別被保護世帯の推移	78
(10) 世帯の世帯類型別被保護世帯の推移	78
(11) 生活保護申請等の推移	78
4. 中国残留邦人等支援	
(1) 年度支援状況	79
(2) 支援費支出	79
(3) 支援費1か月当たりの金額	79
(4) 扶助別支援給付人員	79
(5) 扶助別支援給付世帯	79
<b>障害者福祉課</b>	
(1) 身体障害者（児）手帳交付状況	80
(2) 身体障害者（児）の推移	80
(3) 在宅心身障害者手当	80
(4) 特別障害者手当	80
(5) 障害児福祉手当	80
(6) 経過的措置としての福祉手当	80
(7) 難病患者見舞金	81
(8) 心身障害者扶養共済制度の加入及び受給状況	81
(9) 介護給付、訓練等給付費等の支給状況	81
(10) 自立支援医療（更生医療）の給付状況	81
(11) 補装具の交付及び修理状況	81
(12) 相談支援事業	82
(13) 手話通訳者派遣事業	82
(14) 日常生活用具の給付状況	82
(15) 移動支援事業	82
(16) 地域活動支援センター	82
(17) 身体障害者入浴サービス派遣状況	82
(18) 日中一時支援事業	82
(19) 自動車運転免許取得費、自動車改造費及び居宅改善整備費等の助成状況	82
(20) 盲人ガイドヘルパー派遣事業	82
(21) 紙おむつ給付事業	82
(22) 福祉タクシー利用券補助	82
(23) ガソリン利用券補助	82
(24) ガソリン購入費補助	83
(25) 寝具乾燥・丸洗い事業	83
(26) 生活サポート事業	83
(27) 全身性障害者介護人派遣	83
(28) 知的障害者（児）数の推移	83
(29) 川越市みよしの支援センターの状況	83
(30) 川越市職業センターの状況	83
(31) 川越市障害者総合相談支援センター	84
(32) 川越市総合福祉センター利用状況	84
(33) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	84
(34) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の疾患別受給者数	84
<b>地域包括ケア推進課</b>	
(1) 地域包括支援センター相談状況	85
(2) 介護予防福祉普及啓発事業	85
(3) 通所型サービスC	85
(4) 訪問型サービスC	85
(5) 認知症高齢者支援事業	86
(6) 要援護高齢者等支援ネットワーク会議	86
<b>高齢者いきがい課</b>	
(1) 川越市の高齢者人口	87
(2) 健康ふれあい入浴	87
(3) 敬老マッサージサービス	87
(4) 長寿祝い金支給	87
(5) 金婚祝記念品贈呈	87
(6) 高齢者家具転倒防止器具等取付	87
(7) 高齢者住宅整備資金貸付	87
(8) 在宅高齢者居宅改善費助成	87
(9) 高齢者世帯等住替家賃助成	88
(10) 高齢者住宅保証	88
(11) 老人アパート提供	88
(12) 老人クラブ補助金交付	88
(13) ゲートボール場等整備用砂給付	88
(14) 介護支援いきいきポイント	88
(15) 生活管理指導員等派遣	88
(16) 生きがい活動支援通所	88
(17) 生活管理指導短期宿泊	88
(18) 緊急通報システム	89
(19) 救急情報キット配布	89
(20) 日常生活用具給付	89
(21) 老人福祉電話貸与	89
(22) 在宅高齢者配食サービス	89

介護保険課

(1) 第1号被保険者数	・・・・・	92
(2) 要介護認定者数	・・・・・	92
(3) 施設介護サービス利用者件数	・・・・・	92
(4) 居宅介護サービス等利用者件数	・・・・・	92
(5) 地域密着型サービス等利用者件数	・・・	93
(6) 介護サービス等利用者負担額支給状況	・	93
(7) 高額介護サービス費支給状況	・・・・・	93

【こども未来部】

こども政策課

## 1. こども給付担当

(1) 児童手当支給状況	・	・	・	・	・	・	94
(2) 特別児童扶養手当支給状況	・	・	・	・	・	・	94
(3) 遺児手当支給状況	・	・	・	・	・	・	94
(4) こども医療費支給状況	・	・	・	・	・	・	94
(5) ひとり親家庭等医療費支給状況	・	・	・	・	・	・	95

こども育成課

## 1 こども支援担当

(1) ファミリー・サポート・センター事業実施状況	96
(2) 緊急サポートセンター事業実施状況	96
(3) 病児保育事業実施状況	96
2. 青少年育成担当	
(1) 街頭補導実施状況	96
(2) 少年指導センターにおける相談件数	96
3. 子育て支援センター	
(1) 地域子育て支援拠点事業の状況	96
(2) 利用者支援事業(基本型)	97

こども家庭課

(1) 家庭児童相談室における相談件数	98
(2) 母子生活支援施設措置状況	98
(3) 施設入所・里親委託	98
(4) ひとり親家庭相談状況	98
(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況	99
(6) 子育て短期支援事業（トワイライトステ	

保育課

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 入所担当                 |     |
| (1) 川越市の児童数             | 101 |
| (2) 保育園等年齢別入園状況(2・3号認定) | 101 |
| (3) 保育園・こども園別入園状況       | 102 |
| (4) 統合保育実施状況            | 103 |
| (5) 一時預かり事業実施状況         | 103 |
| (6) 時間外保育実施状況(公立保育園のみ)  | 103 |
| 2. 施設給付担当               |     |
| (1) 幼稚園就園奨励費支給状況        | 103 |

療育支援課

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 療育支援担当               |     |
| (1) 障害児通所給付費の支給状況       | 104 |
| (2) こどもの発達支援巡回相談事業の実施状況 | 104 |
| 2. 児童発達支援センター           |     |
| (1) 児童発達支援              | 104 |
| (2) 一般相談・計画相談           | 105 |
| (3) 専門相談等               | 105 |
| (4) 親子教室                | 105 |

【保健医療部】

保健医療推進課

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 保健医療推進担当      |     |
| (1) 救急医療体制       | 106 |
| (2) 医療供給体制の整備    | 106 |
| 2. ふれあい歯科診療所     |     |
| (1) ふれあい歯科診療所患者数 | 107 |

國民健康保險課

(1) 被保険者加入状況	108
(2) 療養諸費の状況	108
(3) 高額療養費の状況	108
(4) その他の給付の状況	108
(5) 特定健康診査の実施状況	108
(6) 特定保健指導の実施状況	108

高齡・障害医療課

1. 後期高齢者医療資格担当  
(1) 後期高齢者医療被保険者数 . . . . . 109
  2. 後期高齢者医療給付担当  
(1) 後期高齢者医療健康診査 . . . . . 109
  3. 障害者医療担当  
(1) 障害者医療費支給状況 . . . . . 109

保健絲務課

- ## 保健総務課

(1) 厚生労働大臣免許申請受付件数	110	(4) 行政処分件数	117
(2) 知事免許申請受付件数	110	(5) 食中毒発生状況	117
2. 医事・薬事担当		(6) 食品の苦情・相談件数	117
(1) 医療機関施設数等	110	2. 環境衛生担当	
(2) 薬事関係施設数	110	(1) 犬の捕獲数	117
(3) 毒物劇物販売業等施設数	111	(2) 犬の引取り数	117
(4) 温泉利用許可施設数等	111	(3) 猫の引取り数	118
(5) 家庭用品試買検査	111	(4) 負傷動物の収容数	118
<b>保健予防課</b>		(5) 犬・猫の苦情件数	118
1. 精神保健担当		(6) 犬の咬傷届出数	118
(1) 訪問指導	112	(7) 動物取扱業の登録数	118
(2) 精神保健福祉家族教室（統合失調症編）	112	(8) 特定動物の飼養・保管の許可数	118
(3) 精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャル クラブ）	112	(9) 犬の登録数	118
(4) 青年期ひきこもり事業（ひきこもり親 の会）	112	(10) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対 する補助金交付事業	118
(5) 精神保健福祉相談	112	(11) ねずみ、衛生害虫等に関する相談	119
(6) 精神保健福祉専門相談	112	(12) 理容所開設の届出	119
(7) 精神保健福祉関係機関研修	112	(13) 美容所開設の届出	119
(8) うつに関する相談	112	(14) クリーニング所開設の届出	119
(9) アルコールに関する相談	113	(15) 旅館業営業の許可	119
(10) ひきこもりに関する相談	113	(16) 墓地等経営の許可	119
(11) メンタルヘルス講演会	113	(17) 公衆浴場経営の許可	119
2. 結核関係		(18) 興行場営業の許可	120
(1) 結核患者数	113	(19) プール開設の届出	120
(2) 感染症診査協議会	113	(20) 専用水道給水届出	120
(3) 結核医療費公費負担件数	113	(21) 自家用ド水道布設確認	120
(4) 結核予防費補助事業	113	(22) 特定建築物の届出	120
(5) 接触者の健康診断	113	(23) 事業の登録	120
(6) 患者の病状管理	114	(24) 化製場等の許可	120
(7) 結核患者・接触者等の調査・相談	114		
(8) DOTS（直接服薬確認療法）事業訪問等	114		
3. 新型コロナウイルス感染症関係			
(1) 陽性者数等	114		
(2) 感染症診査協議会	114		
(3) 医療費公費負担件数	114		
4. 感染症関係			
(1) 感染症発生状況	114		
(2) 性感染症検査・相談	115		
(3) 感染症電話相談	115		
5. 結核予防・エイズを含めた感染症予防啓発事業			
(1) 感染症予防啓発のための研修会	115		
6. その他			
(1) 光化学スモッグ健康被害の受理	115		
<b>新型コロナウイルスワクチン接種対策室</b>			
1. 事業推進担当			
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種者数	116		
<b>食品・環境衛生課</b>			
1. 食品衛生担当			
(1) 食品関係営業許可状況	117		
(2) 監視状況	117		
(3) 食品等収去検査	117		

(3) 胃がん検診（胃内視鏡検査）	130	(8) ボランティアセンター	156
(4) 肺がん（結核）検診	130	(9) 川越市からの受託事業	157
(5) 大腸がん検診	131	(10) 指定管理者業務	159
(6) 子宮がん検診（頸部）	131	(11) 広報・啓発活動	159
(7) 子宮がん検診（体部）	131	(12) 介護保険・介護サービス事業	160
(8) 乳がん検診	131	(13) 地域活動支援センター事業	160
(9) 前立腺がん検査	131	(14) その他の事業	160
(10) 骨密度検診	131	3. 各種資料	
(11) 肝炎ウイルス検診	132	(1) 社会福祉事業及び公益事業年度別予算	162
(12) 歯周病検診	132	(2) 会員加入状況	162
(13) 健康増進健康診査	132	(3) 小口資金貸付状況	162

## 健康づくり支援課

### －母子保健関連－

(1) 妊婦健康診査	133
(2) 新生児聴覚スクリーニング検査	133
(3) 4か月児健康診査	133
(4) 1歳6か月児健康診査	133
(5) 3歳児健康診査	134
(6) 2歳児親子歯科健診	134
(7) 幼児のむし歯予防推進事業	134
(8) 妊産婦歯科健診	134
(9) 健康相談	134
(10) 産婦・新生児訪問指導	134
(11) こんにちは赤ちゃん事業	134
(12) 要指導者への訪問指導	134
(13) 発育発達に関する診察・相談事業	134
(14) ふれあい親子支援事業	135
(15) 利用者支援事業（母子保健型）	135
(16) 産後ケア事業	135
(17) 産前・産後サポート事業	135

### －成人保健関連－

(18) 成人健康教育	135
(19) 成人健康相談	135
(20) 障害者（児）歯科保健事業	136
(21) 地域支援事業	136

## 市内福祉施設等一覧表

1. 保護施設	138
2. 老人福祉施設等	138
3. 障害者関連施設	141
4. 児童福祉法による施設	144
5. 社会福祉法等による施設	147

## 社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

1. 社会福祉協議会の組織	150
2. 社会福祉協議会の事業	
(1) 会員制度（社協会員募集）	152
(2) 心配ごと相談所	152
(3) 各種資金の貸付	152
(4) 各種福祉対策事業	153
(5) 福祉サービス利用援助事業	155
(6) 法人後見事業	155
(7) 在宅福祉サービスセンター（かわごえ友愛センター）	155

(8) ボランティアセンター	156
(9) 川越市からの受託事業	157
(10) 指定管理者業務	159
(11) 広報・啓発活動	159
(12) 介護保険・介護サービス事業	160
(13) 地域活動支援センター事業	160
(14) その他の事業	160
3. 各種資料	
(1) 社会福祉事業及び公益事業年度別予算	162
(2) 会員加入状況	162
(3) 小口資金貸付状況	162
(4) 生活福祉資金等貸付状況	163
(5) 埼玉県障害者福祉資金	163
(6) 心配ごと相談所事業の状況	163
(7) 障害者虐待防止センター事業の状況	164
(8) 法人後見事業の状況	164
(9) 成年後見制度推進事業	164
(10) 車椅子貸出状況	164
(11) 福祉車両貸出状況	165
(12) ボランティア登録状況	165
(13) かわごえ友愛センター事業の状況	165
(14) 給食サービス事業の状況	165
(15) 世代間交流及び友愛訪問事業の状況	165
(16) 介護保険事業の状況	165
(17) 障害者総合支援事業の状況	165
(18) 埼玉県共同募金会川越市支会の状況	166
(19) 福祉基金の状況	166
(20) 福祉サービス利用援助事業の状況	166
(21) 川越市ファミリー・サポート・センター事業の状況	166
(22) コミュニティソーシャルワーカー事業の状況	167
(23) 介護支援いきいきポイント事業の状況	167

## 公益社団法人 川越市シルバー人材センター

1. 公益社団法人川越市シルバー人材センター組織機構図	168
2. 年度別決算状況（収入・支出）	169
3. 年度別事業実績表	170

## 索引（制度編）

171
-----



# 【 制 度 編 】

# 1. 川越市 の概要

市制施行	大正11年12月1日					
位置	東経 $139^{\circ} 29' 08''$ 北緯 $35^{\circ} 55' 30''$ 海拔 18.5m (東経、北緯は世界測地系による)					
面積	109. 13 km <sup>2</sup>					
人口	352,986 人 (R5. 4. 1)					
年齢別人口	18歳以下 0~6歳 17,233人 (男: 8,839人 女: 8,394人) (R5. 4. 1) 7~12歳 18,055人 (男: 9,423人 女: 8,632人) 13~15歳 9,408人 (男: 4,754人 女: 4,654人) 16~18歳 9,382人 (男: 4,733人 女: 4,649人)					
	40歳以上 40~64歳 122,524人 (男: 63,591人 女: 58,933人) 65~74歳 42,600人 (男: 20,228人 女: 22,372人) 75~84歳 38,659人 (男: 17,248人 女: 21,411人) 85歳以上 14,171人 (男: 5,207人 女: 8,964人)					
世帯	166,362 世帯 (R5. 4. 1)					
人口密度	3,235 人/km <sup>2</sup> (R5. 4. 1)					
人口動態	出生 2,104 件 死亡 3,997 件 (R4年度中) 転入 17,020 人 転出 15,037 人					
病院・診療所	病院	24	診療所	220	歯科診療所	184
	(R5. 4. 1)					

## 2. 福祉部、こども未来部、保健医療部等の概要

### (1) 福祉部、こども未来部及び保健医療部の概要

- ①**福祉部**…福祉推進課、指導監査課、生活福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課及び介護保険課の7つの組織から構成されています。
- ②**こども未来部**…こども政策課、こども育成課、こども家庭課、保育課及び療育支援課の5つの組織から構成されています。
- ③**保健医療部**…保健医療推進課、国民健康保険課、高齢・障害医療課、保健総務課、保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課及び健康づくり支援課の10の組織から構成されています。

### (2) 社会福祉事務所の概要

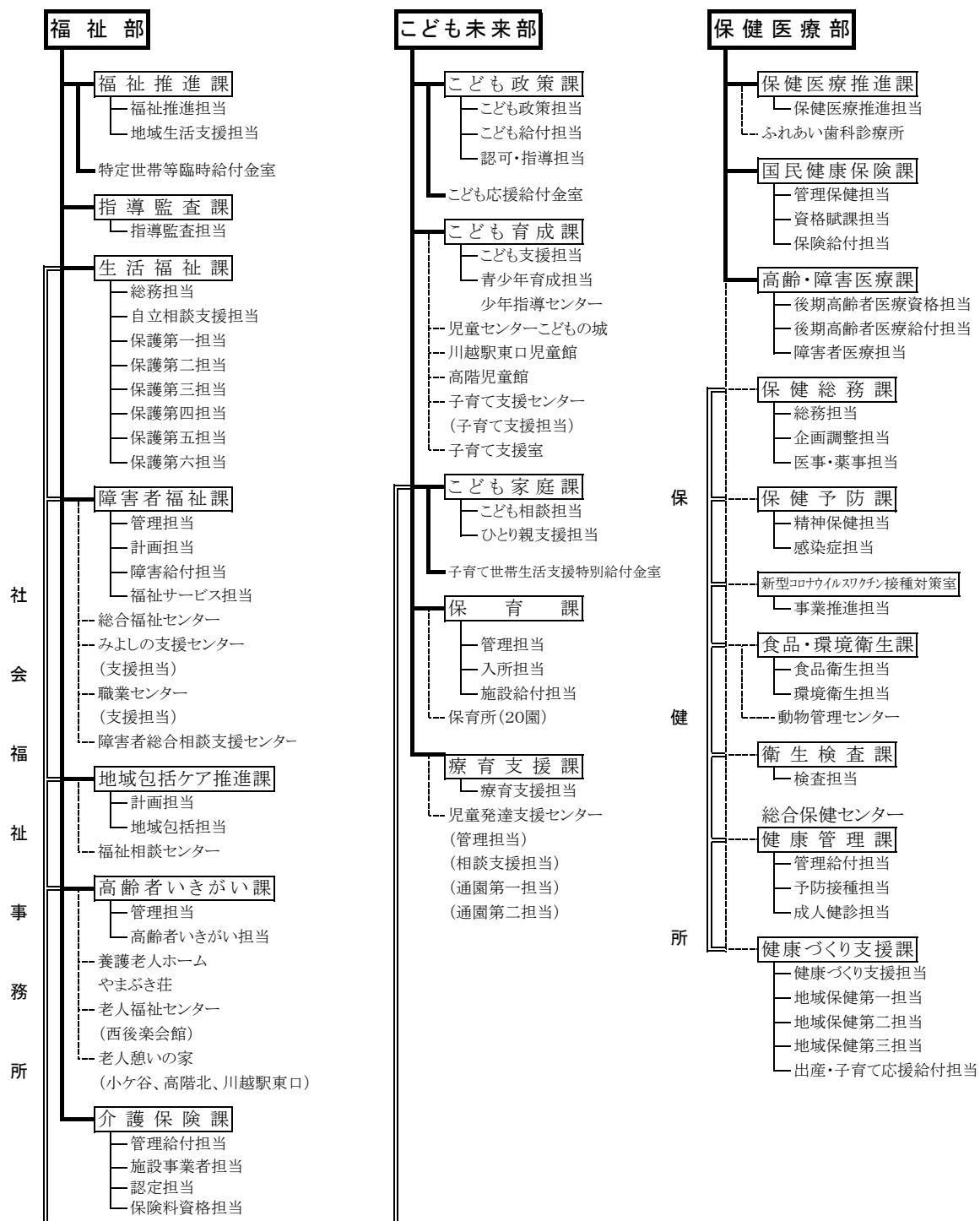
- ①**構成**…福祉部の生活福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課及び高齢者いきがい課並びにこども未来部のこども家庭課
- ②**根拠法令等**…社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ③**内容**…社会福祉行政の第一線機関として、都道府県、市及び特別区にその設置が義務づけられ、福祉関連法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務と市独自の福祉施策をあわせて行っています。

### (3) 保健所の概要

- ①**構成**…保健医療部の保健総務課、保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課及び健康づくり支援課
- ②**根拠法令等**…地域保健法（昭和22年法律第101号）
- ③**内容**…保健予防、食品衛生、環境衛生等に関する企画、調整、指導及び必要な事業を行うとともに、保健・医療・福祉の連携拠点として市民の健康と安全な暮らしを守り、地域の保健衛生サービスの向上に努めています。  
また、健康管理課及び健康づくり支援課は、市総合保健センターとして地域保健に関する事業を行っています。

### 3. 福祉部、こども未来部、保健医療部等機構図

(令和5年6月30日現在)



# 福祉部

## 福祉推進課

### 1. 福祉推進担当

#### (1) 福祉行政の企画及び調整

①内 容…福祉行政の企画・調整に関する事務、川越市福祉情報ネットワークシステムの維持・管理を行います。

#### (2) 社会福祉審議会

①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)、川越市社会福祉審議会条例(平成14年市条例第29号)

②内 容…市長の諮問に応じ、社会福祉行政の重要な事項について調査審議するため設置されています。審議会は、全体会とその下の4つの専門分科会で組織されています。

#### (3) 地域福祉計画の推進

①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)

②内 容…みんなでつくる福祉のまち川越プラン～第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画～に基づき、地域福祉の推進を図ります。

### 2. 地域生活支援担当

#### (1) 民生委員・児童委員

①根拠法令等…民生委員法(昭和23年法律第198号)

②内 容…民生委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は児童委員も兼ねていて、4月1日現在、市内で491名（主任児童委員45名含む）の民生委員・児童委員が、担当区域で子どもから高齢者まで、地域の皆さんに安心して暮らせるよう、見守りや相談・支援を行っています。  
また、主任児童委員は、子どもや子育てに関する仕事を専門に担当し、児童福祉関係機関や区域担当の児童委員と連携して活動しています。

#### (2) 川越地区保護司会川越支部事務局

①根拠法令等…保護司法（昭和25年法律第204号）

②内 容…保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。4月1日現在、市内に51名の保護司が委嘱されていて、保護観察を受けている人と接触を保ち、生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導をします。また、学校、警察などと連携を図り、非行や犯罪を未然に防ぐ活動を行っています。

福祉推進課では、保護司会の運営を支援するため、事務局業務を行っています。

### (3) 日本赤十字社埼玉県支部川越市地区事務局

①根拠法令等…日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）、日本赤十字社定款（昭和27年本達甲第3号）

②内容…1)被災者援護

必要に応じて救援物資（布団セット等）の支給等を行います。

2)見舞金等

災害を受けた住居が半焼以上の世帯に対して見舞金を支給します。

また、災害により死亡した遺族に対して弔慰金を支給します。

3)財源

会員からの会費及び会員以外の方からの寄付金で、年間を通じて受け付けています。5月を強調月間とし、活動資金募集をしています。

### (4) 罹災証明等の発行

①根拠法令等…災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

②内容…市内において、風水害などの自然災害により、家屋などに被害を受けた方に対して、罹災証明書等を交付します（火災による被害の証明は、消防局で行います）。

### (5) 災害見舞金等の支給

①根拠法令等…川越市災害見舞金等支給要綱（昭和52年市告示第61号）

②内容…災害により住居の全焼・半焼・部分焼もしくは全壊・半壊・水損、又は床上浸水の被害を受けた世帯及び災害により負傷（1か月以上の療養）した方に対して災害見舞金を支給します。また、災害により死亡した遺族に対して弔慰金を支給します。

### (6) 戦傷病者・戦没者遺族等に対する援護

①根拠法令等…戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）

②内容…旧軍人・軍属及び準軍属とその遺族に係る様々な申請事務を扱います。

1)特別弔慰金・特別給付金申請事務

戦没者の遺族に対して特別弔慰金が、また戦没者の妻や父母に対して特別給付金が支給されます。

2)戦傷病者の援護

戦傷病者に対する手帳交付請求等の受付を行っています。また、戦傷病者の妻に特別給付金が支給されます。

### (7) 災害貸付

①根拠法令等…川越市災害援護特別資金貸付基金条例（昭和48年市条例第7号）

②内容…市長が認定する災害を受けた方は、災害援護特別資金が利用できます。貸付限度額は、1件につき600,000円です。

# 指 導 監 査 課

## 1. 指導監査担当

### (1) 社会福祉法人の認可・届出

- ①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ②内 容…社会福祉法人の設立、運営に関する申請、届出を法令等に基づき審査し、法人の認可等を行います。

### (2) 社会福祉法人の指導監査

- ①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ②内 容…社会福祉法人に対して、法人運営・事業経営について指導監査します。

### (3) 社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査

- ①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等
- ②内 容…社会福祉施設及び児童福祉施設等に対して、事業運営・施設運営について指導監査します。

### (4) 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び特定教育・保育施設等の指導監査

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等
- ②内 容…介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び特定教育・保育施設等に対して、サービスの取扱い及びサービスに係る費用等について指導監査します。

# 生 活 福 祉 課

## 1. 総務担当

### (1) 生活保護等事務

- 1) 福祉事務所の総合調整に関すること。
- 2) 生活保護に係る金品の支給に関すること。
- 3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

## 2. 自立相談支援担当

### (1) 被保護者就労支援事業

- ①根拠法令等…生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）  
②内 容…稼働年齢層の被保護者に対して、家庭訪問、ハローワーク等への同行訪問、求人情報の提供等を行い、就労活動を支援していきます。また、本人の希望や条件等に適合する求人を開拓し、自立に向けた支援を図ることを目的としています。

### (2) 生活困窮者自立相談支援事業

- ①根拠法令等…生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）  
②内 容…生活困窮者自立相談支援事業を実施するほか、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。

## 3. 保護第一担当・保護第二担当・保護第三担当・保護第四担当・保護第五担当・保護第六担当

### (1) 生活保護

- ①根拠法令等…生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）  
②内 容…生活保護は、生活に困窮するすべての国民に対して、最低限度の生活を維持するための保護基準を国で定め、自己の利用し得る資産・能力、その他あらゆるものを活用しても、その生活の維持が困難である場合、充たし得ない部分を援助することにより、生活の向上を図りつつ、自立を助長することを目的としています。
- 1) 生活扶助…衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の費用
  - 2) 住宅扶助…地代・家賃及び住宅補修等、住宅維持に必要な経費
  - 3) 教育扶助…義務教育に伴って必要とする経費
  - 4) 医療扶助…ケガや病気の際、医者にかかる経費
  - 5) 介護扶助…要介護者が介護サービスを受ける経費
  - 6) 出産扶助…出産前後の処置と介助に要する経費
  - 7) 生業扶助…技術を身につけたり、仕事につくための経費

8) 葬祭扶助…葬祭に要する経費

(2) 中国残留邦人等の支援

①根拠法令等…中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）

②内 容…中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対し、従来の生活保護に代えて、新たに生活支援給付等を支給します。

# 障害者福祉課

## 1. 管理担当

### (1) 在宅心身障害者手当

- ①根拠法令等…川越市在宅心身障害者手当支給条例(昭和58年市条例第10号)  
②内容…対象者は65歳未満の在宅の身体障害者手帳1~3級の方、療育手帳Ⓐ～Ⓑの方及び精神障害者保健福祉手帳1、2級の方です。(施設に入所中の方や住民税課税対象者を除く)  
手当月額は次のとおりです。

	20歳未満	20歳以上
身体障害者手帳1級・療育手帳Ⓐ 精神障害者保健福祉手帳1級	9,500円	6,000円
身体障害者手帳2級・療育手帳A	8,500円	5,000円
身体障害者手帳3級・療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級	3,500円	3,000円

### (2) 特別障害者手当

- ①根拠法令等…特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)  
②内容…対象者は20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害のため日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方です。所得に応じて支給の制限があります。(施設に入所中の方や継続して3か月を超えて医療機関に入院している方を除く。) [月額] 27,980円

### (3) 障害児福祉手当

- ①根拠法令等…特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)  
②内容…対象者は20歳未満であって、(1)身体障害者手帳1級及び2級の一部の方、(2)療育手帳Ⓐ相当の方、(3)精神障害、血液疾患等で(1)、(2)と同程度の障害を有する方です。所得に応じて支給の制限があります。(特別児童扶養手当以外の障害を支給事由とする年金を受給している方や施設に入所中の方を除く。) [月額] 15,220円

### (4) 経過的措置による福祉手当

- ①根拠法令等…特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)  
②内容…対象者は制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上であって、制度改正前の福祉手当を受給していた方です。所得に応じて支給の制限があります。(障害基礎年金・特別障害者手当の受給者や施設に入所中の方を除く。) [月額] 15,220円

### (5) 難病患者見舞金の支給

- ①根拠法令等…川越市難病患者見舞金支給要綱(平成17年4月1日施行)  
②内容…支給対象者は、1年以上市内に住所を有し、次の医療受給者証のいずれかを交付されている方です。 [年額] 36,000円

- 1) 指定難病医療受給者証（埼玉県発行）
- 2) 特定疾患医療受給者証（埼玉県発行）
- 3) 指定疾患医療受給者証（埼玉県発行）
- 4) 川越市小児慢性特定疾病医療受給者証（川越市発行）

#### （6）身体障害者手帳の交付

- ①根拠法令等…身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)  
②内 容…法に規定する一定程度以上の機能障害を有する方に対し、申請に基づき障害程度を認定し、身体障害者手帳を交付します。

#### （7）療育手帳の交付申請

- ①根拠法令等…埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年県告示第1365号)  
②内 容…児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害者と判定された方には療育手帳が交付されます。その窓口事務を実施しています。

#### （8）精神障害者保健福祉手帳の交付申請

- ①根拠法令等…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)  
②内 容…各方面の協力を得て各種の支援策が講じられることを促進し、自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害にあることが認定されると手帳が交付されます。その窓口事務を実施しています。

#### （9）自立支援医療費（更生医療）の支給

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  
②内 容…身体障害者の障害の程度を除去・軽減、又は障害の進行を防ぐ医療に対して自立支援医療費を支給します。

#### （10）自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の申請

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)  
②内 容…精神障害者で通院による医療を受けている方が、医療費の公費負担を受けるための窓口事務を実施しています。

#### （11）埼玉県心身障害者扶養共済制度

- ①根拠法令等…埼玉県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年県条例第17号)  
②内 容…独立自活することが困難な心身障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めると、保護者に万一のことがあった場合残された心身障害者に終身一定の年金が給付されます。  
対象となる障害者は  
1) 知的障害者  
2) 身体障害者手帳 1～3級  
3) 精神又は身体に永続的な障害がある方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮、自閉症、血友病など)でその障害の程度が前記1)又は2)と同程度

#### （12）自動車運転免許取得費の補助

- ①根拠法令等…川越市障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成18年10月

1日施行)

- ②内 容…自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

(13) 自動車改造費の補助

- ①根拠法令等…川越市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成18年10月1日施行）

- ②内 容…自動車の改造に要する費用の一部を補助します。

(14) 盲人ガイドヘルパー派遣事業

- ①根拠法令等…川越市盲人ガイドヘルパー派遣実施要綱（平成25年4月1日施行）

- ②内 容…身体障害者手帳1級の視覚障害者が社会生活を営むうえで外出を必要とする場合（原則市内）で、付添者がいないために支障があるときに盲人ガイドヘルパーを派遣します。

## 2. 計画担当

(1) 障害者計画

- ①根拠法令等…障害者基本法（昭和45年法律第84号）

- ②内 容…障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画です。

(2) 障害福祉計画

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

- ②内 容…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画で、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけとして策定するものです。

(3) 障害者福祉施設の整備等

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

- ②内 容…社会福祉法人等が障害者支援施設等を整備する際の相談、指導等を行います。

## 3. 障害給付担当・福祉サービス担当

—自立支援給付—

(1) 介護給付、訓練等給付費等の支給

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

- ②内 容…介護給付・訓練等給付の対象サービスは、居宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」があり、所定の手続をすることにより介護給付費又は訓練等給付費等が支給されます。

(2) 補装具費の支給

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

- ②内 容…身体障害者がその身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期にわたり継続して使用される義手・義足・車椅子などの補装具を購入、修理又は借り受ける場合、補装具費が支給されます。

## 一地域生活支援事業一

### (3) 相談支援事業

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

### (4) 手話通訳者の派遣

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…手話を使う聴覚障害者等が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣します。派遣時間は、午前8時から午後9時までで、派遣範囲は原則として県内です。費用は無料です。

### (5) 要約筆記者の派遣

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…聴覚又は音声・言語機能障害者が要約筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣します。派遣時間は、午前8時から午後9時までで、派遣範囲は原則として県内です。費用は無料です。

### (6) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…盲ろう者（視覚・聴覚の両方に障害のある方）に対し、社会生活を送る上で必要となる場面等に、通訳・介助員を派遣します。費用は原則として無料です。

### (7) 日常生活用具費の支給

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します。対象者は給付用具ごとに異なります。

### (8) 移動支援事業

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

- ②内 容…屋外での移動が困難な在宅の障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための社会参加のための外出の際の移動を支援します。

#### (9) 地域活動支援センター

①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

②内容…在宅の障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜の提供をします。

#### (10) 重度身体障害者入浴サービス事業

①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

②内容…重度身体障害児者の居宅を訪問し、巡回入浴車により入浴サービスの提供を行います。

#### (11) 日中一時支援事業

①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

②内容…障害者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行います。

#### (12) 障害者スポーツ大会

①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

②内容…スポーツを通じて障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため障害者スポーツ大会を開催しています。

### —その他—

#### (13) 住替家賃助成

①根拠法令等…川越市高齢者世帯等住替家賃助成実施要綱(平成6年4月1日施行)

②内容…身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳Ⓐ又はAの方を含む障害者世帯が家主の都合により立ち退きを求められ、市内の他の民間賃貸住宅に転居した場合、転居前と転居後の家賃の差額を助成します。(川越市内に1年以上居住し、生計中心者の市民税所得割が非課税で生活保護を受けていないこと)

#### (14) 重度心身障害者紙おむつ給付事業

①根拠法令等…川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱(平成9年12月16日施行)

②内容…在宅の重度心身障害者(身体障害者手帳1、2級及び療育手帳Ⓐ、A)で常時失禁状態にあるため排せつの介護を必要としている3歳以上の方に対し、月5,000円の範囲内で紙おむつを現物給付します。

#### (15) 重度心身障害者福祉タクシー利用券・ガソリン利用券交付事業

①根拠法令等…川越市重度心身障害者福祉タクシー利用券・ガソリン利用券交付要綱(平成27年4月1日施行)

②内容…在宅の重度心身障害者(身体障害者手帳1、2級 療育手帳Ⓐ、A 精神障害者保健福祉手帳1級)の方に福祉タクシー利用券又はガソリン利用券のどちらかを選択し、交付します。福祉タクシー利用券は、初

乗り運賃相当額の利用券（申請月に応じて年度最大 48 枚）、ガソリン利用券は、年間 1,000 円×12 枚（申請月に応じて年度最大 12,000 円）を交付します。

**(16) 重度身体障害者ガソリン購入費の補助**

①根拠法令等…川越市重度身体障害者自動車ガソリン購入費補助要綱（平成 17 年 4 月 1 日施行）

②内 容…両下肢機能の全廃又は著しい障害により、屋外において常時車椅子を使用し、就労のために自己所有の自動車を運転している身体障害者に対し、ガソリン税（上限 800／月）に相当する金額を補助します。

**(17) 重度身体障害者居宅改善整備費補助**

①根拠法令等…川越市重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行）

②内 容…在宅の重度身体障害者（両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が、1 級又は 2 級である者）の日常生活の環境改善及び自立の促進に効果的な住居等の改造にかかる経費を補助します（ただし、介護保険又は日常生活用具給付の対象外の工事で、新築、改築、増築に際して行う工事を除く）。

**(18) 重度身体障害者寝具乾燥事業**

①根拠法令等…川越市重度身体障害者寝具乾燥事業実施要綱（昭和 57 年 6 月 1 日施行）

②内 容…在宅の重度身体障害者（1、2 級）に対し、1 人年 10 回寝具の乾燥を行います。

**(19) 重度身体障害者寝具丸洗い事業**

①根拠法令等…川越市重度身体障害者寝具丸洗い事業実施要綱（昭和 57 年 6 月 1 日施行）

②内 容…在宅の重度身体障害者（1、2 級）に対し、1 人年 1 回寝具の丸洗いを行います。

**(20) 障害者等生活サポート事業**

①根拠法令等…川越市障害者等生活サポート実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）

②内 容…在宅の障害児、障害者及びその家族の必要に応じて、障害者等に対する一時預かり、送迎、外出援助等サービスを提供します。

**(21) 身体障害者緊急通報システム**

①根拠法令等…川越市緊急通報システム事業実施要綱（平成 6 年 8 月 1 日施行）

②内 容…ひとり暮らし（ひとり暮らしに準ずる世帯を含む）の身体障害者（1～3 級）が急病、事故その他の理由により緊急に救急活動を必要とする場合にその住居に設置された緊急通報システムを通じて消防署に通報します。自宅に、当事業の利用が可能な電話回線（NTT アナログ推奨）を有している必要があります。（なお、NTT アナログ回線以外では、停電時などに緊急通報が入らない可能性があります。）

## (22) 全身性障害者介護人派遣事業

- ①根拠法令等…川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱(平成8年4月1日施行)  
②内容…在宅の18才以上の全身性障害者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、その障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当するもの又は脳性まひによる障害の程度が1級のものに対し、1か月128時間を限度として介護人を派遣します。

## 4. 川越市職業センター

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、川越市職業センター条例(昭和57年市条例第12号)  
②内容…障害者又は生活保護受給者の方で、一般企業に雇用されることが困難な方を対象とし、生産活動の機会を通じて必要な訓練を行うとともに、自立を促進するための通所施設です。

## 5. 川越市みよしの支援センター

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、川越市みよしの支援センター条例(昭和51年市条例第13号)  
②内容…障害者の方で、一般企業に雇用されることが困難な方を対象とし、生産活動の機会を通じて必要な訓練を行うとともに、自立を促進するための通所施設です。

## 6. 川越市障害者総合相談支援センター

18ページ「福祉総合相談窓口」欄に記載。

## 7. 川越市総合福祉センター

- ①根拠法令等…老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条、川越市総合福祉センター条例(平成7年市条例第5号)  
②内容…障害者や高齢者を主な対象とし、自立支援、生きがいづくり、健康の維持増進をはかるための施設です。運営は、指定管理者として指定された川越市社会福祉協議会が管理・運営しています。

# 地域包括ケア推進課

## 1. 計画担当

### (1) 地域包括ケアの推進

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)

②内容…高齢者が介護を必要とするようになっても、住み慣れた地域で安心して、いきいきと充実した生活を送るために「住まい・医療・介護・生活支援・介護予防」の視点から、必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

### (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

①根拠法令等…老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)

②内容…「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画）」の目標を達成するため、川越市介護保険事業計画等審議会の意見を踏まえ、達成状況の点検やその結果に基づき必要な措置の検討及び推進を行います。

## 2. 地域包括担当

### (1) 地域包括支援センターの運営

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、川越市地域包括支援センター運営事業実施要綱(平成18年4月1日施行)

②内容…住み慣れた地域で生活していくために、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置され、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。市内に9か所と分室2か所あり、川越市が委託しています。

地域包括支援センターの主な業務内容は、次のとおりです。

#### [総合相談・支援]

高齢者やその家族等から、介護、医療、福祉、健康や生活に関することなどの相談をお受けします。

#### [権利擁護・虐待早期発見／防止]

成年後見制度の紹介、高齢者虐待の早期発見と防止、消費者被害などに対応し、高齢者の権利を守ります。

#### [地域のケアマネジャーなどの支援]

地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、さまざまな関係機関とネットワークを作り、高齢者にとってより暮らしやすい地域にするための協議、検討を行います。

### (2) 高齢者の介護予防に関すること

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、川越市地域支援事業実施要綱(平

成28年3月1日施行)

- ②内 容…高齢者が要介護状態にならないように、また介護が必要な方もそれ以上悪化しないようにするため、介護予防講演会の開催、介護予防センターの養成、いもっこ体操教室の開催、認知症予防教室の開催等の介護予防事業を実施しています。

(3) 認知症施策に関すること

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、川越市地域支援事業実施要綱(平成28年3月1日施行)

- ②内 容…認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けられるために、認知症センター養成講座、家族介護教室、オレンジカフェ、認知症相談会等の事業を実施しています。

### 3. 福祉相談センター

(1) 福祉に関する相談・支援

- ①根拠法令等…川越市福祉相談センター規則（令和2年規則第43号）、川越市福祉相談センター処務規程（令和2年訓令第9号）

- ②内 容…どこに相談して良いか、誰に相談して良いか迷っている問題を整理し、解決に向けた総合的な支援調整を行います。また、高齢者のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行います。

【福祉総合相談窓口】

福祉相談センターのほか、以下を総称して「福祉総合相談窓口」としています。

(ア) 障害者総合相談支援センター（障害者福祉課）

- ①根拠法令等…川越市障害者総合相談支援センター規則(令和2年規則第42号)、川越市障害者総合相談支援センター処務規程(令和2年訓令第8号)

- ②内 容…障害のある方々が、安心して充実した生活を送ることができるよう、障害者に関するあらゆる相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行います。

(イ) 子育て世代包括支援センター（健康づくり支援課）

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)、川越市子育て世代包括支援センター実施要綱(平成30年10月1日施行)

- ②内 容…妊娠・子育て中の方々が、地域の中で安心して出産し、楽しく子育てできるよう、妊娠・出産、子育てに関する不安や悩み、困りごとの相談に応じ、母子保健と子育て支援の両面から支援を行います。

(ウ) 自立相談支援センター（生活福祉課）

- ①根拠法令等…生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

- ②内 容…さまざまな事情で暮らしにお困りの方々が、安心して生活できるよう、仕事や住まい、家計などの相談に応じ、生活の困りごとについてさまざまな面から支援を行うため、川越市が委託しています。

# 高齢者いきがい課

## 1. 高齢者いきがい担当

### (1) 市内循環バス（シャトル）特別乗車証交付

- ①根拠法令等…川越市内循環バス特別乗車証交付要綱(平成30年4月1日施行)  
②内容…市内に住所を有する70歳以上の方が市内循環バス（シャトル）を特別料金で利用できる特別乗車証を交付します。（70歳以上90歳未満：1乗車100円、90歳以上：無料）

### (2) 福寿手帳交付

- ①内容…市内に居住する60歳以上の方に、老人福祉センター利用証となる手帳を交付します。

### (3) 健康ふれあい入浴

- ①根拠法令等…川越市健康ふれあい入浴事業実施要綱(平成6年6月15日施行)  
②内容…市内に居住している65歳以上の方を対象に、健康増進及び経済的負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的に、市指定の入浴施設を利用する際に1回200円で年間6回の補助をします。

### (4) 敬老マッサージサービス

- ①根拠法令等…川越市敬老マッサージサービス事業実施要綱(昭和59年4月10日施行)  
②内容…70歳（当該会計年度末で70歳に達する方も含む）以上で、市内に住所のある方に敬老を趣旨として、あん摩・マッサージ・指圧・はり又はきゅうの内いずれか年1回無料で受けられる利用券を交付します。

### (5) 長寿祝い金支給

- ①根拠法令等…川越市長寿祝い金支給条例(平成21年市条例第22号)  
②内容…9月1日現在、市内に引き続き1年以上居住している77歳、88歳、99歳及び100歳以上の方に支給します。年齢により支給金額が異なります。
- |       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 77歳の方 | 10,000円 | 88歳の方    | 20,000円 |
| 99歳の方 | 30,000円 | 100歳以上の方 | 50,000円 |

### (6) 金婚祝記念品贈呈

- ①根拠法令等…川越市金婚祝記念品贈呈要綱(昭和56年7月23日施行)  
②内容…結婚後50年を迎える夫婦に対して、敬老と長寿を祝い、記念品を贈呈します。対象者は、9月1日現在夫婦とも市内に住所を有し、その年間に結婚期間が50年に達する夫婦です。申請については、広報川越でお知らせします。

### (7) 高齢者家具転倒防止器具等取付

- ①根拠法令等…川越市高齢者家具転倒防止器具等取付事業実施要綱(平成24年8月1日施行)  
②内容…65歳以上の方のみで構成される世帯に対し、家具の転倒防止器具の取付を行います。取付費用は、1世帯3台まで無料です。器具については自己負担となります。

## (8) 高齢者住宅整備資金貸付

- ①根拠法令等…川越市高齢者住宅整備資金貸付条例(昭和52年市条例第15号)
- ②内 容…60歳以上の高齢者と同居又は同居しようとする方が、高齢者専用居室等を増築するなどの場合に必要な資金の貸付をします。貸付限度額は200万円まで。無利子。貸付を受けるための条件は次のとおりです。
- 1)市内に引き続き1年以上居住し、市税を完納していること
  - 2)60歳以上の親族と同居し、あるいは同居しようとする方であること(60歳以上の高齢者が自己の用に供する場合を含む)
  - 3)真に高齢者居室等の増改築を必要とし、自力で整備することが困難であること
  - 4)貸付を受ける資金の十分な償還能力を有すること
  - 5)対象者が所有し、現に居住する住宅であること
- ※償還期限は10年以内、他にも連帯保証人について等一定の要件があります。

## (9) 在宅高齢者居宅改善費助成

- ①根拠法令等…川越市在宅高齢者居宅改善費助成事業実施要綱(平成6年4月19日施行)
- ②内 容…対象者は市内に居住し、居宅の改善を必要とし、次の要件を備えている方です。助成額は対象経費の1/3以内で限度額100,000円です。なお、助成額が予算額を超えた場合は、その時点で受付が終了となります。
- 1)65歳以上の在宅の高齢者
  - 2)対象者及び同居者それぞれの方が、介護保険法による要介護者及び要支援者に該当しないこと
  - 3)対象者及び同居者それぞれの市民税所得割額が10万円以下であること
  - 4)市内に引き続き1年以上居住していること
  - 5)過去の同事業による助成金の交付を受けた居宅でないこと
- ※借家の場合には、家屋所有者に居宅の改善について承諾を得ていること
- 6)居宅の改善部分について、申請する年度に他の助成制度を利用していないこと

## (10) 高齢者世帯等住替家賃助成

- ①根拠法令等…川越市高齢者世帯等住替家賃助成実施要綱(平成6年4月1日施行)
- ②内 容…民間の賃貸住宅にお住まいの方が、家主の都合により立ち退きを要求され、他の民間賃貸住宅に転居した場合に、家賃の差額(月額30,000円を限度10年間)と転居一時金(60,000円を限度)を助成します。助成を受けるための条件は次のとおりです。
- 1)65歳以上の人暮らし世帯、65歳以上の者を含む60歳以上の方のみの世帯
  - 2)生計中心者の市民税の所得割が非課税であること及び生活保護を

受給していないこと

- 3) 市内に引き続き1年以上居住していること及び転居後の家賃額が  
65,000円未満であること

#### (11) 高齢者住宅保証

①根拠法令等…川越市高齢者住宅保証要綱(平成16年4月1日施行)

②内 容…高齢者の住宅の円滑な確保を目的とし、保証人がいないために民間賃貸住宅の転居先が見つからない高齢者を対象に、賃貸借契約を結んだ年度内に限り、市が3ヶ月分までの家賃を保証します。保証を受けるための条件は、次のとおりです。

- 1) 市内に1年以上居住し、市内に引き続き住所を有していること
- 2) ひとり暮らしで65歳以上の方、またはご家族が65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯であること
- 3) 申請者の世帯以外に2親等（兄弟、子、孫）以内の親族がいないこと
- 4) 保証人になってくれる知人がいないこと
- 5) 生活保護の適用を受けていない世帯であること

#### (12) 老人アパート提供

①根拠法令等…川越市老人アパート提供事業実施要綱(平成2年2月2日施行)

②内 容…現在居住しているアパートから立ち退きを要求されている等の理由により、緊急に住宅を確保しなければならない65歳以上の一人暮らしの方に対して、市で借り上げている民間のアパートを提供する制度です。家賃は収入に応じて5,000円から20,000円までとし、入居者の生活の安定を図っています。現在6室。空室が出た場合は、広報川越において入居者を募集します。

#### (13) 老人クラブ補助金交付

①根拠法令等…川越市老人クラブ補助金交付要綱(昭和57年4月1日施行)

②内 容…老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者が地域ごとに自発的に結成し活動しているもので、市では各クラブに対して補助金を支給しています。

#### (14) シニア芸能大会及び趣味の作品展

①根拠法令等…川越市老人福祉事業委託要綱(昭和57年4月1日施行)

②内 容… [シニア芸能大会]

高齢者が、日頃練習している芸能（舞踏・歌唱・器楽など）を発表することや、それを鑑賞することによって一日を楽しみ、生活への張りと生きがいを高めるための催しです。

[趣味の作品展]

高齢者が、趣味・特技を活かして創作した作品を展示し、同好の和を広げ、仲間づくりと生きがいを見いだし、老後の生活を豊かなものにするための催しです。

(15) シニア将棋・囲碁大会

- ①根拠法令等…川越市老人福祉事業委託要綱(昭和57年4月1日施行)  
②内 容…同好の士の親睦を図るとともに、豊かな老後の生活を支援するための催しです。

(16) シニアスポーツ大会

- ①根拠法令等…川越市老人福祉事業委託要綱(昭和57年4月1日施行)  
②内 容…スポーツを通じて健康増進を図るとともに、相互の交流を深めていくための催しです。

(17) シニアゲートボール大会・シニアグラウンドゴルフ大会

- ①根拠法令等…川越市老人福祉事業委託要綱(昭和57年4月1日施行)  
②内 容…ゲートボール・グラウンドゴルフを通じて健康増進を図るとともに、相互の交流を深めるための催しです。

(18) ゲートボール場等整備用砂給付

- ①根拠法令等…川越市ゲートボール場等整備用砂給付要綱(昭和56年11月28日施行)  
②内 容…地区老人クラブ等の高齢者の団体に、ゲートボール場等整備に必要な砂を1コート当たり年1回、数量3m<sup>3</sup>を限度に無償給付しています。

(19) 介護支援いきいきポイント

- ①根拠法令等…川越市介護支援いきいきポイント事業実施要綱(平成28年5月13日施行)  
②内 容…市内に住所を有する65歳以上の事業登録者が、市の指定を受けた介護関連施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績に応じてポイントがたまり、翌年度に活動奨励金や市の特産品等と交換することができます。

(20) 生活管理指導員等派遣

- ①根拠法令等…川越市生活管理指導員等派遣事業実施要綱(平成12年4月1日施行)  
②内 容…介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定において、要介護者・要支援者に認定された方及び介護予防生活支援サービス事業対象者を除く65歳以上の高齢者のうち基本的な生活習慣の欠如や社会適応が困難な方を対象に1週間に1回1時間以内で生活管理指導員等を派遣し、日常生活に関する支援・指導を行います。生計中心者の前年分所得税課税額によって費用負担があります。

(21) 生活管理指導短期宿泊

- ①根拠法令等…川越市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱(平成12年4月1日施行)  
②内 容…介護保険法による要介護者、要支援者に認定された方及び介護予防生活支援サービス事業対象者を除く65歳以上の高齢者のうち、基本的な生活習慣が欠如している方を一時的に擁護する必要がある場合、短期間、施設での宿泊により、日常生活に対する支援・指導を行います。期間は1年度7日以内で、1日につき1,730円の費用負担があります。

## (22) 緊急通報システム

①根拠法令等…川越市緊急通報システム事業実施要綱(平成6年8月1日施行)

②内 容…ひとり暮らしの高齢者等の住居に緊急通報システムを設置することにより、当該高齢者等が急病、事故その他の理由により緊急に救急活動を必要とする場合において、川越地区消防組合消防本部への救急通報を支援します。

対象者は、市内に住所を有する、住居に電話が設置されているおおむね65歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしまたはそれに準ずる状態であり、慢性疾患により常に注意を要する方です。自宅に、当事業の利用が可能な電話回線（N T T アナログ推奨）を有している必要があります。

## (23) 救急情報キット配布

①根拠法令等…川越市救急情報キット配布事業実施要綱(平成24年11月1日施行)

②内 容…救急情報シートに救急時に必要な情報をあらかじめ記入し、キットに入れて冷蔵庫に保管して置くことにより、「もしも」のときの救急活動などに役立てるものです。市内に居住するひとり暮らしの高齢者世帯等に対し、民生委員を通じて配布しています。

## (24) 日常生活用具給付

①根拠法令等…川越市日常生活用具給付等事業実施要綱(昭和59年4月1日施行)

②内 容…(1)火災警報器・自動消火器（給付）

65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定において要介護1～5に認定された方又はひとり暮らしの方に給付します。生計中心者の市民税所得割額によって費用負担があります。

(2)電磁調理器（給付）

65歳以上のひとり暮らし高齢者に給付します。生計中心者の市民税所得割額によって費用負担があります。

(3)老人用電話（貸与）

65歳以上でひとり暮らしの市民税所得割非課税の方で、現に電話の権利を有していない方に一般加入回線を貸与します。

## (25) 在宅高齢者配食サービス

①根拠法令等…川越市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱(平成12年10月3日施行)

②内 容…自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難な高齢者へ栄養価に配慮した食事を配食するほか、安否の確認を行います。費用は、1食あたり500円です。1日1食（昼食又は夕食）、週4回まで利用できます。対象者は、市内に居住する65歳以上の在宅の高齢者で老衰、心身の障害及び傷病の理由により、自ら食事を調理すること及び買いに行くことが困難であり、次のいずれかの条件を満たしている方です。

1)一人暮らしであること

2) 1)に該当しない者で家族等が疾病、就労等の理由により、食事の

支援を受けることが困難であること

(26) 要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い

①根拠法令等…川越市要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い事業実施要綱  
(平成12年4月1日施行)

②内 容…衛生と健康の保持を図るため、年1回、寝具の丸洗いを行います。利用料は無料です。対象者は、市内に住所を有する65歳以上で、要介護高齢者手当受給者またはひとり暮らし高齢者のうち、対象者及び同居者それぞれの市民税所得割が非課税の方です。

(27) 要介護高齢者寝具乾燥

①根拠法令等…川越市要介護高齢者寝具乾燥事業実施要綱(昭和52年4月1日施行)

②内 容…衛生と健康の保持を図るため、1年度に10回、寝具の乾燥を行います。利用料は無料です。対象者は、市内に住所を有する65歳以上で、要介護高齢者手当受給者のうち、対象者及び同居者それぞれの市民税所得割が非課税の方です。

(28) 要介護高齢者等紙おむつ給付

①根拠法令等…川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱(平成12年4月1日施行)

②内 容…月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付します。対象者は、65歳以上で市内に住所を有する在宅生活者で常時失禁の状態にあり、次のいずれかに該当する方です。

1)要介護4～5の認定を受けた方

2)要介護1～3の認定を受けた方のうち一定の要件を満たす方

※要介護1～3の認定を受けた方については、要介護認定判定の資料

に基づき要件を満たしているか調査します。詳しくは高齢者いきがい課に問い合わせください。

(29) 訪問理美容サービス

①根拠法令等…川越市訪問理美容サービス事業実施要綱(平成13年4月19日施行)

②内 容…理容師又は美容師が居宅を訪問して理容サービス又は美容サービスを提供します。対象者は、市内に居住する65歳以上の方で、加齢に伴う身体機能の低下や病気などにより、理容所や美容所へ出向くことが困難な在宅高齢者で、要介護認定の結果、要支援1・2又は要介護1～5に認定された方です。自己負担額は2,000円です。(調髪又はカットのみ)

(30) 要介護高齢者手当支給

①根拠法令等…川越市要介護高齢者手当支給条例(平成12年市条例第21号)

②内 容…要介護高齢者に手当を支給します。対象者は、市内に住所を有する65歳以上の在宅の要介護高齢者（要介護3～5の認定を受けている方）です。支給額は、月額8,000円です。

### (31) 家族介護慰労金支給

- ①根拠法令等…川越市家族介護慰労金支給事業実施要綱(平成13年4月1日施行)  
②内 容…要介護者を現に在宅で介護している家族に年間100,000円の慰労金を支給します。支給対象となる方の要件は、要介護者が要介護4または5の認定を受けており、継続して1年間（連続して3か月を超える長期入院があった場合には、入院前後の在宅期間を合わせて1年間とします。）介護保険のサービス（年間1週間以内の短期入所サービスの利用を除く。）を受けておらず、また、要介護者及び家族のいずれもその期間の市民税が非課税である場合となります。  
※要介護高齢者手当との重複利用は可能です。

### (32) 老人福祉センター

- ①根拠法令等…川越市老人福祉センター設置及び管理条例(昭和46年市条例第26号)  
②内 容…高齢者の健康増進と教養・レクリエーションの場を提供する施設で、川越市老人福祉センター西後楽会館（霞ヶ関地区笠幡）があります。市民で60歳以上・心身障害者・母子世帯の方は無料で利用できます。なお、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する市町等の公共施設の相互利用対象施設となっています。

### (33) 老人憩いの家

- ①根拠法令等…川越市老人憩いの家条例(平成8年市条例第6号)  
②内 容…高齢者に教養の向上やレクリエーション等の場を提供することによって、高齢者的心身の健康増進を図ることを目的とする施設で、小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、川越駅東口老人憩いの家の3か所があります。

### (34) 自治会老人憩いの家管理運営費補助

- ①根拠法令等…川越市自治会老人憩いの家管理運営費補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)  
②内 容…自治会が整備した老人憩いの家の管理運営費用の一部を補助します。

### (35) 生活支援ハウス

- ①根拠法令等…川越市生活支援ハウス事業運営実施要綱(平成15年4月1日施行)  
②内 容…市内に居住する60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方に対し、居住を提供し、生活指導、生活相談等の便宜を供与します。収入に応じた費用負担が有ります。

### (36) 高齢者等世話付住宅生活援助員派遣

- ①根拠法令等…川越市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業実施要綱(平成14年10月1日施行)  
②内 容…高齢者等に配慮した設備を備えた市営住宅（シルバーハウジング住戸）に入居する者に対し、生活援助員を派遣し、生活相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。生計中心

者の前年分所得税課税額に応じ費用負担があります。

(37) 成年後見等制度利用支援

- ①根拠法令等…川越市成年後見制度に係る審判請求に関する要綱(令和2年4月1日施行)、川越市成年後見等に係る報酬助成に関する要綱(令和2年4月1日施行)
- ②内 容…判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見等(後見、保佐、補助)の審判請求を行う場合に、配偶者や2親等内の親族がいない、又は配偶者等が審判請求を行う見込みがない場合は、市長が審判請求を行います。本人の所得状況により、審判請求費用や成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

(38) 成年後見センター

- ①根拠法令等…川越市成年後見センター事業実施要綱(令和3年4月1日施行)
- ②内 容…川越市成年後見制度利用促進計画(令和3年3月策定)に基づく中核機関として、成年後見制度に関する市民や関係機関からの各種相談に応じ、支援を行います。また、成年後見制度の普及や担い手育成、地域連携ネットワークの構築等に取り組み、制度の利用促進を図ります。

(39) 障害者控除対象者認定

- ①根拠法令等…川越市障害者控除対象者認定要綱(平成15年1月1日施行)
- ②内 容…65歳以上で、かつ所得控除を受けようとする対象年の12月31日(対象年中に死亡した場合はその日)において要介護1~5に認定されている方に、所得税及び市県民税の所得控除を受けることができる障害者控除対象者認定書又は特別障害者控除対象者認定書を交付します(ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳所持者は除く)。

# 介護保険課

## 1. 管理給付担当

### (1) 制度周知

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)  
②内容…介護保険制度等について周知を図るため、介護保険サービス事業者を対象とした出前説明会の実施、市広報紙への掲載、介護保険パンフレットの配布を行います。

### (2) 負担金・補助金の申請・実績報告

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)  
②内容…国又は県に対し、負担金や補助金の申請・実績報告を行います。

### (3) 高額介護サービス費の支給

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)  
②内容…同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。  
なお、給付を受けるには、市への申請が必要です。また、同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分		高額介護サービス費 (1ヶ月の自己負担の限度額)	
市区町村民税 課 稅 世 带	年収約1,160万円以上の方	世帯	140,100円
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	世帯	93,000円
	年収約383万円以上770万円未満の方	世帯	44,400円
	上記以外の市区町村民税課税世帯の方	世帯	44,400円
世帯全員が 市区町村民税 非 課 税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	世帯	24,600円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	世帯 個人	24,600円
	老齢福祉年金受給者の方		15,000円
生活保護の受給者の方等		個人	15,000円

### (4) 介護保険施設等の居住費、食費の負担軽減

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)  
②内容…所得の低い方は、負担限度額の認定を受けることで、所得状況に応じた居住費と食費の自己負担の上限(居住費・食費の自己負担限度額)が設けられます。この自己負担の上限を超えた分の居住費と食費は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に直接支払われます。※給付を受けるには、市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

区分	預貯金額の資産の状況	居住費				食費
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
生活保護受給世帯の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市区町村民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	单身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円 390円 [600円]
	前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	单身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円 650円 [1,000円]
	前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超120万円以下の方	单身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,360円 [1,300円]
	前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超の方	单身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,360円 [1,300円]

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額、[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※住民票の世帯が同一かどうかに関わらず、配偶者の方の市区町村民税課税状況等を勘査します。

（5）介護サービス等利用者負担額の軽減

- ①根拠法令等…川越市介護サービス等利用者負担額支給要綱(平成12年4月1日施行)
- ②内容…所得の低い方を対象に、介護サービス等を利用した際に支払った利用者負担額の一部を助成します。

区分	支給割合
・世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ老齢福祉年金受給者の方	介護サービス等利用者負担額の2分の1の額を支給
・世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	介護サービス等利用者負担額の2分の1の額を支給
・世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	介護サービス等利用者負担額の4分の1の額を支給

（6）介護保険事業状況報告関係

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)
- ②内容…介護保険の事業状況を月・年度ごとに県へ報告します。

## 2. 施設事業者担当

### (1) 介護保険施設等の整備の推進

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)

②内 容…「すこやかプラン・川越一川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画」のサービス基盤整備目標を達成するため、介護保険施設等の整備の推進を図ります。

### (2) 介護保険サービス事業者に関する情報整備

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)

②内 容…市と事業者の情報の連携を深め、利用者が介護保険サービスを利用しやすい環境をつくるため、事業者情報を整備します。

### (3) 指定居宅サービス事業者等の指定（許可）及び老人福祉施設の認可

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)

②内 容…指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設等の指定（許可）に関する事務及び中核市が所管する老人福祉施設の設置認可を行います。

## 3. 認定担当

### (1) 要介護認定

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)

②内 容…被保険者からの申請を受け、どの程度介護や支援が必要かを認定する要介護認定に関する事務を行います。

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業の申請受付

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)

②内 容…介護予防・生活支援サービス事業の申請を受け、サービス利用に向けての事務を行います。

## 4. 保険料資格担当

### (1) 介護保険の被保険者資格管理

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、川越市介護保険条例(平成12年市条例第14号)

②内 容…第1号被保険者の資格の取得・喪失・変更等の異動管理及び被保険者証の交付等に関する事務を行います。

### (2) 介護保険料の賦課及び徴収

①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)、川越市介護保険条例(平成12年市条例第14号)

②内 容…第1号被保険者の介護保険料の賦課及び徴収に関する事務を行います。

# こども未来部

## こども政策課

### 1. こども政策担当

#### (1) 川越市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理

①根拠法令等…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

②内 容…第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行います。

#### (2) 子育てに関する情報提供

①内 容…安心して子育てができるよう、子育て情報誌を発行・配布するなど、子育てに関する情報提供を行います。

### 2. こども給付担当

#### — 手当 —

##### (1) 児童手当

①根拠法令等…児童手当法(昭和46年法律第73号)

②内 容…15歳の年度末までの児童を養育している方に支給されます。扶養親族数に応じた所得制限があります。受給者の所得が所得制限限度額を超えた場合、特例給付が支給され、所得上限限度額を超過した場合、手当は支給されません。

手当の月額は次の表のとおりです。

児童	児童手当	特例給付 (所得制限限度額超過)	所得上限限度額超過
0歳～3歳になる月まで	15,000円		
3歳～小学校修了まで (第1子、2子)※	10,000円	一律5,000円	支給なし <u>(資格消滅)</u>
3歳～小学校修了まで (第3子以降)※	15,000円		
中学生	10,000円		

※ 18歳の年度末までの児童から順に数えます。

##### (2) 特別児童扶養手当

①根拠法令等…特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)

②内 容…対象者は身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳Ⓐ～Ⓑ程度の障害を持つ20歳未満の児童を家庭で養育監護している方です。(児童が施設に入所している場合又は障害による公的年金を受けている場合は除く)

手当の額は、身体障害者手帳1～2級程度又は療育手帳Ⓐ～Ⓐ程度の場合、月額53,700円。身体障害者手帳3級程度又は療育手帳Ⓑ程度の

場合、月額35,760円。（令和5年4月1日現在）

ただし、所得に応じて支給の制限があります。手帳の等級は目安のため、詳細はお問い合わせ下さい。

### （3）川越市遺児手当

①根拠法令等…川越市遺児手当支給条例(昭和47年市条例第13号)

②内 容…15歳の年度末までの児童（外国人については、日本の義務教育の例による）で父母がいない遺児（父母が児童と同居せず、扶養もしていない場合を含み、養護施設に入所している者を除く）を養育している方に支給されます。手当の額は遺児1人当たり月額8,500円。（令和5年4月1日現在）

## — 医療助成 —

### （4）こども医療費支給

①根拠法令等…川越市こども医療費支給に関する条例(昭和48年市条例第27号)

②内 容…中学3年生（15歳の年度末（3月31日））までのこどもについて、医療費のうち、医療保険適用後の一一部負担金（食事療養標準負担額を除く）を支給します。

### （5）ひとり親家庭等医療費支給

①根拠法令等…川越市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年市条例第19号)

②内 容…ひとり親家庭等で次に該当する場合（所得制限あり）、医療費のうち、医療保険適用後の一一部負担金（食事療養標準負担額を除く）を支給します。

#### 〔対 象〕

- 1) 母子家庭の母及び18歳の年度末（3月31日）までの児童、又は一定の障害を持つ20歳未満の児童
- 2) 父子家庭の父及び18歳の年度末（3月31日）までの児童、又は一定の障害を持つ20歳未満の児童
- 3) 父又は母が一定の障害を持つ場合、当該障害を持たない父又は母及び18歳の年度末（3月31日）までの児童、又は一定の障害を持つ20歳未満の児童
- 4) 両親のいない18歳の年度末（3月31日）までの児童、又は一定の障害を持つ20歳未満の児童及びその養育者

## 3. 認可・指導担当

### （1）児童福祉施設設置・地域型保育事業の認可

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第53号)、川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)、川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成

26年条例第64号)

- ②内 容…児童福祉施設を設置または地域型保育事業を行おうとする者の申請について法令等に基づく審査をし、児童福祉施設設置の認可または地域型保育事業の認可を行います。

(2) 認可外保育施設の届出

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)

- ②内 容…認可外保育施設の設置届等の受付を行います。

# こども育成課

## 1. こども支援担当

### (1) ファミリー・サポート・センター事業

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、川越市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成26年4月1日施行)

②内容…「保育施設開始前又は終了後の児童の預かり」「保育施設等への児童の送迎」等、会員同士の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域全体で子育てを支援する環境の整備と促進を図っています。

### (2) 緊急サポートセンター事業

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、川越市緊急サポートセンター事業実施要綱(平成26年4月1日施行)

②内容…ファミリー・サポート・センター事業では対応の難しい「緊急的な児童の預かり」「病児・病後児の預かり」「宿泊を伴う預かり」等、会員同士の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域全体で子育てを支援する環境の更なる整備と充実を図っています。

### (3) 病児保育事業

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、川越市病児・病後児保育事業実施要綱(平成26年4月1日施行)

②内容…病気や病気回復期の児童を、保護者の仕事の都合や疾病、事故、出産等の理由により家庭において保育できない場合、一時的に預けることができます。

## 2. 青少年育成担当

### (1) 青少年の健全育成に係る総合調整

①内容…青少年の健全育成に係る総合調整に関する事務を行っています。

### (2) 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会

①根拠法令等…地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)、川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例(平成26年市条例第9号)

②内容…青少年健全育成やいじめ問題等に係る諸課題について審議し、青少年行政の推進を図っています。

### (3) 少年指導センターの運営

①根拠法令等…川越市少年指導センター設置条例(昭和47年市条例第34号)

②内容…川越市少年補導員による街頭補導活動や、川越市少年指導センター指導員による相談業務を通じて、少年の非行防止を図っています。

#### (4) その他

- 1) 川越市青少年を育てる市民会議との連絡

### 3. 児童館

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)

②内容…健全な遊びを通じて、児童の健全な育成を図る施設です。市内には、児童センターこどもの城、川越駅東口児童館及び高階児童館の3館が設置されています。

### 4. 子育て支援センター

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、川越市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成27年4月1日施行)

②内容…地域における子育て支援機能の充実を図り、子育て中の親の不安感等を緩和するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育て支援に関する講習の実施等を行っています。

#### (2) 利用者支援事業（基本型）

①根拠法令等…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、川越市教育・保育・子育て支援施設等利用者支援事業実施要綱(平成28年4月1日施行)

②内容…地域の子育て支援を必要としている方が、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、保護者等から相談を受け個別のニーズを把握して、それに基づき情報を集約し提供をしています。また、必要に応じて関係機関が実施する支援事業の利用のあっせん又は調整をします。

# こども家庭課

## 1. こども相談担当

### (1) 家庭児童相談室

- ①根拠法令等…川越市家庭児童相談室要綱(平成21年4月1日施行)  
②内容…家庭における児童の養育と教育に関する種々の問題の解決を図るため、家庭児童相談室を設置して、保護者や関係機関からの相談に応じています。

### (2) 施設入所相談

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)  
②内容…児童の福祉を図るために各種児童福祉施設への入所相談を行っています。

### (3) 児童虐待防止SOSセンター事業

- ①根拠法令等…川越市児童虐待防止SOSセンター事業実施要綱(平成23年7月1日施行)  
②内容…こども家庭課内に児童虐待防止SOSセンターを設置し、専用のフリーダイヤルにより、虐待を受けている可能性のある児童を発見した方、虐待をしている保護者等、虐待を受けている児童自身からの相談に応じています。

### (4) 多胎児産前産後ヘルパー派遣事業

- ①根拠法令等…川越市多胎児産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱(平成27年6月1日施行)  
②内容…多胎児の妊娠出産期における母の負担軽減を図り、子育てを支援するため、家事又は育児の援助を行うヘルパーを派遣しています。

## 2. ひとり親支援担当

### (1) 母子家庭等自立支援事業

- ①根拠法令等…川越市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成15年4月1日施行)、川越市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱(平成16年3月16日施行)、川越市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成19年4月2日施行)、川越市ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(平成19年4月2日施行)、川越市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱(平成19年4月2日施行)、川越市ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱(平成26年8月1日施行)、川越市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱(平成28年6月1日施行)

- ②内容…ひとり親家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、その自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援など総合的なひとり親家庭等対策を行います。

### (2) ひとり親家庭相談

- ①根拠法令等…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 平成26年10月1

日 母子及び寡婦福祉法の一部改正施行により名称変更

- ②内 容…ひとり親家庭の様々な悩みや社会生活全般についてのあらゆる相談に応じています。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

- ①根拠法令等…川越市子育て短期支援事業実施要綱(平成25年4月1日施行)

- ②内 容…保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、その児童を実施施設において宿泊を伴った養育・保護を行います。

(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ①根拠法令等…川越市子育て短期支援事業実施要綱(平成25年4月1日施行)

- ②内 容…保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合、その児童を実施施設において保護し、生活指導や食事の提供などを行います。

(5) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

- ①根拠法令等…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)平成26年10月1日 母子及び寡婦福祉法の一部改正施行により名称変更

- ②内 容…ひとり親家庭等の経済的自立を図るために、福祉資金の貸付を行っています。

(6) 児童扶養手当

- ①根拠法令等…児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)

- ②内 容…父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない家庭や父又は母が一定の心身障害者等の家庭で、18歳になる年の年度末（3月31日）までの児童、または20歳未満の重度心身障害児を養育監護しており、一定の所得未満の方に支給されます。（施設入所者、公的年金受給者は受給できない場合があります。）

手当の額は次の表のとおりです。（令和5年4月分から）

子供の人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	44,140円	44,130円～10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目以降加算額	6,250円	6,240円～3,130円

本人やその配偶者、扶養義務者の所得制限があります。

所得制限は次の表のとおりです。（令和5年4月時点）

扶養 人数	本人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

# 保育課

## 1. 管理担当

### (1) 保育園の管理等

①内 容…市内20か所の公立保育園の管理等を行っています。

## 2. 入所担当

### (1) 保育園への入園

①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、川越市保育料等に関する条例(平成27年市条例第18号)

②内 容…保護者が仕事や病気等で、乳幼児の保育を必要とする場合は、保育園等において定員の範囲内で保育を実施します。市内には公立20か所、私立37か所の保育園と認定こども園が9か所、小規模保育施設が21か所、事業所内保育施設が10か所あります。

### (2) 一時預かり事業（保育園）

①根拠法令等…川越市延長保育事業等実施要綱(平成30年4月1日施行)、川越市保育料等に関する条例(平成27年市条例第18号)

②内 容…保護者の就労、職業訓練、就学等により概ね平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童を預けることができます。また、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等一時的に家庭保育が困難な場合にも預けることができるほか、育児リフレッシュを目的とした利用もできます。

### (3) 時間外保育事業（保育園）

①根拠法令等…川越市延長保育事業等実施要綱(平成30年4月1日施行)、川越市保育料等に関する条例(平成27年市条例第18号)

②内 容…保護者の就労状況等により、保育時間の延長を必要とする児童を預けることができます。

### (4) 利用者支援事業（特定型）

①根拠法令等…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、川越市教育・保育・子育て支援施設等利用者支援事業実施要項(平成28年4月1日施行)

②内 容…待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、利用者から相談を受け、個別のニーズを把握して、それに基づき情報を集約し提供をしています。

## 3. 施設給付担当

### (1) 子どものための教育・保育給付

①根拠法令等…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

②内 容…認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設等を利用する教育・保育給付認定を受けた方に施設型給付費等を支給します。

## (2) 子育てのための施設等利用給付

①根拠法令等…子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

②内容…未移行幼稚園や認可外保育施設等を利用する施設等利用給付認定を受けた方に施設等利用費を支給します。

# 療 育 支 援 課

## 1. 療育支援担当

- (1) 川越市児童発達支援センターとの連絡調整
- (2) 障害児通所給付の支給
  - ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)
  - ②内 容…障害児通所給付には、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがあり、所定の手続きをすることにより、障害児通所給付費が支給されます。
- (3) 指定障害児通所支援事業者の指定等
  - ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)
  - ②内 容…指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務を行います。

## 2. 川越市児童発達支援センター

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)、川越市児童発達支援センター条例(平成30年市条例第61号)
- ②内 容…主に未就学の障害のある子どもまたはその心配のある子どもと、その家族を支援する施設です。通園、専門相談、親子教室、地域支援事業等を行います。また、子どもの心身の発達や障害に関する相談やサービスの利用に関する相談に応じています。

# 保 健 医 療 部

## 保 健 医 療 推 進 課

### 1. 保健医療推進担当

#### (1) 保健医療行政の企画及び調整に関すること

①内 容…保健医療行政の企画・調整に関する事務を行います。

#### (2) 川越市医療問題協議会に関すること

①根拠法令等…川越市医療問題協議会条例（平成26年市条例第44号）

②内 容…地域医療及び保健衛生に関する諸問題について協議し、保健医療行政の推進を図ります。

#### (3) 救急医療体制に関すること

①根拠法令等…医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号）

②内 容…休日（日曜、祝日及び年末年始）又は夜間における傷病の発生に迅速に対処するため、川越市医師会、川越市歯科医師会、川越市薬剤師会等の協力を得て、次の救急医療体制をとっています。

##### 1) 初期救急医療体制

初期あるいは救急期症状にある患者の診療、負傷者の応急処置などに当たり、救急医療体制の基盤となっています。

- ・夜間休日診療

川越市医師会が運営主体となって、軽症の急病患者を対象に、内科及び小児科の応急診療を行います（川越市医師会夜間休日診療所）。

- ・休日歯科診療所

川越市歯科医師会員が当番制により歯科の応急診療を行います（川越市予防歯科センター）。

- ・在宅当番医制

川越市医師会員の医療機関が当番制により診療を行います。

##### 2) 第二次救急医療体制

- ・病院群輪番制病院

夜間休日診療、在宅当番医等、初期救急医療施設の後方病院として、川越市医師会地区、東入間医師会地区の中核的病院が各地区内で当番月を定め休日又は夜間の重症の患者を受け入れています。

- ・小児救急医療体制

第二次救急医療のうち小児救急患者の診療を行うため、埼玉医科大学総合医療センターで休日の全日及び平日の夜間診療を行

っています。

### 3) 第三次救急医療体制（高度救命救急センター）

初期救急医療施設、第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な体制のもとに、県全域の脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などの重篤な患者の救急医療に加えて、特に急性中毒、広範囲熱症、指肢切断等の特殊疾病に対する高度の救急医療を埼玉医科大学総合医療センターが24時間体制で行っています。

### 4) 救急病院・救急診療所

市内には9つの救急病院と2つの救急診療所があります（令和5年4月1日現在）。

## （4）医療提供体制の整備に関すること

①内 容…市民の医療ニーズに適応した医療サービスの提供体制の充実を図るため、地域医療連携推進事業やかかりつけ医定着事業を推進しています。

### 1) 地域医療連携推進事業

川越市医師会が中核医療機関である埼玉医科大学総合医療センターや介護事業所等と連携協調して、病診連携推進事業、継続看護連携推進事業、介護連携推進事業を実施し、医師・看護師・介護職員等の知識や技能の向上のため研修及び症例検討会等を開催し、地域における医療・介護・福祉のネットワーク化を図ります。

### 2) かかりつけ医定着事業

診療所と病院がそれぞれの特性を活かしながら連携が図れるよう、「すこやかマップ（川越市医療マップ）」の作成・配布を行っています。

## （5）AED（自動体外式除細動器）の普及推進に関すること

①根拠法令等…自動体外式除細動器（AED）の普及啓発について

（平成18年9月21日八都県市首脳会議依頼通知）

②内 容…「川越市AED普及推進計画」に基づき、AEDの普及推進に関する事業を行っています。

### 1) 公共施設へのAEDの設置

市民や観光客の生命の安全と安心を守るとともに、AEDの普及啓発を図るため、市の主な公共施設に合計196台のAEDを設置しています。

### 2) AED貸出制度

多くの市民などが集まる催しなどで御利用いただけるよう、AEDの貸出しを行っています。

## （6）新型インフルエンザ等対策本部に関すること

①根拠法令等…新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）、川越市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年市条例第8号）、川越市新型インフルエンザ等対策本部要綱（平成25年4月13日施行）

②内 容…新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府対策本部から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた際に設置される、川越市新型インフルエンザ等対策本部に関する事務を行います。

(7) その他

①内 容…部内の連絡調整に関すること。

## 2. ふれあい歯科診療所

(1) 診療事業

①根拠法令等…川越市ふれあい歯科診療所条例（平成23年市条例第25号）、川越市ふれあい歯科診療所条例施行規則（平成24年市規則第6号）

②内 容…川越市ふれあい歯科診療所は、昭和52年に開始した川越市立診療所の歯科を前身とする歯科診療所です。

当診療所では、障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療も行い、安全で安心できる治療を心がけています。

③診 療 日…月～金曜日

④診 療 時 間…午前 9 時～午後 0 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 4 時

⑤休 診 日…土・日曜日、祝・休日、年末年始（12月 29 日～1月 3 日）

# 國民健康保険課

## 1. 管理保健担当

### (1) 特定健康診査

- ①根拠法令等…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
②内容…メタボリックシンドロームの予防・改善を目的として、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者（妊娠婦その他の厚生労働大臣が定める者を除きます。）を対象に、特定健康診査を実施します。6月から翌年1月まで、指定医療機関にて個別に実施します。セットA（特定健康診査）は無料、セットB（特定健康診査に心電図検査、眼底検査を追加）は自己負担額500円、セットC（その他人間ドックに相当する項目を追加）は自己負担額8,500円となります。

### (2) 特定保健指導

- ①根拠法令等…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）  
②内容…特定健康診査の結果により保健指導が必要な方に、特定保健指導利用券を送付し、特定保健指導実施機関で保健指導を実施します。運動や食事などから生活習慣の改善を行う保健指導を無料で行います。

### (3) 脳ドック検査料の支給

- ①根拠法令等…川越市国民健康保険脳ドック検査料支給規則（平成13年市規則第42号）  
②内容…脳血管障害、脳腫瘍などの疾患を早期に発見する脳ドックに対して、一年度につき1回、一人当たり26,250円（脳ドックに要した費用が26,250円を超えない場合は、当該脳ドックに要した費用に相当する額）を支給します。支給対象となる脳ドックは、磁気共鳴断層撮影（MR-I）または磁気共鳴血管撮影（MRA）による検査のほか、医師が必要と認める検査となります。対象者は、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者（脳ドック受検日において国民健康保険の被保険者である場合に限ります。）で、国民健康保険税を納期到来分まで完納している方となります。

## 2. 資格賦課担当

### (1) 被保険者の資格管理

- ①根拠法令等…国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、川越市国民健康保険条例（昭和34年市条例第9号）ほか  
②内容…国民健康保険の被保険者資格の取得、喪失、変更等の異動管理及び被保険者証の交付等に関する事務を行います。

### (2) 国民健康保険税の賦課

- ①根拠法令等…地方税法（昭和25年法律第226号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、川越市国民健康保険税条例（昭和34年市条例第19号）ほか  
②内容…国民健康保険税の賦課に関する事務を行います。

### 3. 保険給付担当

#### (1) 出産育児一時金の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、川越市国民健康保険条例(昭和34年市条例第9号)

②内容…国民健康保険被保険者が出産した場合は、世帯主に出産育児一時金を支給します。妊娠85日(12週)以降であれば、死産・流産、海外での出産でも支給されます。支給金額は488,000円(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は500,000円)となります。ただし、社会保険などから同等の給付等を受けられた方を除きます。

また、国民健康保険から医療機関に出産育児一時金を支払い、被保険者の負担を軽減する制度(直接支払制度)があります。直接支払制度を利用しない場合、又は直接支払制度を利用し、出産費用が支給金額に満たなかった場合には、医療機関との精算を行った後、国民健康保険へ申請が必要になります。

なお、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に対し、事前に出産費用を貸し付けする制度もあります。

#### (2) 葬祭費の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、川越市国民健康保険条例(昭和34年市条例第9号)

②内容…国民健康保険被保険者が亡くなった場合は、葬祭を執行した方に葬祭費を支給します。支給金額は50,000円となります。ただし、社会保険などから同等の給付等を受けられた方を除きます。

#### (3) 高額療養費の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

②内容…同一月に支払った保険適用分の自己負担額が一定額を超えた時、その超えた分を高額療養費として支給します(ただし、入院時の差額ベッド代や食事に係る負担額等保険適用でないものは対象となりません)。該当する方には、世帯主宛に申請書をお送りします。

#### (4) 療養費の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

②内容…次の1)～5)に該当し、一旦医療費の全額を支払った場合、療養費として一部負担金の額を除いた金額を支給します。

- 1) 急病などで、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき。
- 2) 医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を作製したとき。
- 3) 医師が治療上必要と認めた、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術を受けたとき。
- 4) 輸血のために生血代がかかったとき。
- 5) 海外で負傷、又は疾病にかかったとき(海外療養費)。

## (5) 移送費の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

②内 容…負傷・疾病により移動困難な患者が医師の指示により一時的・緊急的な必要があつて移送されたことが審査により認められれば、移送費を支給します。

## (6) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

①根拠法令等…国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、川越市国民健康保険条例(昭和 34 年市条例第 9 号)

②内 容…国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）が新型コロナウイルスに感染又は発熱等症状があり感染が疑われたことにより仕事を欠勤し、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。  
(令和 5 年 5 月 7 日までに感染、もしくは発症した場合に支給対象となります。)

# 高齢・障害医療課

## 1. 後期高齢者医療資格担当

### (1) 後期高齢者医療制度に関すること

①根拠法令等…高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、川越市後期高齢者医療に関する条例(平成20年市条例第10号)ほか

②内容…対象は75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。制度は埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営します。市では保険料の徴収、保険証の引き渡し、各種申請の受付に関する事務を行います。

## 2. 後期高齢者医療給付担当

### (1) 後期高齢者医療制度に関すること

①根拠法令等…高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、川越市後期高齢者医療に関する条例(平成20年市条例第10号)ほか

②内容…対象は75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。制度は埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営します。市では入院時見舞金の支給、健康診査の実施、各種申請の受付に関する事務を行います。

## 3. 障害者医療担当

### (1) 障害者医療費支給

①根拠法令等…川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年市条例第37号)

②内容…身体障害者手帳1～4級、療育手帳Ⓐ・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者又は埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方(平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外)等が、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金等を支給します。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、支給の対象となりません。

# 保 健 総 務 課

## 1. 総務担当

### (1) 衛生関係免許申請の受理・交付

①根拠法令等…知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年県条例第61号)

②内 容…厚生労働大臣や埼玉県知事等が与える衛生関係免許の申請の受理と交付を行っています。

### (2) 厚生統計調査

①根拠法令等…人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)、国民生活基礎調査規則(昭和61年省令第39号)

②内 容…人口動態調査、国民生活基礎調査等を実施し、厚生労働省等の行政施策のための基礎資料を得ています。

### (3) 施設維持管理

①内 容…保健所及び総合保健センターの施設維持管理を行っています。

## 2. 企画調整担当

### (1) 地域保健実習受入れの調整に関すること

①根拠法令等…医師法(昭和23年法律第201号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)、川越市保健所実習実施要綱(平成20年4月1日)

②内 容…医師、歯科医師の臨床研修及び保健師等の学生実習受入れの調整に関する事務を行っています。

### (2) 保健師現任教育に関すること

①根拠法令等…看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)

②内 容…保健師現任教育に関する事務を行っています。

### (3) 保健所内の業務の調整に関すること

①内 容…保健所内の業務の調整に関する事務を行っています。

## 3. 医事・薬事担当

### (1) 医療機関等の許可・届出等に関すること

①根拠法令等…医療法(昭和23年法律第205号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)

②内 容…病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所、衛生検査所の開設に係る許可・届出等の受理及び検査・指導を行っています。

### (2) 医療安全支援センターに関すること

①根拠法令等…医療法(昭和23年法律第205号)

②内 容…医療に関する患者等の苦情や相談への対応等、医療の安全に関する業務を行っています。

(3) 薬局・医薬品販売業等の許可・届出に関すること

①根拠法令等…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
(昭和35年法律第145号)

②内 容…薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業・製造業、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、再生医療等製品販売業の許可・届出の受理及び監視を行っています。

(4) 医薬品等の適正使用の推進に関すること

①根拠法令等…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
(昭和35年法律第145号)

②内 容…医薬品の適正使用の啓発を行っています。また、埼玉県と連携して薬物乱用防止の啓発に努めています。

(5) 毒物劇物販売業者等の登録・届出に関すること

①根拠法令等…毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)

②内 容…毒物劇物販売業者、業務上取扱者の登録・届出等の受理及び監視を行っています。

(6) 温泉の利用の許可に関すること

①根拠法令等…温泉法(昭和23年法律第125号)

②内 容…温泉の利用の許可・届出の受理及び監視を行っています。

(7) 家庭用品安全対策に関すること

①根拠法令等…有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)

②内 容…家庭用品の試買検査を行っています。

(8) 献血推進事業

①根拠法令等…安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)

②内 容…献血思想の普及に努めるとともに、埼玉県等と連携を図りながら埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援しています。

# 保 健 予 防 課

## 1. 精神保健担当

### (1) 精神保健福祉相談

- ①根拠法令等…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)  
②内容…精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや精神保健福祉に関する相談(電話・面接・訪問等)を隨時受け、問題解決に向けたアドバイスを行っています。

### (2) 精神保健福祉家族教室

- ①根拠法令等…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)  
②内容…精神障害者を抱える家族に必要な知識や情報を提供したり、家族同士の悩みを分かち合う場を提供するための教室を実施しています。

### (3) 自殺予防対策事業

- ①根拠法令等…自殺対策基本法(平成18年法律第85号)  
②内容…自殺予防対策を多角的に検討し総合的に推進するため、連絡会議や講演会、教室等の事業、自殺予防に関する啓発活動を行います。

### (4) 精神保健指定医の申請窓口業務

- ①根拠法令等…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)  
②内容…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定に基づき、厚生労働大臣が患者の人権に配慮した適正な医療を行う医師を指定する事業の申請窓口となります。

## 2. 感染症担当

### (1) 結核指導・相談

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)  
②内容…保健師が結核患者に対する面接や事業者等への調査を行い、登録管理し、適正な医療の提供を受けられるように支援し、結核のまん延防止を図ります。また、本人、家族や他の接触者の相談を継続的に受けています。

### (2) 結核定期病状調査

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)  
②内容…結核患者の治療を行っている担当医師から情報を入手し、結核の再発、自己中断、二次感染の防止を図ります。

### (3) 接触者の健康診断

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

②内 容…結核患者に接触した方たちに対して、結核まん延の防止のための健診を行います。また、治療終了した患者の結核再発防止のための検診を行います。

#### (4) 結核予防費補助事業

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

②内 容…私立学校等が行う結核定期健康診断事業に対し、補助を行うことにより受診率の向上を図り、患者の早期発見、早期治療及び感染防止を図ります。

#### (5) 感染症発生時調査、まん延防止措置

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)

②内 容…1・2・3類及び4類感染症(必要時5類感染症)若しくは新型インフルエンザ等感染症が発生した場合、職員が本人や家族に面接し、病状把握、接触者の確認、原因の特定等について調査します。その後必要が認められる場合は、患者の搬送や検体採取、接触者に対して検便等の検査を行い、消毒の指示も含め、まん延防止の措置をします。

#### (6) 感染症診査協議会

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症診査協議会条例(平成15年4月1日施行)

②内 容…結核患者の適正な治療の確認と、結核を含む感染症で勧告入院となつた患者の入院期間の延長等に関して、必要事項を診査します。委員3名で構成されています。

#### (7) 感染症医療費公費負担事務

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

②内 容…結核を含む感染症で勧告入院となつた患者の入院についての公費負担申請を受け付け、診査・支払いを行います。また、結核患者に関しては、勧告入院に該当しない場合でも感染症診査協議会の意見を聞き、医療費を公費負担することにより結核のまん延防止を図ります。

#### (8) 感染症発生動向調査

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症発生動向調査事業実施要綱(平成15年4月1日施行)

②内 容…感染症患者の発生状況を早期にかつ的確に把握して、その流行を予測し、適切な予防策をとるために、複数の医療機関に依頼をして、定期的に患者発生の報告を受け、その情報を県へ送り、集計された還元情報を関係機関に送っています。

#### (9) 性感染症検査・相談

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)
- ②内容…エイズを含む性感染症の予防啓発のため、性感染症検査を月2回（夜間月1回を含む。）、エイズ即日検査を月1回、土曜エイズ即日検査を年2回行っています。また、面接相談・電話相談に対して、随時対応しています。

#### (10) 感染症予防啓発事業

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)、川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)
- ②内容…エイズを含む感染症について、パンフレットの配布や講演会、広報川越等で予防啓発事業を行っています。

#### (11) 感染症全般についての相談

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)、川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)

- ②内容…感染症全般についての電話相談に対して、随時対応しています。

#### (12) 光化学スモッグ健康被害の受理

- ①根拠法令等…大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、埼玉県大気汚染緊急時対策要綱(昭和47年6月10日実施)、川越市大気汚染緊急時対策要綱(平成16年10月1日施行)
- ②内容…光化学スモッグによる健康被害状況を受理し、埼玉県保健医療部疾病対策課に報告します。光化学スモッグに関する電話相談を随時受け付けています。

# 新型コロナワクチン接種対策室

## 1. 事業推進担当

### (1) 新型コロナワクチン予防接種

①根拠法令等…予防接種法（昭和23年法律第68号）

②内 容…委託医療機関による個別接種です。厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」等に基づき、生後6か月から4歳の乳幼児を対象に初回接種（1・2・3回目）及び追加接種（4回目）を実施しています。5歳から11歳の小児及び12歳以上の方を対象に初回接種（1・2回目）及び追加接種（3回目以降）を実施しています。なお、接種にはそれぞれの対象年齢に応じたオミクロン株（XBB. 1. 5）対応1価ワクチンを使用しています。（令和5年9月20日以降適用）

# 食品・環境衛生課

## 1. 食品衛生担当

### (1) 食品営業の施設の許可・監視指導

①根拠法令等…食品衛生法(昭和22年法律第233号)

②内 容…食品営業をされる方の申請手続きや監視指導を行っています。

### (2) 食中毒・苦情調査

①根拠法令等…食品衛生法(昭和22年法律第233号)

②内 容…食中毒発生時の調査、苦情への調査を行っています。

### (3) と畜場の設置の許可

①根拠法令等…と畜場法(昭和28年法律第114号)

②内 容…と畜場を設置される方の申請手続きを行っています。

### (4) 食鳥処理業の許可・食鳥検査の実施

①根拠法令等…食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)

②内 容…食鳥処理業をされる方の申請手続きと食鳥検査を行っています。

## 2. 環境衛生担当

### (1) 犬の捕獲・犬と猫及び負傷動物の引取り

①根拠法令等…狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成10年県条例第19号)

②内 容…野良犬や放し飼いの犬の捕獲やどうしても飼えなくなった犬・猫の引き取り及び負傷動物(家庭動物のみ)の収容を行っています。

### (2) 犬の咬傷届出

①根拠法令等…埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成10年県条例第19号)

②内 容…飼い犬が人を咬んだ場合の届出を受け付けています。

### (3) 動物取扱業の登録

①根拠法令等…動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

②内 容…ペットショップ、ペットホテルなどの動物取扱業を営業する方の申請手続き及び監視・指導を行っています。

### (4) 特定動物の飼養・保管の許可

①根拠法令等…動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

②内 容…ライオン、クマ、ワニなどの特定動物を飼養又は保管する方の申請手続き及び監視・指導を行っています。

### (5) 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付

①根拠法令等…狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)

②内 容…犬の登録の受付、狂犬病予防注射済票の交付を行っています。

## (6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

①根拠法令等…川越市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

②内 容…市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行う市民に対し、その経費の一部を補助しています。

## (7) 川越市動物愛護推進員制度

①根拠法令等…動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、川越市動物愛護推進員設置要綱(平成29年11月20日施行)

②内 容…動物愛護推進員は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者を公募・選考し、市長が委嘱を行っています。動物愛護推進員は、市の行う動物の愛護と適正な飼養のための施策に協力をしています。また、市と連携をとりながら、地域でさまざまな動物愛護の普及・啓発に取り組んでいます。

## (8) ねずみ、衛生害虫等に関する相談

①根拠法令等…地域保健法(昭和22年法律第101号)

②内 容…ねずみ、衛生害虫等に関する相談に応じています。

## (9) 理容所開設の届出

①根拠法令等…理容師法(昭和22年法律第234号)

②内 容…理容所を開設する方の届出手続き及び監視・指導を行っています。

## (10) 美容所開設の届出

①根拠法令等…美容師法(昭和32年法律第163号)

②内 容…美容所を開設する方の届出手続き及び監視・指導を行っています。

## (11) クリーニング所開設の届出

①根拠法令等…クリーニング業法(昭和25年法律第207号)

②内 容…クリーニング所を開設する方の届出手続き及び監視・指導を行っています。

## (12) 旅館業営業の許可

①根拠法令等…旅館業法(昭和23年法律第138号)

②内 容…ホテル、旅館などの旅館業を営業する方の申請手続き及び監視・指導を行っています。

## (13) 墓地等経営の許可

①根拠法令等…墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)

②内 容…墓地、納骨堂、火葬場を経営する方の申請手続きを受け付けています。

## (14) 公衆浴場営業の許可

①根拠法令等…公衆浴場法(昭和23年法律第139号)

②内 容…銭湯、健康ランドなどの公衆浴場を営業する方の申請手続き及び監視・指導を行っています。

## (15) 興行場営業の許可

①根拠法令等…興行場法(昭和23年法律第137号)

②内 容…映画館、劇場などの興行場を営業する方の申請手続き及び監視・指導を行っています。

(16) プール開設の届出

①根拠法令等…川越市プールの安全安心要綱(平成15年4月1日施行)

②内 容…プールを開設する方の届出の受付及び監視・指導を行っています。

(17) 専用水道布設工事設計確認申請

①根拠法令等…水道法(昭和32年法律第177号)

②内 容…専用水道の布設工事設計確認申請及び給水開始前の届出の受付及び監視・指導を行っています。

(18) 自家用水道布設確認申請

①根拠法令等…埼玉県自家用水道条例(昭和32年県条例第2号)

②内 容…自家用水道の布設確認の申請手続き及び監視・指導を行っています。

(19) 特定建築物の届出・事業の登録

①根拠法令等…建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

②内 容…特定建築物の届出の受付、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請手続き及び監視・指導を行っています。

(20) 化製場等の許可

①根拠法令等…化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)

②内 容…化製場及び死亡獣畜取扱場を設置される方の申請手続きを受け付けています。

# 衛 生 檢 査 課

## 1. 検査担当

### (1) 食品等の検査

- ①根拠法令等…食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ②内 容…収去・苦情食品等の理化学・微生物検査を行っています。

### (2) 食中毒等の検査

- ①根拠法令等…食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ②内 容…食中毒発生時の理化学・微生物検査等を行っています。

### (3) 水質の検査

- ①根拠法令等…水道法(昭和32年法律第177号)、川越市プールの安全安心要綱(平成15年4月1日施行)、埼玉県自家用水道条例(昭和32年県条例第2号)、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知)、川越市公衆浴場法施行条例(平成24年市条例第58号)

- ②内 容…飲用水・プール水・浴槽水等の水質検査を行っています。

### (4) 感染症の検査

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、川越市感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)、川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱(平成15年4月1日施行)
- ②内 容…二・三類感染症等発生時の患者又は接触者に対する微生物等検査、性感染症予防啓発のための検査(HIV即日検査)を行っています。

### (5) 家庭用品等の検査

- ①根拠法令等…有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)
- ②内 容…乳幼児用繊維製品の理化学検査、健康食品中の医薬品成分含有を調べる理化学検査を行っています。

# 健 康 管 理 課

## 1. 管理給付担当

### (1) 未熟児養育医療給付

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)  
②内 容…未熟児又は体重2,000 g 以下で生まれた新生児などで指定医療機関での入院医療が必要な場合、養育医療を給付します。

### (2) 自立支援医療（育成医療）給付

- ①根拠法令等…障害者総合支援法(平成24年法律第51号)  
②内 容…18歳未満で、心臓障害や先天性の内臓障害などの身体障害を有する方が指定自立支援医療機関で受ける育成医療を給付します。

### (3) 結核児童療育給付

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)  
②内 容…18歳未満で、結核にかかり入院治療を必要とする方が受ける医療等を給付します。

### (4) 小児慢性特定疾病医療給付

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)  
②内 容…悪性新生物（がん）、慢性腎疾患、糖尿病などにかかっている方の医療を給付します。

### (5) 特定不妊治療支援事業

- ①根拠法令等…母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(平成17年8月23日施行)  
②内 容…特定不妊治療・男性不妊治療を受ける夫婦を対象に経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部を助成します。（指定医療機関で受けたものに限ります。年齢制限あり。令和4年度から特定不妊治療が保険適用となったことから、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度に治療終了した者のみを対象とします。）

### (6) 早期不妊検査費助成事業・不育症検査費助成事業

- ①根拠法令等…川越市早期不妊検査・不育症検査実施要綱(平成30年4月12日施行)  
②内 容…法律上の婚姻をしている男女（事実婚関係にある方を含む）で、検査を受けた方を対象に検査費用の一部を助成します。

### (7) 先進医療不育症検査費助成事業

- ①根拠法令等…川越市先進医療として告示されている不育症検査費助成事業実施要綱（令和3年12月21日施行）  
②内 容…現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されている流産検体を用いた遺伝子検査について、検査費用の一部を助成します。

### (8) 不妊専門相談センター事業

- ①根拠法令等…母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(平成17年8月23日施行)  
②内 容…不妊・不育症で悩む方を対象に、委託医療機関にて専門医による面接相

談を行っています。

(9) 難病患者の医療費助成

①根拠法令等…難病の患者に対する医療等に関する法律(平成27年1月1日施行)、埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱(平成17年10月1日施行)

②内容…指定難病等の治療を受けている方が、指定医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の一部を助成する制度の申請の受け付けを行っています。

(10) 患者家族会への支援

①根拠法令等…難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日局長通知)

②内容…神経難病患者と家族の会「あやめの会」・ALS患者家族交流会「よつばの会」等、患者家族への支援を行っています。

(11) 難病医療講演会・患者家族交流会

①根拠法令等…難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日局長通知)

②内容…患者・家族・関係者を対象に、疾患・治療・福祉サービス・介護方法等についての講演会開催や、交流会を行っています。

(12) 地域難病従事者研修会

①根拠法令等…難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日局長通知)

②内容…保健・医療・福祉関係者の資質の向上及び連携強化を図り、地域ケアシステムの構築を図ることを目的に地域難病従事者研修会を開催しています。

(13) 電話や面接、訪問等による個別相談

①根拠法令等…難病特別対策推進事業実施要綱(平成10年4月9日局長通知)

②内容…療養生活や介護方法等についての相談に応じたり、必要なサービスの調整、精神面のフォロー等個別支援を行っています。

(14) 石綿(アスベスト)健康相談

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)

②内容…石綿(アスベスト)に関する健康被害に関する相談に応じています。

(15) 石綿健康被害救済給付制度の申請事務

①根拠法令等…石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年2月10日法律第4号)

②内容…石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方およびその遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して救済給付の支給を行う制度の申請の受け付けを行っています。

(16) 肝炎治療特別促進事業

①根拠法令等…肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年4月1日施行)

②内容…B型およびC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療等、B型肝炎ウイルスの増殖を抑える核酸アナログ製剤治療等で、それぞれ保険適用となっているものを対象とした医療費の一部助成制度の申請の受け付けを行っています。

(17) 原爆被爆者援護

①根拠法令等…原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

②内 容…原爆被爆者及び被爆者二世に係わる各種申請の受付及び埼玉県への進達事務を行っています。

#### (18) 骨髓移植ドナー助成費

①根拠法令等…川越市骨髓移植ドナー助成費交付規則(平成26年規則第56号)

②内 容…骨髓移植のための骨髓又は末梢血幹細胞を提供した者に対し、川越市骨髓移植ドナー助成費を交付することにより、ドナーの経済的負担等を軽減し、骨髓等移植の推進及びドナー登録の推進を図ることを目的とし、骨髓移植ドナー助成費交付を行っています。

## 2. 予防接種担当

### (1) ロタウイルス感染症予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。ワクチンは2種類あります。

1価ワクチンは生後6週0日～24週0日までに27日以上の間隔をおいて2回接種します。

5価ワクチンは生後6週0日～32週0日までに27日以上の間隔をおいて3回接種します。

なお初回接種については、週齢が高くなるにつれて腸重積症の発症リスクが増加するため、生後14週6日までの接種が推奨されています。

### (2) B型肝炎予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後12月に至るまでです。

27日以上の間隔をおいて2回接種します。その後1回目接種から139日以上の間隔をおいて1回接種します。

標準的な接種は、生後2月～9月に至るまでの期間に3回です。

なお、母子感染予防として出生後に接種を受けた方は、対象外となります。

### (3) ヒブ感染症予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後2月～60月に至るまでです。接種開始年齢によって接種回数が異なります。

開始が生後2月～7月に至るまでの場合、初回接種は生後12月までに27日（医師が認めるときは20日）以上（27日～56日が標準）の間隔をおいて3回接種します。追加接種は初回接種終了後7月以上（7月～13月が標準）の間隔をおいて1回です。ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行いません。この場合も追加接種は可能ですが、初回接種に係る最後の接種終了後、27日（医師が認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行います。

開始が生後7月～12月に至るまでの場合、初回接種は生後12月までに27日（医師が認めるときは20日）以上（27日～56日が標準）の間隔で2回接種します。追加接種は初回接種終了後7月以上（7月～13月が標準）

の間隔をおいて1回です。ただし、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行いません。この場合も追加接種は可能ですが、初回接種に係る最後の接種終了後、27日（医師が認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行います。

開始が生後12月～60月に至るまでの場合、1回接種です。

標準的な接種は、初回接種開始が生後2月～7月に至るまでです。

#### （4）小児の肺炎球菌感染症予防接種

##### ①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後2月～60月に至るまでです。接種開始年齢によって接種回数が異なります。

開始が生後2月～7月に至るまでの場合、初回接種は生後24月（生後12月が標準）までに27日以上の間隔をおいて3回接種します。追加接種は生後12月以降（生後12月～15月が標準）に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回です。ただし、初回2回目及び3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行いません（追加接種は実施可能）。また、初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接種は行いません（追加接種は実施可能）。

開始が生後7月～12月に至るまでの場合、初回接種は生後24月（生後12月が標準）までに27日以上の間隔をおいて2回接種します。追加接種は生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回です。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行いません（追加接種は実施可能）。

開始が生後12月～24月に至るまでの場合、60日以上の間隔をおいて2回接種します。

開始が生後24月～60月に至るまでの場合、1回接種です。

標準的な接種は、初回接種開始が生後2月～7月に至るまで、追加接種は生後12月～15月に至るまでです。

#### （5）四種混合予防接種

##### ①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後2月～90月に至るまでです。ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）の4つの病気に対しての予防接種です。20日以上の間隔をおいて3回接種（1期初回）します。その後6月以上の間隔をおいて1回接種（1期追加）します。

標準的な接種間隔は初回が20日～56日、追加が初回接種終了後から12月～18月後です。

なお、ワクチンについては三種混合又は二種混合も使用可能になっています。

#### （6）二種混合（2期）予防接種

##### ①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は11歳～13歳未満です。四種混合、三種混合の2期にあたる予防接種で、ジフテリア・破傷風混合ワクチンの接種を行います。

#### (7) 不活化ポリオワクチン接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後2月～90月に至るまでです。20日以上の間隔をおいて3回接種（初回）します。その後6月以上の間隔をおいて1回接種（追加）します。

標準的な接種間隔は初回が20日～56日、追加が初回接種終了後から12月～18月後です。

#### (8) 麻しん風しん予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は1期が生後12月～24月に至るまで、2期が5歳～7歳未満で小学校就学前1年間です。

なお、ワクチンについては原則として麻しん風しん混合ワクチンを使用しますが、麻しん単抗原及び風しん単抗原も使用可能になっています。

#### (9) 水痘（水ぼうそう）予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後12月～36月に至るまでです。3月以上の間隔をおいて2回接種します。

標準的な接種間隔は1回目が生後12月～15月、2回目が1回目接種後から6月～12月後です。

既に水痘に罹患した方は接種を受ける必要はありません。

#### (10) 日本脳炎予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は1期が生後6月～90月に至るまでです。6日以上の間隔をおいて2回接種（1期初回）します。その後6月以上の間隔をおいて1回接種（1期追加）します。

標準的な接種間隔は初回が6日～28日、追加が初回接種終了後からおおむね1年後です。

2期の対象年齢は9歳～13歳未満です。1回接種します。

標準的な接種期間は1期初回が3歳に達したときから4歳に達するまでの期間、1期追加が4歳に達したときから5歳に達するまでの期間です。2期は9歳に達したときから10歳に達するまでの期間です。

なお、接種勧奨の中止の影響を受けた方への対応として、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた方は20歳に達するまで接種が可能です。

## (11) BCG接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象年齢は生後12月に至るまでです。

標準的な接種期間は生後5月～8月に至るまでです。

## (12) ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象者は小学6年生相当～高校1年生相当の女子です。

標準的な接種年齢は中学1年生相当です。

ワクチンは令和4年度までは2種類でした。

2価ワクチンは、1月以上の間隔で2回接種し、その後1回目接種から5月以上、かつ2回目接種から2月半以上の間隔をおいて3回目を接種します。  
標準的な接種間隔は1回目の接種から1月後に2回目を接種し、3回目の接種は1回目の接種から6月後に接種します。

4価ワクチンは、少なくとも1月以上の間隔で2回接種し、その後2回目接種から少なくとも3月以上の間隔をおいて3回目を接種します。

標準的な接種間隔は1回目の接種から2月後に2回目を接種し、3回目の接種は1回目の接種から6月後に接種します。

令和5年4月1日より、新たに9価ワクチンが使用可能になりました。9価ワクチンは、少なくとも1月以上の間隔で2回接種し、その後2回目接種から少なくとも3月以上の間隔をおいて3回目を接種します。

標準的な接種間隔は1回目の接種から2月後に2回目を接種し、3回目の接種は1回目の接種から6月後に接種します。

また、9価ワクチンの1回目の接種を15歳未満で行う場合、少なくとも5月以上の間隔で2回接種する方法によることも可能とされています。

平成25年6月から積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月より勧奨を再開しました。また、接種勧奨の中止の影響を受けた方への対応として、平成9年4月2日から平成20年4月1日に生まれた方は令和6年度末まで接種が可能です。

## (13) インフルエンザ予防接種

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方であって厚生労働省令に定めるものに該当する方が対象となります。

## (14) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。65歳の方及び60歳以上65歳未満の方であって厚生労働省令に定めるものに該当する方が対象となります。

ただし、平成26年度から令和5年度までの間は、各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象となります。  
いずれの場合も過去に同ワクチンの接種を受けたことがない方に限り

ます。

(15) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（任意接種）

①根拠法令等…川越市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用公費助成事業業務委託実施要領  
(平成24年9月1日適用)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。75歳以上で、定期接種の対象とならない方が対象となります。平成24年9月1日から実施しています。

(16) 風しん第5期予防接種（定期接種）

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象者は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、風しんの抗体が無い方です。使用するワクチンは原則として麻しん風しん混合ワクチンです。令和4年3月31日までの時限措置により実施していましたが、期限が延長され、令和7年3月31日までとなりました。

なお、風しんの抗体の状態がわからない場合は、後述(18)の風しん抗体検査を受検し、抗体価を確認する必要があります。

(17) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種（任意接種）

①根拠法令等…川越市妊娠を希望する女性等の風しん予防接種費用公費助成事業及び川越市風しん抗体検査事業業務委託実施要領(平成31年4月1日適用)

②内 容…委託医療機関での個別接種です。対象者は妊娠を希望する女性とそのパートナー及び同居者等で、風しんを予防するための十分な抗体を持たない方です。使用するワクチンは麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単抗原ワクチンです。平成31年4月1日から実施しています。

なお、風しんの抗体の状態がわからない場合は、後述(19)の風しん抗体検査を受検し、抗体価を確認する必要があります。

(18) 緊急風しん抗体検査

①根拠法令等…予防接種法(昭和23年法律第68号)

②内 容…委託医療機関での採血検査です。昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性が対象となります。検査の結果、風しんの抗体が無いと判定された場合は、風しん第5期定期接種の対象者となります。平成31年4月1日から実施しています。

(19) 風しん抗体検査

①根拠法令等…川越市妊娠を希望する女性等の風しん予防接種費用公費助成事業及び川越市風しん抗体検査事業業務委託実施要領 (平成26年4月1日適用)

②内 容…委託医療機関での採血検査です。妊娠を希望する女性とそのパートナー及び同居者等が対象となります。検査の結果、風しんを予防するための十分な抗体がないと判定された場合は、風しん任意接種の対象者となります。平成26年4月1日から実施しています。

### 3. 成人健診担当

#### (1) 健康手帳の交付

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容…40歳以上の方を対象に自分自身で健康診査の結果などを記入し健康管理・増進に役立てるために交付しています。

#### (2) 胃がん検診（胃部エックス線検査）

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容… [施設検診] 40歳以上の方を対象に総合保健センターで実施しています。  
[集団検診] 40歳以上の方を対象に検診バスが公民館等を巡回して実施しています。  
[個別検診] 6月～翌年1月、40歳以上の方を対象に委託医療機関で実施しています。

#### (3) 胃がん検診（胃内視鏡検査）

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容… [個別検診] 6月～翌年1月、50歳以上の方を対象に委託医療機関で実施しています。  
\*2年度に1回の受診。

#### (4) 肺がん（結核）検診

- ①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容… [施設検診] 40歳以上の方を対象に総合保健センターで実施しています。  
[集団検診] 40歳以上の方を対象に検診バスが公民館等を巡回して実施しています。

#### (5) 大腸がん検診

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容… [施設検診] 40歳以上の方を対象に総合保健センターで実施しています。  
[集団検診] 40歳以上の方を対象に、胃がん・肺がん（結核）・乳がん検診と併せて公民館等を巡回して実施しています。  
[個別検診] 6月～翌年1月、40歳以上の方を対象に委託医療機関で実施しています。

#### (6) 子宮がん検診

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内容… [個別検診] 6月～翌年1月、20歳以上の女性を対象に委託医療機関で実施しています。  
\*2年度に1回の受診。

## (7) 乳がん検診

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)

②内容… [施設検診] 40歳以上の女性を対象に総合保健センターで実施しています。

[集団検診] 40歳以上の女性を対象に検診バスが公民館等を巡回して実施しています。

[個別検診] 6月～翌年1月、40歳以上の女性を対象に委託医療機関で実施しています。

\* 2年度に1回の受診。

## (8) 前立腺がん検診

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)

②内容… [施設検診] 50歳以上の男性を対象に総合保健センターで実施しています。

[個別検診] 6月～翌年1月、50歳以上の男性を対象に委託医療機関で実施しています。

## (9) 骨密度検診

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)

②内容… 40歳以上の方を対象に総合保健センターで実施しています。

## (10) 肝炎ウイルス検診

①根拠法令等…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

②内容… [施設検診] これまでに受診したことがない40歳以上の方を対象に総合保健センターで実施しています。

[個別検診] 6月～翌年1月、これまでに受診したことがない20歳以上の方を対象に委託医療機関で実施しています。

## (11) 歯周病検診

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)

②内容… [個別検診] 4月1日時点で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方を対象に委託医療機関で実施しています。

## (12) 健康増進健康診査

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)

②内容… 40歳以上で生活保護受給世帯に属し社会保険等に加入していない方または中国残留邦人等支援給付を受けている方を対象に委託医療機関で実施しています。

# 健康づくり支援課

## 1. 健康づくり支援担当

### (1) 健康増進事業

#### 1) 栄養・食生活に関する事業

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)、食育基本法(平成17年法律第63号)、食品表示法(平成25年法律第70号)

②内容…栄養・食生活に関する教室・相談、病態別の相談の他に国民健康・栄養調査の実施、栄養関係団体・給食施設等への支援、栄養成分表示に係る相談などを実施しています。

#### 2) 歯科口腔保健事業

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)、川越市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成25年市条例第31号)

②内容…川越市歯科口腔保健推進連絡会議において、歯科口腔保健事業の円滑な推進のため、情報共有を図ります。歯科口腔保健に関する教室・相談・健診などを実施しています。

#### [幼児のむし歯予防推進事業]

フッ化物洗口事業や啓発事業をとおして、歯科口腔保健の推進を図ります。

#### [障害者(児)歯科保健事業]

施設における歯科健診及び歯科保健指導等をとおして、障害者(児)歯科保健の推進を図ります。

#### 3) 健康増進に関する啓発活動の推進

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律103号)

②内容…健康まつり、歯ッピーフェスティバル等のイベントや健康づくり、熱中症予防、受動喫煙対策等に関する啓発活動を実施しています。

### (2) 健康かわごえ推進プラン(第2次)(第3次健康日本21・川越市計画／第3次川越市食育推進計画／第2次川越市歯科口腔保健計画)

①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律103号)、食育基本法(平成17年法律第63号)、川越市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成25年市条例第31号)

②内容…川越市健康づくり推進協議会において、市民生活に密着した総合的な健康づくり対策や食育の推進に関し検討します。各種事業において、市民の健康づくり、食育、歯科口腔保健の推進を図ります。

### (3) 川越市保健推進員

①根拠法令等…川越市保健推進員設置要綱(旧要綱平成2年4月1日施行・新要綱平成28年4月1日施行)

②内容…保健推進員は各支会から選出され、市長から委嘱を受けています(任期2年)。

市民の健康寿命の延伸を図るため、市や関係団体等と連携し、地域等への健康情報の発信や地域に根ざした健康づくり活動を実施しています。

## 2. 地域保健担当

### (地域保健第一担当、地域保健第二担当、地域保健第三担当)

#### —母子保健関連—

##### (1) 妊娠届出の受理及び母子健康手帳交付

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…総合保健センター、市役所、各市民センター、市民サービスステーションで妊娠届出を受理し、母子健康手帳、妊婦健康診査助成券等を交付しています。

##### (2) 乳幼児健康診査

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…総合保健センター・南文化会館を会場に、乳幼児の疾病・異常の早期発見、発育、発達の確認及び育児についての相談に応じ助言をしています。「4か月児健診」「1歳6か月児健診」「3歳児健診」を実施しています。

##### (3) 歯科健診

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…妊産婦歯科健診、2歳児親子歯科健診を実施しています。

##### (4) 母子健康相談

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…総合保健センター・南文化会館を会場に、妊産婦、乳幼児の保護者を対象に育児、栄養、歯科相談等を実施しています。

##### (5) 発育発達に関する相談

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…「発育発達クリニック」の事業において、乳幼児の発育、発達に不安がある方を対象に小児科医、心理相談員等が相談に応じています。(要予約)

##### (6) 電話による健康相談

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

②内 容…育児、健康の不安に対し、随時電話で相談に応じています。

##### (7) 訪問指導

①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

②内 容…〔産婦・新生児訪問指導〕

助産師等が家庭訪問を行い、育児や産後の健康について相談に応じています。

〔未熟児等への訪問指導〕

低体重で出生した児や発達において継続して相談が必要な方に、保健師等が家庭訪問を行い、相談に応じています。

〔乳幼児健診未受診等育児支援訪問〕

乳幼児健診未受診世帯等に対してその状況を把握し、受診勧奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図ります。

〔こんにちは赤ちゃん事業〕

児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援等を行います。

#### (8) 妊婦・育児教室等

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)  
②内 容…「プレ・パパママスクール」「離乳食教室」「おやつと歯みがき教室」など妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及、不安の解消及び仲間づくりの場を提供することを目的に教室を開催しています。

#### (9) 長期療養児等育児支援

- ①根拠法令等…児童福祉法(昭和22年法律第164号)  
②内 容…ダウン症等疾患のある子どもを持つ親の会「いもっこの会」を開催し、情報交換等を通して支援しています。

#### (10) ふれあい親子支援事業

- ①根拠法令等…児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)  
②内 容…児童虐待の予防のため、育児不安の強い保護者をグループミーティング等で支援し、育児機能の修復を図ります。

#### (11) 利用者支援事業（母子保健型）

- ①根拠法令等…川越市母子保健型利用者支援事業実施要綱(平成28年4月1日施行)  
②内 容…妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じています。

#### (12) 産後ケア事業

- 1) 短期入所型産後ケア事業  
①根拠法令等…川越市短期入所型産後ケア事業実施要綱(平成28年4月1日施行)  
②内 容…産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施しています。

2) 通所型産後ケア事業

- ①根拠法令等…川越市通所型産後ケア事業実施要綱(令和3年10月1日施行)  
②内 容…生後1年未満の母子に対して、助産院への通所により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施しています。

#### (13) 産前・産後サポート事業

- ①根拠法令等…川越市産前・産後サポート事業実施要綱(平成29年4月1日施行)  
②内 容…妊娠婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を実施しています。

#### (14) 子育て世代包括支援センター

- ①根拠法令等…川越市子育て世代包括支援センター実施要綱(平成30年10月1日施行)  
②内 容…母子保健型、基本型、特定型の各利用者支援事業の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。必要時、情報共有し、連携してサポートします。

### —成人保健関連—

#### (15) 訪問指導

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)  
②内 容…療養上の保健指導が必要な方に、保健師等が訪問して指導を行います。

#### (16) 成人健康教育

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)  
②内 容…総合保健センター・各地区公民館などを会場に、生活習慣病予防のための運動・栄養などについて健康教育を実施しています。

#### (17) 成人健康相談

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)

号)

- ②内 容…総合保健センター・各地区公民館などを会場に心身の健康に関する相談に応じています。

(18) 電話による健康相談

- ①根拠法令等…健康増進法(平成14年法律第103号)、地域保健法(昭和22年法律第101号)

- ②内 容…心身の健康に関する相談に応じています。

(19) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)

- ②内 容…要介護状態になることを予防し、健康で生きがいのある生活や人生が送れるよう、健康教育・健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する知識の普及・啓発を行います。

### 3. 出産・子育て応援給付担当

(1) 川越市出産・子育て応援事業

- ①根拠法令等…川越市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年2月1日施行）

- ②内 容…妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する事業です。

妊娠届出後に「伴走型相談支援」を受けた妊婦に対しては、5万円相当の出産応援ギフトを、出生届出後に「伴走型相談支援」を受けた出生した子の養育者に対しては、子1人につき5万円相当の子育て応援ギフトを支給しています。

(2) 妊婦健康診査

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

- ②内 容…妊娠中の異常の早期発見と安全な妊娠と出産のために、委託医療機関等で実施しています。

妊婦一般健康診査、子宮頸がん検査、超音波検査、H I V抗体検査等を実施しています。

(3) 産婦健康診査

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

- ②内 容…産後の母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を目的に、委託医療機関等で実施しています。

基本的な産婦健康診査、こころの健康チェックを実施しています。

(4) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ①根拠法令等…母子保健法(昭和40年法律第141号)

- ②内 容…聴覚障害の早期発見及び早期療育を目的に、委託医療機関等で実施しています。



## 【 資 料 編 】

※令和元年度以降の数値は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための事業等の中止・打ち切りの影響がでているものがあります。

# 福祉部

## 福祉推進課

### 1. 社会福祉

#### (1) 地区別民生委員・児童委員数

令和5年4月1日現在

地区名	定数(うち主任児童委員)	現員		1人あたり 担当世帯数
		男	女	
総数	513 (47)	120	371	373
本庁管内	178 (22)	24	144	360
芳野	9 (2)	5	4	318
古谷	15 (2)	9	6	345
南古谷	29 (2)	11	16	437
高階	72 (3)	10	61	384
福原	28 (2)	12	13	380
大東	44 (3)	16	27	399
霞ヶ関	41 (2)	10	29	395
霞ヶ関北	28 (2)	1	25	340
名細	43 (3)	15	28	354
山田	14 (2)	6	8	426
川鶴	12 (2)	1	10	289

#### (2) 民生委員・児童委員の活動状況

担当地区の住民に対し、相談指導を行い、地域住民の福祉の増進を図った。

##### ・内容別相談・支援件数(令和4年度)

在宅福祉	653
介護保険	392
健康・保健医療	786
子育て・母子保健	54
子どもの地域生活	228
子どもの教育・学校生活	131
生活費	193
年金・保険	42
仕事	41
家族関係	290
居住	174
生活環境	321
日常的な支援	2,387
その他	2,729
計	8,421

##### ・その他の活動件数(令和4年度)

調査・実態把握	7,224
行事・事業・会議への参加協力	9,061
地域福祉活動・自主活動	22,229
民児協運営・研修	18,205
証明事務	325
要保護児童の発見の通告・仲介	26

訪問回数	117,592
連絡調整回数	67,181
活動日数	72,111

##### ・分野別相談・支援件数(令和4年度)

高齢者に関すること	5,526
障害者に関すること	535
子どもに関すること	797
その他の	1,563
計	8,421

(3)災害見舞金等支給状況

年度区分	30	元	2	3	4
見舞金等 支給件数	29	474	40	24	19
	全焼	12	全焼	10	全焼
	半焼	1	半焼	2	半焼
	部分焼	14	部分焼	18	部分焼
	床上浸水	1	床上浸水	435	床上浸水
	その他	0	その他	2	その他
	弔慰金	1	弔慰金	6	弔慰金
負傷	0	負傷	0	負傷	3
見舞金総額	2,270,000円	33,600,000円	2,670,000円	1,610,000円	1,090,000円

(注: 全焼13万円、半焼7万円、部分焼3万円、弔慰金15万円、負傷4万円、床上浸水7万円)

(4)日赤川越市地区活動資金募集状況(一般活動資金)

年度区分	30	元	2	3	4
目標額	20,191,900円	20,191,900円	20,191,900円	19,230,400円	18,749,600円
実績額	18,143,127円	18,137,239円	17,239,742円	16,700,495円	16,588,911円
達成率	89.9%	89.8%	85.4%	86.8%	88.5%

# 指 導 監 査 課

## (1) 川越市所管社会福祉法人

(令和5年4月1日現在)

	法人名	郵便番号	住所	電話番号	主な施設	設立年月日
1	イクミカイ 育美会	350-1151	今福1641	245-1415	(軽費老人ホームA型)花の人の家 (保育所)貴精保育園	S50.8.27
2	加寿美福祉会	350-1175	笠幡3590-2	231-1551	(養護老人ホーム)やまぶき荘	
3	川越にじの会	350-0002	古谷本郷992	236-0666	(障害者支援施設)にじの家	H4.3.3
4	川越福祉会	350-1131	岸町3-28-1	245-2740	(保育所)増美保育園	S51.4.16
5	キショウカイ 紀秀会	350-0822	山田516-9	299-5751	(保育所)紀秀会川越やまだ保育園	H27.10.21
6	喜多路	350-0804	下広谷1274-1	298-3343	(特別養護老人ホーム)ひろ家	H29.3.31
7	ケイジュカイ 桂樹会	350-1106	小室40-1	247-8555	(保育所)かつらの木保育園	H24.10.10
8	けやきの郷	350-0813	平塚新田162	232-6363	(障害者支援施設)初雁の家	S59.10.16
9	ケンユウカイ 健友会	350-0807	吉田204-2	234-1200	(特別養護老人ホーム)みなみかぜ	H9.3.3
10	サイタマイクジン 埼玉育児院	350-1175	笠幡4904-1	231-2107	(児童養護施設)埼玉育児院 (母子生活支援施設)カーサ・ライラック	S27.6.2
11	サイタマイダーフクシカイ 埼玉医大福祉会	350-0844	鴨田1930-1	229-5811	(障害児入所施設)カルガモの家	
12	サンキカイ 五月会	350-1102	的場北2-12-8	231-0750	(保育所)下田保育園	S44.4.15
13	ジエツカイ 慈悦会	350-0857	松郷715-1	225-1928	(保育所)風の子保育園	H15.8.20
14	シキカイ 四季の会	350-1104	小ヶ谷88	238-3311	(特別養護老人ホーム)ここしあ	H28.6.15
15	シンアイカイ 親愛会	350-1150	中台南2-15-10	246-6800	(障害者支援施設)川越親愛センター (特別養護老人ホーム)みどりのまち親愛	S54.3.9
16	シンセイカイ 真正会	350-1173	安比奈新田292-1	234-8838	(特別養護老人ホーム)真寿園	
17	セイジンカイ 誠仁会	350-1137	砂新田454	244-3678	(特別養護老人ホーム)陽光園	S56.2.12
18	セイホウカイ 誠豊会	350-0017	牛子708-1	248-8350	(特別養護老人ホーム)ぼぶらの樹	H9.7.10
19	ともいき会	350-1175	笠幡1646-17	231-1422	(障害者支援施設)ハートポートセンターともいき (保育所)ともいき保育園	H8.2.15
20	ナゴカイ 和会	350-0836	谷中32	225-6451	(保育所)芳野保育園 (幼保連携型認定こども園)芳野台こども園	
21	はじめ会	350-1133	砂90-2	244-4080	(保育所)高の葉保育園	S55.4.17
22	パンユカイ 範雑会	350-0046	菅原町7-14	225-1663	(保育所)ねむの木保育園	H24.10.10
23	フクトニジュウイチ 福都二十一	350-0831	府川243-2	227-5088	(特別養護老人ホーム)アイリス	H14.1.5
24	ホイカイ 穂育会	350-0806	天沼新田54-6	233-8882	(保育所)マーガレット保育園	H13.2.21
25	ホセセイカイ 芳清会	350-1172	増形164	247-7311	(特別養護老人ホーム)八瀬の里	H16.7.23
26	マリモカイ 真理茂会	350-1178	大塚新町41-18	245-6666	(保育所)おおぞら保育園	S52.4.22
27	ミナサト 皆の郷	350-1175	笠幡4063-1	233-2940	(障害者支援施設)みんなのさと	H3.3.2
28	みゆき会	350-0016	木野目1526	256-7032	(保育所)星の子みのり保育園	H26.9.11
29	ワカツサカイ 若草会	350-1166	藤倉1-17-26	246-8014	(保育所)まきば保育園	S51.11.1
30	カワヨエシシャカイ 川越市社会福祉協議会	350-0036	小仙波町2-50-2	225-5703	—	S42.4.5

# 生 活 福 祉 課

## 1. 生活保護等事務

### (1) 行旅死亡人件数及び負担額

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取扱件数	4件	6件	12件	9件	16件
身元判明件数	3件	6件	10件	8件	15件
引取件数	0件	0件	1件	0件	1件
費用負担件数	4件	6件	10件	9件	15件
負担額	213,616円	370,311円	770,343円	842,732円	1,568,970円

## 2. 生活困窮者自立相談支援事業

### (1) 生活困窮者自立相談支援実施状況

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規相談受付件数	722件	687件	2,091件	991件	771件
支援決定・確認件数	179件	132件	127件	133件	177件
電話相談・連絡延べ件数	2,642件	2,116件	5,374件	3,593件	3,648件
訪問・同行支援延べ件数	639件	326件	190件	193件	207件
面談延べ件数	1,955件	1,576件	3,421件	2,529件	2,260件

## 3. 生 活 保 護

### (1) 生活保護基準額の推移

(標準3人・川越市2級地－1)

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基準額	136,820円	138,850円	138,940円	138,940円	138,940円
伸び額	90円	2,030円	90円	0円	0円
前年比	100.0%	101.5%	100.1%	100.0%	100.0%

### (2) 年度別生活保護の状況

(各年度3月分被保護者調査より)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
川越市人口	352,935人	353,114人	353,247人	352,868人	352,986人
被保護世帯	3,365世帯	3,418世帯	3,509世帯	3,423世帯	3,365世帯
被保護人員	4,393人	4,396人	4,455人	4,264人	4,201人
保護率	川越市	1.24%	1.24%	1.26%	1.21%
	埼玉県	1.33%	1.33%	1.33%	1.22%
	国	1.66%	1.64%	1.64%	1.63%

(3)地区別生活保護の状況

地区名	本庁第1	本庁第2	本庁第3	本庁第4	本庁第5	本庁第6	本庁第7	本庁第8
地区人口	9,351人	6,925人	16,985人	5,560人	6,891人	6,530人	12,201人	8,910人
地区保護世帯	81世帯	55世帯	152世帯	35世帯	63世帯	57世帯	145世帯	109世帯
地区保護人員	108人	66人	188人	44人	70人	59人	179人	156人
地区保護率	1.15%	0.95%	1.11%	0.79%	1.02%	0.90%	1.47%	1.75%
民生・児童委員数	14名	12名	20名	10名	11名	7名	13名	13名

地区名	本庁第9	本庁第10	本庁第11	芳野	古谷	南古谷	高階	福原
地区人口	11,576人	9,005人	11,758人	5,411人	10,189人	25,152人	53,542人	20,993人
地区保護世帯	121世帯	151世帯	117世帯	15世帯	44世帯	154世帯	783世帯	95世帯
地区保護人員	139人	174人	134人	17人	59人	198人	956人	140人
地区保護率	1.20%	1.93%	1.14%	0.31%	0.58%	0.79%	1.79%	0.67%
民生・児童委員数	15名	14名	18名	7名	13名	25名	68名	24名

地区名	大東	霞ヶ関	川鶴	霞ヶ関北	名細	山田
地区人口	35,174人	32,598人	5,527人	16,584人	30,235人	11,889人
地区保護世帯	336世帯	273世帯	13世帯	137世帯	205世帯	65世帯
地区保護人員	425人	377人	18人	157人	257人	90人
地区保護率	1.21%	1.16%	0.33%	0.95%	0.85%	0.76%
民生・児童委員数	40名	37名	9名	24名	40名	12名

川越市 令和5年4月1日現在

面 積	109.13km <sup>2</sup>
世 帯 数	166,362世帯
人 口	352,986人
被 保 護 世 帯	3,206世帯
被 保 護 人 員	4,011人
保 護 率	1.14%
民生・児童委員数	446名

本庁管内 (1~11地区計)

世 帯 数	52,961世帯
人 口	105,692人
被 保 護 世 帯	1,086世帯
被 保 護 人 員	1,317世帯
保 護 率	1.25%
民生・児童委員数	147名

本庁管外計

世 帯 数	113,401世帯
人 口	247,294人
被 保 護 世 帯	2,120世帯
被 保 護 人 員	2,694世帯
保 護 率	1.09%
民生・児童委員数	299名

※被保護世帯数・人員・保護率には、無料定額宿泊所入所者数を含まない。また、民生委員・児童委員数は、主任児童委員を含まない。

(4)生活保護費支出の推移

項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	支出額 円	比率%								
生活扶助費	2,321,902,188	32.17	2,283,937,282	31.11	2,338,470,859	31.53	2,314,704,111	31.88	2,236,019,251	31.90
住宅扶助費	1,422,932,936	19.71	1,421,806,315	19.37	1,438,864,305	19.40	1,443,329,089	19.88	1,390,522,825	19.84
教育扶助費	31,883,509	0.44	24,361,342	0.33	27,718,909	0.37	23,809,277	0.33	22,912,986	0.33
医療扶助費	3,146,704,162	43.59	3,351,426,310	45.65	3,343,091,490	45.07	3,206,981,147	44.17	3,084,739,403	44.01
介護扶助費	220,855,139	3.06	195,795,805	2.67	203,191,143	2.74	213,506,333	2.94	215,463,633	3.07
出産扶助費	4,440,951	0.06	3,374,825	0.05	4,712,763	0.06	709,600	0.01	2,435,930	0.04
生業扶助費	14,638,455	0.20	11,001,439	0.15	11,091,166	0.15	10,822,065	0.15	10,620,878	0.15
葬祭扶助費	21,339,784	0.30	14,104,015	0.19	18,196,103	0.25	17,131,720	0.24	19,239,328	0.28
施設事務費及び委託事務費	31,123,045	0.43	32,666,114	0.45	29,232,800	0.39	27,353,166	0.38	25,031,675	0.36
就労自立給付金	1,611,585	0.02	2,161,217	0.03	1,913,177	0.03	1,513,408	0.02	710,410	0.01
進学準備給付金	700,000	0.01	300,000	0.00	600,000	0.01	300,000	0.00	500,000	0.01
小計	7,218,131,754	100.00	7,340,934,664	100.00	7,417,082,715	99.99	7,260,159,916	100.00	7,008,196,319	99.99
その他	16,510	0.00	31,870	0.00	443,750	0.01	44,000	0.00	640,193	0.01
合計	7,218,148,264	100.00	7,340,966,534	100.00	7,417,526,465	100.00	7,260,203,916	100.00	7,008,836,512	100.00

※ 就労自立給付金は平成26年7月1日に施行された制度である。

※ 進学準備給付金は平成30年1月1日に施行された制度である。

(5)生活保護の推移(年度平均1か月)

年度	人口	被保護世帯実数	被保護人員実数	保護率	保護費総額			外国人	
					金額	1世帯当たり金額	1人当たり金額	世帯	人員
30	352,972	3,370	4,401	1.25%	601,510,980円	178,490円	136,676円	76	167
元	353,330	3,387	4,378	1.24%	611,744,555円	180,615円	139,732円	74	152
2	353,362	3,464	4,416	1.25%	618,090,226円	178,433円	139,966円	75	140
3	353,465	3,467	4,359	1.23%	605,013,326円	174,506円	138,796円	74	130
4	353,237	3,387	4,220	1.19%	584,016,360円	172,429円	138,393円	72	127

(6)扶助別保護世帯の推移(年度平均1か月)

年度	生活扶助世帯	住宅扶助世帯	教育扶助世帯	介護扶助世帯	医療扶助世帯	出産扶助世帯	生業扶助世帯	葬祭扶助世帯
30	2,940	2,970	184	733	2,646	0.9	84.1	3.7
元	2,940	2,973	165	735	2,651	1.2	80.5	3.6
2	2,987	3,030	162	739	2,676	0.8	73.8	3.1
3	2,996	3,044	152	771	2,702	0.2	70.6	3.1
4	2,917	2,963	142	776	2,583	0.3	58.7	3.9

(7) 扶助別保護人員の推移(年度平均1か月)

年 度	生 活 扶 助 人 員	住 宅 扶 助 人 員	教 育 扶 助 人 員	介 護 扶 助 人 員	医療扶助人員					出 産 扶 助 人 員	生 業 扶 助 人 員	葬 祭 扶 助 人 員			
					入 院			入院外	計						
					精神	その他の 人	計								
30	3,849	3,876	261	757	83	100	183	2,942	3,125	0.9	93.8	3.7			
元	3,807	3,825	237	756	89	128	217	2,894	3,111	1.2	89.6	3.6			
2	3,824	3,838	232	759	97	147	244	2,852	3,096	0.8	82.6	3.1			
3	3,782	3,794	216	788	92	144	236	2,878	3,114	0.2	78.8	3.1			
4	3,653	3,670	195	796	75	117	192	2,772	2,965	0.3	69.9	3.9			

(8) 扶助別保護費の1か月当たりの金額の推移(年度平均)

(単位:円)

年 度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費
30	193,491,849	118,577,745	2,656,959	18,404,595	262,225,347	370,079	1,219,871	1,778,315
元	190,328,107	118,483,860	2,030,112	16,316,317	279,285,526	281,235	916,787	1,175,335
2	194,872,572	119,905,359	2,309,909	16,932,595	278,590,958	392,730	924,264	1,516,342
3	192,892,009	120,277,424	1,984,106	17,792,194	267,248,429	59,133	901,839	1,427,643
4	186,334,938	115,876,902	1,909,416	17,955,303	257,061,617	202,994	885,073	1,603,277

(9) 世帯の労働力別被保護世帯の推移(年度平均1か月)

年 度	世帯主が働いている世帯					世帯員が働いている世帯	世帯主又は世帯員が働いていない世帯	だれも働いていない世帯	計	世帯総数	医療単給世帯(再掲)	
	常用	日雇	内職	その他	計						世	帶
30	404	6	61	10	481	93	574	2,791	3,365	84		
元	410	9	66	10	495	85	580	2,802	3,382	89		
2	392	7	67	7	473	77	550	2,911	3,461	95		
3	379	4	62	7	452	74	526	2,937	3,463	94		
4	351	4	68	6	429	68	497	2,887	3,384	90		

(10) 世帯の世帯類型別被保護世帯の推移(年度平均1か月)

年 度	单身者世帯				2人以上の世帯				合 計					
	高 齢 者	傷 病 障 害 者	その 他	計	高 齢 者	母 子	傷 病 障 害 者	その 他	計	高 齢 者	母 子	傷 病 障 害 者	その 他	計
30	1,541	703	389	2,633	172	200	148	213	732	1,713	200	851	602	3,366
元	1,565	729	388	2,682	163	192	141	205	700	1,727	192	870	593	3,382
2	1,609	748	423	2,780	159	189	127	207	681	1,768	189	874	630	3,461
3	1,632	743	439	2,813	148	180	124	197	649	1,780	180	867	636	3,463
4	1,575	737	456	2,767	138	158	125	196	617	1,713	158	862	652	3,384

(11) 生活保護申請等の推移(年度平均1か月)

年 度	申 請 件 数	却 下 件 数	取 下 件 数	保 護 開 始		保 護 廃 止		入 院 (開 始)		退 院 (廃 止)			
				世 帯	人 員	世 帯	人 員	精 神	そ の 他	計	精 神	そ の 他	計
30	32.8	1.1	2.8	29.8	41.3	30.7	40.0	0.5	2.3	2.8	0.5	4.2	4.7
元	39.4	2.3	3.3	33.5	43.2	29.2	36.5	0.4	3.1	3.5	0.7	4.3	5.0
2	42.6	2.4	2.9	37.3	47.3	30.3	37.8	0.1	2.8	2.9	0.5	4.2	4.7
3	30.3	1.5	2.3	27.5	34.2	34.3	44.0	0.0	1.6	1.6	1.0	3.5	4.5
4	33.4	2.0	1.9	28.4	38.4	32.8	39.6	0.1	1.8	1.9	0.8	3.4	4.2

#### 4. 中国残留邦人等支援

##### (1) 年度支援状況 (年度末)

年 度	令和4年度
被保護世帯	9世帯
被保護人員	16人

##### (2) 支援費支出

項目	令和4年度
	支出額 円
生活支援費	7,336,391
住宅支援費	3,291,700
医療支援費	9,402,760
生業支援費	0
介護支援費	136,220
葬祭支援費	0
合計	20,167,071

##### (3) 支援費1か月当たりの金額

(単位:円)

年 度	生活支援費	住宅支援費	医療支援費	生業支援費	介護支援費	葬祭支援費
4	611,366	274,308	783,563	0	11,352	0

##### (4) 扶助別支援給付人員

(延べ人員)

年 度	生活支援給付人員	住宅支援給付人員	医療支援給付人員		生業支援給付人 員	介護支援給付人 員	葬祭支援給付人 員
			入院	入院外			
4	159	154	3	145	0	21	1

##### (5) 扶助別支援給付世帯

(延べ世帯)

年 度	生活支援給付世帯	住宅支援給付世帯	医療支援給付世帯		生業支援給付世 帯	介護支援給付世 帯	葬祭支援給付人 員
			入院	入院外			
4	98	98	3	91	0	12	1

# 障害者福祉課

## (1)身体障害者(児)手帳交付状況

(R5.3.31現在 単位:人)

区分	程度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	合計
		18歳未満	0	3	3	0	0	12	
視覚障害	18歳以上	6	0	3	3	0	0	12	694
		285	194	60	51	70	22	682	
聴覚障害・ 平衡機能障害	18歳未満	2	17	7	5	0	8	39	833
	18歳以上	55	196	110	168	2	263	794	
音声・言語・ そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0	112
	18歳以上	3	5	70	34			112	
肢体不自由	18歳未満	68	26	21	10	5	5	135	4,580
	18歳以上	865	914	845	1,242	350	229	4,445	
内部障害	18歳未満	19	0	9	4			32	3,491
	18歳以上	2,282	38	346	793			3,459	
計	18歳未満	95	43	40	22	5	13	218	9,710
	18歳以上	3,490	1,347	1,431	2,288	422	514	9,492	
総計		3,585	1,390	1,471	2,310	427	527	9,710	9,710

## (2)身体障害者(児)の推移

(各年度末現在 単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満
視覚障害	18歳未満	15	16	12	14	12
	18歳以上	658	657	662	674	682
聴覚障害・ 平衡機能障害	18歳未満	42	44	42	41	39
	18歳以上	712	736	770	779	794
音声・言語・ そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	126	118	120	120	112
肢体不自由	18歳未満	151	152	151	144	135
	18歳以上	5,008	4,890	4,789	4,543	4,445
内部障害	18歳未満	21	24	29	33	32
	18歳以上	3,187	3,282	3,431	3,465	3,459
計	18歳未満	229	236	234	232	218
	18歳以上	9,691	9,683	9,772	9,581	9,492
総計		9,920	9,919	10,006	9,813	9,710

## (3)在宅心身障害者手当

(単位:人・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
		受給人員	(延61,050)	(延61,861)	(延62,616)	(延63,625)
	金額	287,959,000	289,796,000	290,660,500	293,013,500	293,755,000

## (4)特別障害者手当

(単位:人・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
		受給人員	(延271)	(延298)	(延301)	(延286)
	金額	87,593,990	97,334,520	98,834,500	93,919,900	98,254,850
	月額	26,810/26,940	26,940/27,200	27,200/27,350	27,350	27,350/27,300

※受給人員はのべ人数を月平均化したもの

## (5)障害児福祉手当

(単位:人・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
		受給人員	(延169)	(延178)	(延180)	(延182)
	金額	29,700,980	31,585,970	32,168,280	32,483,040	32,473,230
	月額	14,580/14,650	14,650/14,790	14,790/14,880	14,880	14,880/14,850

※受給人員はのべ人数を月平均化したもの

## (6)経過的措置としての福祉手当

(単位:人・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
		受給人員	(延6)	(延6)	(延5)	(延4)
	金額	1,053,960	1,063,200	1,055,400	803,520	727,890
	月額	14,580/14,650	14,650/14,790	14,790/14,880	14,880	14,880/14,850

※受給人員はのべ人数を月平均化したもの

## (7)難病患者見舞金

(単位:人. 円)

年度	30	元	2	3	4
申請者数	2,452	2,573	2,312	2,377	2,415
金額	88,272,000	92,628,000	83,232,000	85,572,000	86,940,000

## (8)心身障害者扶養共済制度の加入及び受給状況

(単位:人)

年度	30	元	2	3	4
加入者数	121	113	113	108	105
年金受給者数	107	106	107	104	103
計	228	219	220	212	208

## (9)介護給付、訓練等給付費等の支給状況

(単位:件)

年度	30	元	2	3	4
居宅介護	720	737	712	770	848
重度訪問介護	9	12	15	23	23
行動援護	81	86	79	105	136
同行援護	65	69	62	76	92
療養介護	36	37	39	38	39
生活介護	671	693	729	744	837
短期入所	111	121	79	75	142
施設入所支援	304	292	294	295	307
共同生活援助	177	221	225	255	341
宿泊型自立訓練	5	6	4	4	4
自立生活援助	0	0	19	10	0
自立訓練(機能訓練)	4	3	6	6	7
自立訓練(生活訓練)	31	25	15	30	36
就労移行支援	129	152	157	152	196
就労移行支援(養成施設)	1	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	128	139	136	119	114
就労継続支援(B型)	370	372	400	421	513
就労定着支援	23	46	61	81	86
計画相談支援	268	331	391	399	468
地域移行支援	5	2	0	2	0
地域定着支援	3	2	2	12	9
計	3,141	3,346	3,425	3,617	4,198

※ 各年度3月審査件数分

## (10)自立支援医療(更生医療)の給付状況

(単位:人. 円)

区分	年度		30		元		2		3		4	
	人員	金額	人員	金額								
視覚障害	0	0	1	1,356	1	44,616	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	2	112,994	6	92,271	5	63,238	4	80,508	6	52,600		
肢体不自由	0	0	0	0	2	10,264	5	46,031	1	568		
内部障害	407	548,386,166	541	555,949,533	631	561,367,087	690	573,868,610	699	563,384,417		
免疫機能障害	38	22,911,813	54	28,678,337	57	27,739,437	62	28,859,055	63	29,364,119		
計	447	571,410,973	602	584,721,497	696	589,224,642	761	602,854,204	769	592,801,704		

## (11)補装具の交付及び修理状況

(単位:件. 円)

区分	年度		30		元		2		3		4	
	件数	(者)	件数	(児)	件数	(者)	件数	(児)	件数	(者)	件数	(児)
交付	(者)	257	(児)	237	255	221	242	208	246	222	207	156
	金額	28,336,128	(児)	34,690,986	26,627,882	37,870,134	25,060,976	38,897,572	22,587,729	27,351,252	22,662,881	24,282,036
修理	件数	(者)	263	(児)	82	203	74	80	190	66	197	91
	金額	(者)	12,914,874	(児)	4,794,724	12,433,364	2,972,500	14,527,653	12,851,636	4,889,056	16,161,637	5,516,592
計	件数	(者)	520	(児)	319	458	295	464	436	288	268	247
	金額	(者)	41,251,002	(児)	39,485,710	39,061,246	40,842,634	39,588,629	35,439,365	44,278,176	32,240,308	38,824,518

## (12)相談支援事業

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
相談件数	7,221	7,607	8,048	11,780	7,576

## (13)手話通訳者派遣事業

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用延人数	938	954	567	766	847

## (14)日常生活用具の給付状況

(単位:件.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
件数	6,521	6,359	7,005	7,541	6,937
金額	66,942,975	69,881,027	71,886,300	79,494,393	74,933,009

## (15)移動支援事業

(単位:人.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
延人員	1,871	1,860	1,417	1,483	1,410
金額	37,996,361	39,041,684	31,547,192	34,227,823	36,011,326

## (16)地域活動支援センター

(単位:人.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
延人員	10,516	13,384	11,702	11,627	7,940
金額	146,848,170	154,520,857	156,341,471	157,345,880	136,789,000

## (17)身体障害者入浴サービス派遣状況

(単位:人.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
延人員	1,180	1,271	1,254	1,174	1,195
金額	14,750,000	15,887,500	15,675,000	14,675,000	14,937,500

## (18)日中一時支援事業

(単位:回.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
延利用日数	1,247	1,278	807	521	659
金額	10,071,695	10,217,728	6,376,991	4,095,572	5,301,835

## (19)自動車運転免許取得費、自動車改造費及び居宅改善整備等の助成状況

(単位:人.円)

年度 区分	30		2		3		4	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
自動車運転免許取得費	3	300,000	4	400,000	1	100,000	4	400,000
自動車改造費	6	569,120	5	498,000	5	500,000	4	400,000
居宅改善整備費	8	2,926,600	6	2,400,000	5	1,832,201	6	2,214,900
							2	800,000

## (20)盲人ガイドヘルパー派遣事業

(単位:人.時間)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用延人數	1,138	901	636	715	713
利用時間	3193	2179	1462	1515	1530

## (21)紙おむつ給付事業

(単位:人.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用延人數	2,437	2,525	2,604	2,580	3,001
金額	11,077,071	11,531,358	11,814,093	12,685,590	13,487,935

## (22)福祉タクシー利用券補助

(単位:件.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用件数	50,962	47,822	32,105	31,644	31,195
金額	42,226,020	39,644,420	19,753,120	19,638,380	19,326,420

## (23)ガソリン利用券補助

(単位:件.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用件数	22,258	22,897	24,088	25,245	25,385
金額	22,258,000	22,897,000	24,088,000	25,245,000	25,385,000

## (24)ガソリン購入費補助

(単位:人. リットル. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
人 数		16	13	14	12	10
使 用 量		8,829	7,305	6,907	6,219	5,470
金 額		474,974	392,964	371,528	334,550	294,253

## (25)寝具乾燥・丸洗い事業

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
寝具乾燥	延人數	333	322	335	306	296
	金額	809,190	930,911	1,087,075	1,178,100	1,041,920
寝具丸洗い	利用者数	49	46	46	39	38
	金額	394,254	414,920	470,580	300,300	300,960

## (26)生活サポート事業

(単位:時間. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
延 利 用 時 間		22,228.5	20,366.5	14,882.0	14,905.5	14,826.0
金 額		46,837,625	43,299,050	31,363,750	30,854,200	30,296,075

## (27)全身性障害者介護人派遣

(単位:人. 時間. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
利 用 者 登 録 数		31	29	28	27	26
利 用 時 間		6,180	6,007	3,469	3,590	2,964
金 額		5,685,600	5,526,440	3,191,480	3,302,800	2,726,880

## (28)知的障害者(児)数の推移

(各年度末現在 単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
Ⓐ	18歳未満	121	133	132	141	147
	18歳以上	387	394	403	404	410
A	18歳未満	130	121	120	122	121
	18歳以上	453	460	478	486	503
B	18歳未満	138	145	144	154	157
	18歳以上	587	591	610	628	648
C	18歳未満	311	371	393	411	424
	18歳以上	416	422	445	484	521
計	18歳未満	700	770	789	828	849
	18歳以上	1,843	1,867	1,936	2,002	2,082
総 計		2,543	2,637	2,725	2,830	2,931

## (29)川越市みよしの支援センターの状況

区分	年度	30	元	2	3	4
入所者の状況	年間延人員(人)	457	464	459	446	442
	月 平 均 数(人)	38.1	38.7	38.3	37.2	36.8
	利 用 率(%)	76.5	75.0	72.4	73.3	73.2
月 1 人 最 高 工 賃 ( 円 )		14,947	17,782	16,956	20,139	20,428
月 1 人 平 均 工 賃 ( 円 )		9,550	10,263	10,630	11,962	13,372
月 平 均 総 工 賃 ( 円 )		316,285	344,889	369,417	426,472	468,781

## (30)川越市職業センターの状況

定員	生 活 保 護 授 産 部 門	50人
※ 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 部 門		30人

区分	年度	30	元	2	3	4
利 用 者 の 状 況	年間延人員(人)	282	263	197	149	108
	生 保 障 福	250	252	217	187	177
利 用 率 (%)	生 保 障 福	17.8	21.9	16.4	12.4	9.0
	生 保 障 福	20.8	21.0	18.0	15.6	14.8
※ 月 1 人 最 高 工 賃 ( 円 )	生 保 障 福	39.5	43.8	32.8	24.8	18.0
	生 保 障 福	69.3	70.0	60.0	52.0	49.3
※ 月 1 人 平 均 工 賃 ( 円 )		59,530	18,153	22,220	23,805	28,637
※ 月 1 人 平 均 工 賃 ( 円 )		15,212	11,100	9,608	10,280	12,732
※ 月 平 均 総 工 賃 ( 円 )		313,363	232,484	171,953	159,449	187,797

## (31)川越市障害者総合相談支援センター

(各年度末現在 単位:件、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
総合的及び専門的な相談支援		139	139	217	255	230
成年後見等制度申立件数		1	4	5	5	8
利用支援報酬助成件数		15	16	12	17	19
障害者就労支援						
登録者数		405	442	472	444	472
新規登録件数		40	46	37	16	32
内 身体障害者		1	6	8	2	2
知的障害者		15	11	8	5	6
精神障害者		24	29	21	9	24
その他		0	0	0	0	0
就労者数		297	314	315	286	298
内 一般身体障害者		29	30	30	35	37
知的障害者		107	117	115	118	121
精神障害者		106	115	115	113	120
その他		1	1	1	1	1
福祉就労者		54	51	54	19	19

※令和2年6月8日より、川越市障害者就労支援センター及び川越市障害者基幹相談支援センターは川越市障害者総合相談支援センターへ統合しました。

## (32)川越市総合福祉センター利用状況

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
利 用 者 総 数		116,589	92,354	19,960	24,519	40,016
内 障害者福祉センター		26,947	19,424	3,406	5,164	9,083
高齢者福祉センター		80,198	64,724	16,415	19,069	30,675
その他の (プール・体育室他)		9,444	8,206	139	286	258

## (33)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(各年度末現在 単位:人 ( )内は18歳未満の内数)

等級	年度	30	元	2	3	4
1級		238(11)	246(7)	264(10)	286(11)	315(15)
2級		1,667(55)	1,805(67)	1,923(69)	2,073(71)	2,257(95)
3級		870(16)	926(21)	983(27)	1,066(31)	1,189(50)
計		2,775(82)	2,977(95)	3,170(106)	3,425(113)	3,761(160)

## (34)自立支援医療受給者証(精神通院医療)の疾患別受給者数

(各年度末現在 単位:人)

分類	受給者数	30	元	2	3	4
症状性を含む器質性精神障害		137	133	163	167	169
精神作用物質使用による精神及び行動の障害		63	66	73	67	65
統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害		1,461	1,481	1,574	1,531	1,572
気分障害		1,827	1,879	2,108	2,131	2,252
神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害		421	451	533	508	530
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		24	27	29	33	36
成人の人格及び行動の障害		35	32	33	28	35
精神遅滞		44	49	62	61	70
心理的発達の障害		174	207	251	308	335
小児期及び青年期行動及び情緒の障害・特定不能精神障害		130	155	211	242	274
てんかん		293	318	361	389	402
分類不明		88	114	166	136	107
計		4,697	4,912	5,564	5,601	5,847

# 地域包括ケア推進課

## (1) 地域包括支援センター相談状況

(単位:件、回)

年度 区分	30	元	2	3	4
相 談 件 数	35,231	35,427	45,487	53,231	55,853
権 利 擁 護 相 談 件 数	541	518	584	748	1,204
予 防 給 付 ケ ア プ ラ ン 作 成 件 数	26,649	27,297	26,230	27,616	29,389
担 当 圏 域 ケ ア 会 議 開 催 回 数	35	37	4	20	24
ケ ア マ ネ ジ ャ 一 情 報 交 換 会 開 催 回 数	66	66	19	62	62

※ 平成28年度以降の予防給付ケアプラン作成件数については、介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成件数を含む。

## (2) 介護予防福祉普及啓発事業

(単位:人、回)

年度 区分	30	元	2	3	4
介 護 予 防 講 演 会 参 加 者 数 ( 開 催 数 )	2,793(10)	2,121(9)	0(55)	633(11)	846(26)
介 護 予 防 サ ポ ー タ ー 養 成 講 座 養 成 者 数 ( コ ー ス 数 )	157(4)	144(4)	0(0)	82(4)	84(9)
介 護 予 防 サ ホ 。 一 タ ー フ オ ロ ー ア ッ フ 。 講 座 参 加 者 数 ( 開 催 数 )	484(10)	262(6)	47(1)	176(7)	354(10)
い も つ こ 体 操 教 室 延 参 加 者 数 ( 開 催 数 )	1,155(54)	931(50)	100(6)	186(12)	679(42)
認 知 症 予 防 教 室 延 参 加 者 数 ( 開 催 数 )	922(31)	654(34)	78(13)	273(12)	469(30)

※令和2年度の介護予防講演会(開催数)については、レター等の周知啓発用印刷物の種類数とした。

## (3) 通所型サービスC

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
と き も 運 動 教 室 延 参 加 者 数 ( 開 催 回 数 )	7,691(1,619)	7,070(1,500)	0(0)	2,452(819)	4,221(1,231)

## (4) 訪問型サービスC

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
い き い き 栄 養 訪 問 延 参 加 者 数	53	77	54	61	34

## (5)認知症高齢者支援事業

(単位:人.回)

年度 区分	30	元	2	3	4
認知症サポーター養成講座 参加者数(開催数)	3,049(88)	2,161(66)	725(22)	1,121(43)	1,017(46)
認知症家族介護教室 延参加者数(開催数)	180(18)	186(18)	31(3)	133(24)	-
認知症家族介護教室 フォローアップ 延参加者数(開催数)	42(5)	34(4)	14(1)	7(2)	-
家族介護支援教室 延参加者数(開催数)	77(11)	104(16)	25(5)	93(15)	-
家族介護教室 延参加者数(開催数)	-	-	-	-	149(18)
家族介護交流会 延参加者数(開催数)	-	-	-	-	280(52)
オレンジカフェ 延参加者数(開催数)	6,758(391)	6,111(366)	0(0)	412(67)	1,537(210)
認知症相談会 相談者数(開催数)	33(6)	31(6)	21(6)	54(11)	43(10)
徘徊高齢者家族支援 サービス利用者数	9	12	15	13	15
お帰り安心ステッカー 交付者数	63	93	86	97	86

※「認知症家族介護教室」「認知症家族介護教室フォローアップ」「家族介護支援教室」の3事業については、令和4年度より、「家族介護教室」「家族介護交流会」の2事業に再編して実施。

## (6)要援護高齢者等支援ネットワーク会議

(単位:回)

年度 区分	30	元	2	3	4
会議開催数	4	4	2	2	4

# 高齢者いきがい課

## (1)川越市の高齢者人口

(以下各年度3月31日現在. 単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
人 口 総 数		353,078	353,456	353,442	352,896	352,986
65歳以上 人 口	男	42,211	42,586	42,822	42,849	42,683
	女	51,089	51,770	52,260	52,605	52,747
	計	93,300	94,356	95,082	95,454	95,430
構 成 比 (%)		26.42	26.70	26.90	27.05	27.04

## (2)健康ふれあい入浴

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
延べ利用者数		15,437	14,548	8,001	7,619	9,798
事業費		3,153,400	2,968,300	1,600,200	1,523,800	1,959,600

## (3)敬老マッサージサービス

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
利 用 者 数		6,558	2,438	1,255	1,278	1,349
事 業 費		15,083,400	5,607,400	2,886,500	2,939,400	3,102,700

## (4)長寿祝い金支給

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
支 給 者 数		5,361	5,686	5,956	6,197	5,334
事 業 費		70,300,000	74,190,000	79,020,000	82,930,000	74,060,000

## (5)金婚祝記念品贈呈(平成20年度以降「若狭塗夫婦箸」を贈呈)

(単位:組)

区分	年度	30	元	2	3	4
贈 呈 者 数		376	689	509	561	528

## (6)高齢者家具転倒防止器具等取付

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
事 前 調 査	件 数	23	14	17	8	13
	事 業 費	26,082	16,830	20,570	9,680	16,258
取 付	件 数	23	14	17	8	13
	事 業 費	99,360	64,260	78,540	36,960	62,090

## (7)高齢者住宅整備資金貸付

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
貸 付 件 数		1	1	0	0	0
貸 付 金 額		2,000,000	1,900,000	0	0	0

## (8)在宅高齢者居宅改善費助成

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
助 成 件 数		53	64	58	63	66
助 成 金 額		5,787,000	5,617,000	5,978,000	3,932,000	3,839,000

## (9)高齢者世帯等住替家賃助成

(単位:件. 円)

年度 区分	30	元	2	3	4
助成件数	9	9	9	7	8
助成金額	1,552,300	1,618,400	1,540,700	1,356,000	1,313,850

## (10)高齢者住宅保証

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
保証件数	0	0	0	0	0

## (11)老人アパート提供(入居者数は年度末の人数)

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
入居者数	5	6	5	5	6

## (12)老人クラブ補助金交付

(単位:人. 円)

年度 区分	30	元	2	3	4
老人クラブ数	106	104	95	93	82
会員数	6,955	6,790	5,919	5,553	4,730
支給補助金	5,856,300	5,700,200	4,520,695	3,696,832	4,136,572

## (13)ゲートボール場等整備用砂給付

(単位:箇所)

年度 区分	30	元	2	3	4
給付箇所数	5	2	5	7	7

## (14)介護支援いきいきポイント※平成28年10月事業開始

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
登録者数	449	517	508	523	513
活動者数	290	314	30	34	64
受入機関数	104	118	116	118	116

## (15)生活管理指導員等派遣

(単位:人. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
実利用人數	40	39	33	30	21
延べ利用人數	421	398	302	280	226
延べ利用回数	1,648	1,487	1,060	1,008	840

## (16)生きがい活動支援通所

(単位:人. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
実利用人數	69	66	67	54	
延べ利用人數	695	596	523	538	
延べ利用回数	2,644	2,202	1,797	2,009	

## (17)生活管理指導短期宿泊

(単位:人. 日)

年度 区分	30	元	2	3	4
延べ利用人數	14	18	1	5	3
延べ利用回数	137	199	3	126	88

## (18)緊急通報システム

(単位:件.台)

年度 区分	30	元	2	3	4
設 置 件 数	57	63	86	73	90
設 置 総 数	435	431	425	430	446

## (19)救急情報キット配布

(単位:件.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
配 布 件 数	755	486	675	778	495
事 業 費	52,920	0	190,300	190,300	349,800

## (20)日常生活用具給付

(単位:個)

年度 区分	30	元	2	3	4
電 磁 調 理 器	15	15	18	13	13
火 災 警 報 器	9	13	13	7	6
自 動 消 火 器	8	9	7	2	2

## (21)老人福祉電話貸与

(単位:件.台)

年度 区分	30	元	2	3	4
設 置 件 数	3	1	3	9	3
設 置 総 数	39	34	33	39	27

## (22)在宅高齢者配食サービス

(単位:人.食)

年度 区分	30	元	2	3	4
延べ利用者数	4,666	4,373	4,445	4,699	4,651
延べ配食数	60,089	56,767	60,112	63,694	61,913

## (23)要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
利 用 者 数	107	122	193	183	166

## (24)要介護高齢者寝具乾燥

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
延べ利用者数	88	89	75	66	58

## (25)在宅要介護高齢者等紙おむつ給付(給付者数は、年度末月の人数)

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
給 付 者 数	1,762	1,887	1,964	2,029	2,076

## (26)訪問理美容サービス

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
延べ利用者数	965	940	923	1,051	1,134

## (27)要介護高齢者手当支給

(単位:人.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
延べ支給者数	29,850	30,007	30,313	31,684	32,716
支 給 額	238,800,000	240,056,000	242,504,000	253,472,000	271,728,000

## (28) 家族介護慰労金支給

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
支 給 者 数	4	2	5	4	4

## (29) 西後楽会館利用状況

(単位:日、人)

年度 区分	30	元	2	3	4
利 用 日 数	0	267	181	296	293
利 用 団 体 数	0	78	0	0	0
利 用 人 員	団 体	0	4,589	0	0
	個 人	0	49,242	4,646	7,156
	計	0	53,831	4,646	7,156
					9,321

※平成30年度:工事による一時休館

## (30) 老人憩いの家利用状況

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
小ヶ谷老人憩いの家	7,094	6,589	451	1,329	2,163
高階北老人憩いの家	4,004	3,981	348	1,183	1,277
川越駅東口老人憩いの家	2,718	2,118	22	131	320
計	13,816	12,688	821	2,643	3,760

## (31) 自治会老人憩いの家管理運営費補助

(単位:件、円)

年度 区分	30	元	2	3	4
管理運営費補助件数	54	53	50	51	53
補 助 金 額	1,452,715	1,431,000	1,311,258	1,088,470	1,402,843

## (32) 養護老人ホーム措置(延措置人員)

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
やまぶき荘	557	486	435	437	434
亀鶴園	3	0	0	0	0
敬愛園	0	0	0	0	0
ひとみ園	26	36	39	36	28
聖明園曙荘	24	24	26	36	45
尚和園	7	11	0	1	1
双葉	0	0	0	0	0
さくらコート青葉町	0	0	6	4	0
合 計	617	557	506	514	508

## (33) 生活支援ハウス

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
延 入 居 者 数	177	166	170	157	161
年 度 末 入 居 者 数	13	13	14	11	12

## (34) 成年後見等制度利用支援

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
市長申立件数	33	27	36	40	32
相談件数	40	44	41	51	47
決定件数	35	27	34	39	37

## (35) 成年後見センター

(単位:件・回・人)

年度 区分	30	元	2	3	4
一般相談件数	75	126	145	363	629
弁護士相談件数	25	30	29	45	32
成年後見入門講座の開催	実施回数		2	7	12
	延参加者数		32	94	113
市民後見人養成講座 フォローアップ研修	実施回数	8	6	1	2
	延参加者数	134	57	3	4
					34

※令和2年度まで一般相談及び弁護士相談は法人後見事業(補助金)、成年後見入門講座及び市民後見人養成講座(フォローアップ研修)は市民後見事業(委託)で実施。

## (36) 障害者控除対象者認定

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
交付対象者	787	812	796	804	873

# 介 護 保 険 課

## (1) 第1号被保険者数

(令和5年3月末現在. 単位:人)

65歳以上 75歳未満	75歳以上	外国人被保険者 (再 掲)	住所地特例被保険者 (再 掲)	計
42,552	52,822	361	473	95,374

## (2) 要介護認定者数

(各年度3月末現在. 単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
要 支 援 1	1,746	1,808	1,924	2,095	2,196
要 支 援 2	1,756	1,755	1,764	1,859	1,914
要 介 護 1	3,076	3,433	3,707	3,853	4,062
要 介 護 2	2,522	2,678	2,709	2,709	2,659
要 介 護 3	2,079	2,205	2,304	2,459	2,529
要 介 護 4	1,935	1,973	2,039	2,179	2,237
要 介 護 5	1,388	1,395	1,332	1,320	1,360
合 計	14,502	15,247	15,779	16,474	16,957

## (3) 施設介護サービス利用者件数

(各年度3月審査分. 単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
指定介護老人福祉施設	1,307 (14)	1,297 (14)	1,307 (14)	1,356 (13)	1,373 (11)
介護老人保健施設	759 (20)	781 (18)	741 (20)	741 (13)	721 (13)
指定介護療養型医療施設	50 (2)	47 (1)	46 (1)	49 (0)	43 (0)
介護医療院	2 (0)	16 (0)	30 (2)	47 (2)	44 (3)
合 計	2,118 (36)	2,141 (33)	2,124 (37)	2,193 (28)	2,181 (27)

※ ( )内は第2号被保険者の該当者内数

## (4) 居宅介護サービス等利用者件数

(各年度3月審査分. 単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
要 支 援 1	467 (9)	521 (12)	525 (11)	588 (14)	643 (19)
要 支 援 2	779 (33)	817 (32)	801 (28)	823 (30)	822 (31)
要 介 護 1	2,308 (62)	2,587 (53)	2,726 (56)	2,836 (60)	3,000 (58)
要 介 護 2	2,007 (71)	2,148 (78)	2,149 (72)	2,176 (70)	2,099 (66)
要 介 護 3	1,327 (40)	1,450 (37)	1,455 (38)	1,557 (42)	1,548 (45)
要 介 護 4	961 (28)	962 (27)	1,008 (22)	1,082 (32)	1,123 (31)
要 介 護 5	552 (30)	554 (29)	537 (30)	579 (26)	604 (30)
合 計	8,401 (273)	9,039 (268)	9,201 (257)	9,641 (274)	9,839 (280)

※ ( )内は第2号被保険者の該当者内数

## (5) 地域密着型サービス等利用者件数

(各年度3月審査分. 単位:件)

区分	年度	30		元		2		3		4	
要 支 援 1		3	(0)	4	(0)	3	(0)	4	(0)	3	(0)
要 支 援 2		7	(0)	6	(0)	5	(0)	3	(0)	3	(0)
要 介 護 1		491	(6)	540	(4)	530	(5)	571	(7)	594	(7)
要 介 護 2		445	(10)	460	(8)	431	(8)	452	(7)	437	(7)
要 介 護 3		280	(3)	316	(2)	326	(5)	347	(6)	360	(5)
要 介 護 4		194	(3)	175	(3)	170	(3)	204	(4)	222	(6)
要 介 護 5		108	(2)	113	(0)	113	(0)	116	(2)	131	(3)
合 計		1,528	(24)	1,614	(17)	1,578	(21)	1,697	(26)	1,750	(28)

※ ( )内は第2号被保険者の該当者内数

## (6) 介護サービス等利用者負担額支給状況

(単位:件. 円)

区分	年度	30		元		2		3		4	
50%助成対象者	(件数)	17,031		16,860		17,870		18,333		20,156	
	(金額)	83,889,980		82,615,551		82,173,489		88,158,710		94,213,006	
25%助成対象者	(件数)	10,450		10,435		10,496		11,694		12,721	
	(金額)	31,353,608		31,225,405		38,293,589		34,409,629		36,481,969	
合 計	(件数)	27,481		27,295		28,366		30,027		32,877	
	(金額)	115,243,588		113,840,956		120,467,078		122,568,339		130,694,975	

※ 件数は年間の延べ申請件数

## (7) 高額介護サービス費支給状況

(単位:件. 円)

区分	年度	30		元		2		3		4	
支 給 件 数		37,528		39,733		41,519		43,943		38,706	
支 給 金 額		443,650,848		510,849,619		551,768,315		560,640,042		548,359,113	

# こども未来部

## こども政策課

### 1. こども給付担当

#### (1)児童手当支給状況

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
被用者 3歳未満	該当児童数 支給額	70,495 1,057,425,000	67,899 1,018,485,000	64,274 964,110,000	61,290 919,350,000	59,140 887,100,000
非被用者 3歳未満	該当児童数 支給額	12,497 187,455,000	11,486 172,290,000	10,795 161,925,000	10,112 151,680,000	9,096 136,440,000
被用者 小学校修了前	該当児童数 支給額	241,105 2,540,685,000	238,445 2,516,160,000	236,240 2,494,455,000	231,893 2,449,665,000	224,792 2,379,635,000
非被用者 小学校修了前	該当児童数 支給額	48,637 520,305,000	46,789 500,490,000	44,680 478,415,000	42,067 449,435,000	40,552 433,230,000
被用者 中学校修了前	該当児童数 支給額	71,211 712,110,000	71,907 719,070,000	72,548 725,480,000	73,743 737,430,000	73,860 738,600,000
非被用者 中学校修了前	該当児童数 支給額	17,424 174,240,000	16,711 167,110,000	16,394 163,940,000	15,821 158,210,000	15,559 155,590,000
特例給付	該当児童数 支給額	39,151 195,755,000	40,686 203,430,000	41,977 209,885,000	42,018 210,090,000	31,066 155,330,000
合計	該当児童数 支給額	500,520 5,387,975,000	493,923 5,297,035,000	486,908 5,198,210,000	476,944 5,075,860,000	454,065 4,885,925,000

#### (2)特別児童扶養手当支給状況

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
受給者数		535		539	565	561

#### (3)遺児手当支給状況

(単位:人. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
対象児童数		13 (延147)	11 (延132)	12 (延136)	13 (延140)	13 (延146)
支給金額		1,249,500	1,122,000	1,156,000	1,190,000	1,241,000

#### (4)こども医療費支給状況

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
支給件数		671,567	654,399	489,141	543,184	589,603
支給額		1,186,313,611	1,161,310,205	919,386,337	1,040,256,526	1,098,757,865

※平成22年7月から通院助成を小学校3年生まで拡大し、食事療養標準負担額の助成を廃止。

平成24年10月から通院助成を小学校6年生まで拡大。

平成26年1月から通院助成を中学校3年生まで拡大。

## (5)ひとり親家庭等医療費支給状況

(単位:件、円)

区分	年度		30 元	2	3	4
	父 母 等	19,237				
支 給 件 数	児 童	3,909	3,900	3,586	3,476	4,664
	計	23,146	23,359	21,721	21,432	24,856
支 給 額	父 母 等	52,457,903	52,971,569	49,966,075	52,399,981	57,444,416
	児 童	9,002,991	8,292,008	8,003,097	8,232,328	11,195,973
	計	61,460,894	61,263,577	57,969,172	60,632,309	68,640,389

# こども育成課

## 1. こども支援担当

### (1) ファミリー・サポート・センター事業実施状況

(単位:人.回)

区分\年度	30	元	2	3	4
提供会員数	522	491	496	466	471
依頼会員数	1,458	1,458	1,356	1,252	1,192
両方会員数	63	60	54	35	27
援助活動回数	9,271	7,943	6,248	5,534	5,365

※ 提供会員・依頼会員・両方会員は登録者数

### (2) 緊急サポートセンター事業実施状況

(単位:人.回)

区分\年度	30	元	2	3	4
サポート会員数	57	57	61	67	67
利用会員数	428	504	547	606	665
両方会員数	0	0	0	0	0
援助活動回数	146	100	187	212	402

※ サポート会員・利用会員・両方会員は登録者数

### (3) 病児保育事業実施状況

(単位:施設.人)

区分\年度	30	元	2	3	4
施設数	4	4	4	4	4
利用延べ人数	967	965	263	468	447

## 2. 青少年育成担当

### (1) 街頭補導実施状況

(単位:回.人)

区分\年度	30	元	2	3	4
実施回数	634	576	178	250	349
従事者数	2,423	2,356	560	875	1,252
声かけ数	3,015	2,260	564	1,083	2,010

### (2) 少年指導センターにおける相談件数

(単位:件)

区分\年度	30	元	2	3	4
相談件数	29	40	23	48	20

## 3. 子育て支援センター

### (1) 地域子育て支援拠点事業の状況

(単位:施設.人.件.回)

区分\年度	30	元	2	3	4
拠点施設数	24	24	24	24	24
拠点施設利用人数	90,815	77,243	28,483	48,226	55,301
電話相談件数※	127	81	54	24	20
面接相談件数※	4,972	4,365	3,216	4,119	4,043
サークル支援活動※	22	15	4	10	3

※ 川越市子育て支援センターの活動に限った数値

(2) 利用者支援事業(基本型) ※川越市子育て支援センター実施分 (単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
電話相談件数	259	336	446	389	354
面接相談件数	673	591	209	402	429
その他(出張支援、メール等)	44	39	26	0	26

【参考】※川越市民サービスステーション内実施分 (単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
電話相談件数	—	—	195	297	192
面接相談件数	—	—	225	359	331
その他(出張支援、メール等)	—	—	22	54	13

※令和2年6月開設

# こども家庭課

## (1)家庭児童相談室における相談件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
性 格・生 活 習 慣		31	103	289	197	116
知 能・言 語		1,427	661	265	57	60
学 校 生 活 等		342	171	508	423	247
非 行		69	1	2	0	1
家 族 関 係		6,928	6,340	9,132	8,469	8,932
環 境 福 祉		1,133	396	2,245	1,272	1,217
心 身 障 害		415	190	190	82	94
そ の 他		102	59	215	252	211
計		10,447	7,921	12,846	10,752	10,878

## (2)母子生活支援施設措置状況

(単位:世帯. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
初日在籍世帯数(延)		19	38	66	63	73
初日措置人員(延)		50	90	180	163	103

## (3)施設入所・里親委託

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
乳 児 院		8	12	11	9	6
児 童 養 護 施 設		48	50	41	46	46
児 童 自 立 支 援 施 設		0	0	0	1	0
里 親		16	19	14	18	14
児 童 心 理 治 療 施 設		1	1	1	1	2
障害児入所施設(福祉型)		4	4	3	3	4
障害児入所施設(医療型)		7	3	1	2	1
合 計		84	89	71	80	73

※ 各年度末の入所(委託)児童数。障害児施設については契約入所の人数を含む。

## (4)ひとり親家庭相談状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
職 業 相 談		1,220	784	1,011	1,103	1,006
公的援助についての相談		4,775	2,503	2,944	2,699	2,451
生 活 の 相 談		748	548	601	559	478
住 宅 に つ い て の 相 談		235	133	101	131	130
子供のことについての相談		737	515	820	880	713
計		7,715	4,483	5,477	5,372	4,778

## (5)母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

(単位:件、千円)

資金名	年度	30		元		2		3		4	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
母子福祉資金	事業開始	新規	—	—	—	1	1,000	—	—	—	—
	事業継続	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修学	新規	25	12,594	30	18,020	17	11,226	20	12,708	17
	継続	56	33,474	52	32,026	36	21,358	23	17,118	28	18,570
	技能習得	新規	—	—	—	—	—	—	—	1	816
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修業	新規	1	720	3	2,202	—	—	—	—	—
	継続	2	880	2	1,260	1	720	—	—	—	—
	医療介護	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生活	新規	7	2,163	5	1,925	3	1,608	—	2	366
	継続	1	528	—	—	—	—	1	90	—	—
	就職支度	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	住宅	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就学支度	新規	50	23,350	27	12,870	19	9,740	19	10,160	29
寡婦福祉資金	転宅	新規	1	215	1	260	—	—	—	1	136
	結婚	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	新規	84	39,042	66	35,277	40	23,574	39	22,868	50
	継続	59	34,882	54	33,286	37	22,078	24	17,208	28	18,570
	合計	143	73,924	120	68,563	77	45,652	63	40,076	78	43,229
	事業継続	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修学	新規	1	400	2	780	—	—	—	—	—
	継続	1	960	1	600	2	1,020	1	540	—	—
	修業	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就職支度	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就学支度	新規	1	282	—	—	—	—	—	—	—
	転宅	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	結婚	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	技能習得	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生活	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
父子福祉資金	合計	新規	2	682	2	780	0	0	0	0	0
	継続	1	960	1	600	2	1,020	1	540	0	0
	合計	3	1,642	3	1,380	2	1,020	1	540	0	0
	事業継続	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修学	新規	—	—	2	1,260	3	2,002	—	—	3
	継続	4	2,160	3	1,524	2	1,260	4	3,108	2	1,425
	修業	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就職支度	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	就学支度	新規	3	1,310	1	580	1	580	4	1,685	—
	転宅	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	結婚	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	技能習得	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生活	新規	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
父子福祉資金	合計	新規	3	1,310	3	1,840	4	2,582	4	1,685	3
	継続	4	2,160	3	1,524	2	1,260	4	3,108	2	1,425
	合計	7	3,470	6	3,364	6	3,842	8	4,793	5	2,967
	新規合計	89	41,034	71	37,897	44	26,156	43	24,553	53	26,201
継続合計		64	38,002	58	35,410	41	24,358	29	20,856	30	19,995
総合計		153	79,036	129	73,307	85	50,514	72	45,409	83	46,196

## (6)子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)

(単位:施設. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
施設数	1	1	1	1	1
利用児童数	11	25	11	9	10
利用延べ人数	466	339	77	29	93

## (7)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

(単位:施設. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
施設数	1	1	1	1	1
利用児童数	7	9	8	9	7
利用延べ人数	46	186	179	134	126

## (8)児童扶養手当支給状況

(単位:人. 円)

年度 区分	30	元	2	3	4
受給者数	2,289	2,151	2,134	2,056	1,988
支給金額	1,031,554,350	1,283,827,260	998,778,070	977,511,250	929,188,530

※受給者数は支給がある方のみ

※令和元年度の支給金額は、法改正の初年度であるため15ヶ月分の額となっています。

## (9)多胎児産前産後ヘルパー派遣事業

(単位:世帯. 時間)

年度 区分	30	元	2	3	4
派遣世帯数	106	99	21	16	26
利用時間数	4,759	3,231	327	395.5	915.0

※令和元年度まで、第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業として実施。

## (10)ひとり親家庭等学習支援事業

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
授業回数	187	167	197	217	262
利用児童数	95	91	91	87	72

# 保 育 課

## 1. 入所担当

### (1) 川越市の児童数

(国勢調査による 単位:人)

年月 区分		平成12年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月	令和2年10月
総 人 口		330,766	333,795	342,670	350,745	354,571
18歳未満の人口	0歳～4歳	15,294	14,180	14,276	14,118	12,219
	5歳～9歳	15,493	15,170	14,577	14,961	14,195
	10歳～14歳	16,202	15,887	15,642	15,184	14,973
	15歳～17歳	20,707	9,837	9,996	9,722	8,984
	計	67,696	55,074	54,491	53,985	50,371
構 成 比 ( % )		20.5%	16.5%	15.9%	15.4%	14.2%

### (2) 保育園等年齢別入園状況(2・3号認定)

(単位:人)

年度 区分		30	元	2	3	4
3歳未満児	公 立	7,350	7,325	7,192	6,607	6,137
	私 立	13,692	14,508	15,770	16,295	16,276
	こども園	1,395	1,692	1,816	1,877	2,102
	計	22,437	23,525	24,778	24,779	24,515
3歳児	公 立	4,111	4,241	3,999	3,813	3,952
	私 立	6,023	6,316	6,693	7,091	7,033
	こども園	516	907	1,064	1,044	1,361
	計	10,650	11,464	11,756	11,948	12,346
4歳以上児	公 立	8,871	8,557	8,213	8,161	7,918
	私 立	11,322	12,058	12,692	12,999	13,378
	こども園	538	1,290	1,885	2,296	2,752
	計	20,731	21,905	22,790	23,456	24,048
計	公 立	20,332	20,123	19,404	18,581	18,007
	私 立	31,037	32,882	35,155	36,385	36,687
	こども園	2,449	3,889	4,765	5,217	6,215
	計	53,818	56,894	59,324	60,183	60,909

※ 市外委託含む (受託児は含まない)

## (3)保育園・こども園別入園状況

(延人員)

年度 園名	定員 (R4年度)	30 元	2	3	4
中央保育園	90	1,108	1,018	1,020	971
仙波保育園	90	1,114	1,116	1,076	1,029
神明町保育園	120	1,398	1,390	1,268	1,249
小室保育園	80	983	945	940	928
霞ヶ関保育園	80	932	898	899	857
名細保育園	90	1,026	1,045	1,018	972
大東保育園	90	1,065	1,068	1,060	1,056
古谷保育園	60	614	582	550	402
脇田新町保育園	100	1,140	1,131	1,076	996
今成保育園	90	1,090	1,076	1,059	1,056
高階保育園	90	1,064	1,080	1,066	1,059
新宿町保育園	120	1,338	1,400	1,275	1,172
霞ヶ関第二保育園	90	975	986	928	910
南古谷保育園	70	631	720	725	784
名細第二保育園	90	1,005	1,031	991	920
高階第二保育園	120	1,320	1,290	1,203	1,114
高階第三保育園	90	1,059	1,078	1,014	967
南古谷第二保育園	90	1,028	1,017	958	930
古谷第二保育園	60	664	600	566	517
川鶴保育園	60	605	517	536	505
下田保育園	100	1,182	1,179	1,076	1,070
むきしの保育園	60	795	824	825	808
増美保育園	120	1,587	1,522	1,500	1,509
まきば保育園	80	1,046	1,034	1,027	1,071
おおぞら保育園	90	1,185	1,073	1,022	854
パンビ保育園	60	742	732	812	884
貴精保育園	80	1,027	1,050	1,035	965
高の葉保育園	100	1,201	1,184	1,243	1,284
マーガレット保育園	60	803	809	771	693
芳野保育園	70	787	817	760	744
風の子保育園	60	811	823	791	809
笠幡菜の花保育園	60	823	825	796	789
はるかぜ保育園	60	770	774	759	752
風の子第二保育園	60	816	806	815	791
伊佐沼すまいる保育園	60	853	879	815	743
さくらんぼ保育園	90	1,111	1,076	1,054	1,018
あゆみ保育園	90	1,182	1,167	1,186	1,152
おがやの里しもだ保育園	60	738	753	748	749
ねむの木保育園	60	824	742	802	824
かつらの木保育園	116	780	1,232	1,294	1,381
慶櫻南台保育園	60	886	854	849	842
ともいき保育園	60	788	763	760	767
増美保育園田町	90	1,115	1,132	1,099	1,135
レイモンド川越保育園	90	938	987	1,048	1,052
星の子みのり保育園	90	1,061	1,067	1,060	1,079
音羽の森保育園	90	1,090	1,086	1,098	1,093
川越七歩保育園	100	1,082	1,133	1,182	1,192
紀秀会川越やまだ保育園	100	1,357	1,415	1,382	1,379
さくらんぼ保育園第二保育園	100	1,269	1,254	1,160	1,154
かつらの木第2保育園	46	529	601	520	539
音羽の森第2保育園	100	891	1,170	1,222	1,223
おひさま保育園川越富士見町	60	-	583	690	728
どんぐりの森保育園	100	-	756	956	952
高階すまいる保育園	80	-	-	810	1,106
紀秀会川越南やまだ保育園	100	-	-	769	1,100
増美保育園川越	60	-	-	492	696
分園星の子第2保育園	29	-	-	155	195
まぶるきらり保育園	-	-	-	-	500
増美保育園本川越分園	16	160	165	136	148
マーガレット保育園いなほ分園	22	251	215	218	225
増美保育園川越駅前分園	7	84	79	79	84
ひかりの子認定こども園	69	714	801	795	825
認定こども園のぞみ幼稚園	57	450	489	501	487
認定こども園泉の森川越	70	672	843	853	894
芳野台こども園	100	569	853	1,012	1,045
認定こども園ふじま幼稚園	57	-	483	656	882
認定こども園初雁幼稚園	30	-	368	392	354
認定こども園岡田幼稚園	60	-	-	454	638
認定こども園霞ヶ関幼稚園	50	-	-	454	638
市外委託	-	690	508	617	585
計	5,199	53,818	56,894	59,778	60,821
※受託児は含まない					60,909

## (4)統合保育実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 保育園	30	元	2	3	4	年度 保育園	30	元	2	3	4
中央	6	7	7	2	4	まきば					1
仙波町	6	2	2	2	2	貴精		2	1	2	1
神明町	4	7	5	6	6	高の葉			1		2
小室	2	3	5	5	4	はるかぜ					1
霞ヶ関	5	5	5	6	5	伊佐沼すまいる	1	1			1
名細	11	8	8	7	8	さくらんぼ			1	1	
大東	4	3	6	7	4	あゆみ				2	4
古谷	6	5	2	4	4	おがやの里しもだ					1
脇田新町	4	4	5	4	7	ねむの木	1			1	
今成	3	1	0	2	1	かつらの木	1	2		1	
高階	4	5	11	9	10	慶櫻南台		1	1	1	
新宿町	4	6	5	6	4	ともいき	1	2	3	1	2
霞ヶ関第二	3	4	4	5	2	レイモンド川越		1			
南古谷	0	4	7	7	8	星の子みのり		2		1	
名細第二	3	5	6	8	6	音羽の森		2		1	
高階第二	6	4	6	6	6	川越七歩	2				
高階第三	4	6	5	2	3	紀秀会川越やまだ		1	1	1	2
南古谷第二	3	4	7	6	6	さくらんぼ第二	2	1	1	1	
古谷第二	4	5	5	2	2	音羽の森第二	2				1
川鶴	8	6	6	7	8	おひさま富士見				1	
公立計	90	94	107	103	100	高階すまいる					1
						紀秀会川越南やまだ					2
						私立計	10	15	9	14	19
						合計	100	109	116	117	119

## (5)一時預かり事業実施状況

(単位:園. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
保育園数		22	23	24	24	23
登録児童数		424	421	286	437	566

## (6)時間外保育実施状況(公立保育園のみ)

(単位:園. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
保育園数		20	20	20	20	20
登録児童数		164	171	126	127	110

※ 施設数は市外施設を含まない。

## (7)利用者支援事業(特定型) ※保育課実施分

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
窓口相談		506	499	278	237	237
電話相談		240	368	338	249	254
その他		2	0	1	0	0

## 【参考】※川越市民サービスステーション内実施分

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
窓口相談		—	—	515	635	966
電話相談		—	—	145	294	243
その他		—	—	0	0	0

※令和2年6月開設

## 2. 施設給付担当

## (1)幼稚園就園奨励費支給状況

(単位:人. 円)

年齢	年度	30	元	2	3	4
支給園児数		5,850	5,289	—	—	—
支給額		708,614,900	315,428,100	—	—	—

※補助金の支給単価について毎年度変更有り。

# 療 育 支 援 課

## 1. 療育支援担当

### (1) 障害児通所給付費の支給状況

単位:件

事業	年度	30	元	2	3	4
児童発達支援		343	330	377	450	499
医療型児童発達支援		0	0	0	0	0
放課後等デイサービス		697	784	826	1,009	1,209
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0
保育所等訪問支援		2	1	6	3	19
障害児相談支援		16	33	58	75	87
計		1,058	1,148	1,267	1,537	1,814

※ 各年度3月審査件数分

### (2) こどもの発達支援巡回相談事業の実施状況

単位:箇所、人

区分	年度	30	元	2	3	4
実施箇所数		-	-	-	57	67
利用延人数		-	-	-	200	260

## 2. 児童発達支援センター(平成31年4月1日開所)

### (1) 児童発達支援(利用延人数)

#### ① 通園あけぼの

各年度3月31日現在 単位:人

年齢	年度	30	元	2	3	4
3歳	男	-	802	694	1,400	941
	女	-	424	295	603	322
4歳	男	-	2,011	1,519	1,239	1,981
	女	-	977	514	450	909
5歳	男	-	762	2,126	1,410	1,602
	女	-	550	1,317	900	724
合計		-	5,526	6,465	6,002	6,479

※ 令和4年度から親子クラス含む人数

#### ② 通園ひかり(概ね0~2歳は親子クラス、3~5歳は単独クラス)

年齢	年度	30	元	2	3	4
0歳	男	-	128	40	10	0
	女	-	0	11	0	5
1歳	男	-	0	161	81	151
	女	-	33	66	93	0
2歳	男	-	245	33	336	147
	女	-	295	37	72	156
3歳	男	-	934	652	0	1,059
	女	-	182	1,045	61	188
4歳	男	-	197	695	692	0
	女	-	766	203	1,195	168
5歳	男	-	285	185	719	748
	女	-	720	736	300	880
合計		-	3,785	3,864	3,559	3,502

(2)一般相談・計画相談(利用延人数)

相談内容	年度	30	元	2	3	4
一般相談		-	2,525	2,647	985	1,161
計画相談		-	(一般相談に含む)	(一般相談に含む)	1,733	1,312
合計		-	2,525	2,647	2,718	2,473

(3)専門相談等(利用延人数)

相談内容	年度	30	元	2	3	4
専門相談	理学療法	-	851	758	692	576
	作業療法	-	1,803	1,390	1,097	931
	言語療法	-	1,482	931	1,257	1,294
	心理相談	-	(一般相談に含む)	256	321	315
巡回相談	理学療法	-	46	35	32	32
	作業療法	-	52	82	7	9
	言語療法	-	0	0	0	0
	心理相談	-	-	31	3	0
保育所等 訪問支援	その他	-	-	-	4	2
	理学療法	-	3	20	9	10
	作業療法	-	0	0	0	0
	言語療法	-	0	0	0	0
心理相談		-	-	0	0	0
合計		-	4,237	3,503	3,422	3,169

(4)親子教室(利用延人数)

教室名	年度	30	元	2	3	4
ぺんぎん (2歳児) (他の所属なし)	保護者	-	519	480	415	434
	子ども	-	518	479	414	434
くじら (3歳児以上) (他の所属あり)	保護者	-	527	270	373	419
	子ども	-	527	269	373	419
らっこ (3歳児以上) (他の所属なし)	保護者	-	-	-	134	-
	子ども	-	-	-	134	-
かもめ (1歳児) (他の所属なし)	保護者	-	-	-	-	22
	子ども	-	-	-	-	22
合計		-	2,091	1,498	1,843	1,750

※ らっこグループは令和3年度のみ、かもめグループは令和4年度のみ実施。

# 保健医療部

## 保健医療推進課

### 1. 保健医療推進担当

#### (1) 救急医療体制

##### ① 病院群輪番制参加病院数

医師会別		年度別		30	元	2	3	4
川越市医師会	川越市	8	8	8	8	8	8	8
	富士見市	3	3	3	3	3	3	3
	ふじみ野市	1	1	1	1	1	1	1
	三芳町	2	2	2	2	2	2	2
計		14病院						

##### ② 救急車搬送人員取扱状況

(単位：人)

年別 事故種別		30	元	2	3	4
火災	災	18	13	16	8	9
自然	災害	1	2	0	0	0
水難		0	1	0	0	0
交通事故		1,535	1,448	1,111	1,171	1,130
労働災害		172	166	158	170	200
運動競技		145	129	75	96	147
一般負傷		2,164	2,199	2,062	2,057	2,363
加害		71	62	62	47	50
自損行為		94	93	104	116	138
急病		9,972	9,977	8,790	9,215	11,209
その他		1,475	1,383	1,255	1,235	1,316
合計搬送人員		15,647	15,473	13,633	14,115	16,562

※川越地区消防組合(川越市・川島町)管内

#### (2) 医療供給体制の整備

##### ① 地域医療連携推進事業 推進の状況

年度別 区分		30	元	2	3	4
外来患者紹介(人)		10,697	12,358	8,215	9,235	12,388
研修等(回)		3	4	2	3	4
検討会等(回)		7	9	1	2	1

※人数及び件数は、川越市医師会所属の医療機関から埼玉医科大学総合医療センターへの紹介数。

※患者紹介数の入院患者は、平成30年度から埼玉医科大学総合医療センターが集計を行わなくなつた。

## 2. ふれあい歯科診療所

### (1) ふれあい歯科診療所患者数

(単位:人)

区分	年度 30 元 2 3 4	30	元	2	3	4
患者数		4,411	4,659	4,220	3,472	3,546
内、障害者 ※		2,204	2,441	2,209	2,032	1,972
(構成比)		50.0%	52.4%	52.3%	58.5%	55.6%

※障害等で診療に支援等が必要な方

# 國民健康保険課

## (1)被保険者加入状況(各年度末現在)

(単位:人・世帯)

区分	年度	30	元	2	3	4
国保被保険者数		79,168	76,721	75,220	72,510	68,398
国保世帯数		51,048	50,155	49,849	48,675	46,779
一世帯当たり被保険者数		1.55	1.53	1.51	1.49	1.46

## (2)療養諸費の状況(国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による)

(単位:円)

区分	年度	30	元	2	3	4
一般分費用額		27,618,839,399	26,948,523,867	25,502,314,972	26,515,721,119	25,657,772,838
退職者等分費用額		140,230,741	14,456,425	47,170	-3,050	-16,840
費用額合計		27,759,070,140	26,962,980,292	25,502,362,142	26,515,718,069	25,657,755,998

※令和3年度の退職者等分費用額がマイナスで表示されているのは、医療機関の誤請求を調整したことによるもの。

## (3)高額療養費の状況(国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による)

(単位:件・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
一般分	件数	73,321	66,054	40,622	53,632	52,076
	支給額	2,893,318,743	2,867,166,606	2,838,324,687	2,926,406,644	2,809,942,348
退職者等分	件数	215	30	0	0	0
	支給額	18,083,598	5,852,107	0	0	0
合計	件数	73,536	66,084	40,622	53,632	52,076
	支給額	2,911,402,341	2,873,018,713	2,838,324,687	2,926,406,644	2,809,942,348

## (4)その他の給付の状況(国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による)

(単位:件・円)

区分	年度	30	元	2	3	4
出産育児一時金	件数	260	221	200	196	167
	支給額	108,896,000	92,564,000	83,824,000	82,144,000	69,956,000
葬祭費	件数	534	488	452	510	494
	支給額	26,700,000	24,400,000	22,600,000	25,500,000	24,700,000
傷病手当金	件数			11	52	154
	支給額			504,794	2,498,194	5,003,762

## (5)特定健康診査の実施状況(法定報告)

(単位:人)

区分	年度	29	30	元	2	3
対象者数		56,016	53,251	51,500	51,039	49,306
受診者数		23,193	22,293	21,595	17,419	18,855
受診率(%)		41.4	41.9	41.9	34.1	38.2

※特定健康診査の実施状況(法定報告)は、健診実施年度の翌年11月頃に確定するため、令和4年度の数値は算出できません。

## (6)特定保健指導の実施状況(法定報告)

(単位:人)

区分	年度	29	30	元	2	3
対象者数		2,760	2,568	2,329	1,979	2,294
実施者数		292	377	304	376	440
実施率(%)		10.6	14.7	13.1	19.0	19.2

※特定保健指導の実施状況(法定報告)は、健診実施年度の翌年11月頃に確定するため、令和4年度の数値は算出できません。

## 高齢・障害医療課

### 1. 後期高齢者医療資格担当

#### (1) 後期高齢者医療被保険者数

(各年度3月末現在. 単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
被 保 険 者 数	44,431	46,371	47,193	49,083	51,722
(再掲) 65歳以上74歳未満 障 害 認 定 者 数	275	269	265	242	189

### 2. 後期高齢者医療給付担当

#### (1) 後期高齢者医療健康診査

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
対 象 者 数	37,852	40,062	42,670	43,081	44,642
受 診 者 数	11,779	12,342	11,812	12,468	12,938
受 診 率 ( % )	31.1	30.8	27.7	28.9	29.0

### 3. 障害者医療担当

#### (1) 障害者医療費支給状況

(単位:件. 円)

年度 区分	30	元	2	3	4
受 給 者 数	7,608	7,331	7,107	6,897	6,563
支 給 額	774,289,847	764,301,595	683,169,194	654,617,138	631,468,337

※受給者数は1年間の平均人数

# 保健総務課

## 1. 総務担当

### (1) 厚生労働大臣免許申請受付件数

受付件数 免許種別		申 請	書 换	再 交 付	計
医 師	16	12	1	29	
歯 科 医 師	5	3	0	8	
薬 劑 師	39	27	6	72	
管 理 栄 養 士	21	16	3	40	
保 健 師	21	13	1	35	
助 産 師	9	6	0	15	
看 護 師	193	106	4	303	
診 療 放 射 線 技 師	10	5	0	15	
臨 床 検 查 技 師	22	8	0	30	
衛 生 検 查 技 師	-	0	0	0	
理 学 療 法 士	39	16	1	56	
作 業 療 法 士	8	9	1	18	
視 能 訓 練 士	1	3	0	4	
計	384	224	17	625	

### (2) 知事免許申請受付件数

受付件数 免許種別		申 請	書 换	再 交 付	計
調 理 師	66	13	23	102	
製 菓 衛 生 師	5	0	0	5	
クリーニング師	1	0	0	1	
栄 養 士	21	21	4	46	
准 看 護 師	73	14	5	92	
他 県 准 看 護 師	-	3	0	3	
登 録 販 売 者	52	6	0	58	
診 療 X 線 技 師	-	0	0	0	
( 旧 ) 保 健 婦	-	0	0	0	
( 旧 ) 助 産 婦	-	0	0	0	
( 旧 ) 看 護 婦	-	0	0	0	
計	218	57	32	307	

## 2. 医事・薬事担当

### (1) 医療機関施設数等

年度 施設名		30	元	2	3	4
病 院		26	26	26	26	24
一 般 診 療 所		203	211	209	215	220
歯 科 診 療 所		185	185	187	186	184
助 産 所		6	6	6	7	9
歯 科 技 工 所		65	65	64	62	62
施 術 所		341	346	355	356	365
出 張 専 業 施 術 者		153	160	165	168	176
衛 生 檢 查 所		6	6	6	5	5

### (2) 薬事関係施設数

年度 施設種別		30	元	2	3	4
医 藥 品	薬 局	136	145	150	155	157
	店 舗 販 売 業	66	62	65	68	68
	卸 売 販 売 業	54	56	56	51	47
	薬 種 商 販 売 業	1	1	1	0	0
医 療 機 器	高 度 管 理 医 療 機 器 等	175	183	192	202	201
	管 理 医 療 機 器	457	464	472	497	505
	高 度 管 理 医 療 機 器 等	86	90	94	96	99
販 売 業	管 理 医 療 機 器	39	41	47	49	50
再 生 医 療 等 製 品 販 売 業		4	4	4	5	5

**(3) 毒物劇物販売業等施設数**

(各年度3月末現在)

年度 施設名	30	元	2	3	4
一般販売業	103	100	105	100	99
農業用品販売業	13	13	11	11	9
特定品目販売業	4	4	4	4	4
業務上取扱者	1	1	1	1	1

**(4) 温泉利用許可施設数等**

(各年度3月末現在)

年度 区分	30	元	2	3	4
利用施設数	4	5	5	6	6
利用許可件数	33	35	35	41	41

**(5) 家庭用品試買検査**

(各年度3月末現在)

年度 区分	30	元	2	3	4
買い上げ品目	乳幼児用繊維製品	乳幼児用繊維製品	-	乳幼児用繊維製品	乳幼児用繊維製品
検査項目	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	-	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド
検体量数	12	12	-	12	12

# 保 健 予 防 課

## 1. 精神保健担当

(1)訪問指導 (単位:人)

年度区分	30	元	2	3	4
実人員	193	184	212	202	180
延人員	1,170	1,132	1,019	782	675

(2)精神保健福祉家族教室(統合失調症編) (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	8	3	0	0	1
延受講者数	101	34	0	0	38

※ 令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

(3)精神障害者社会復帰相談事業(ソーシャルクラブ) (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	44	45	—	—	—
延参加者数	275	74	—	—	—

※ 令和2年3月で廃止

(4)青年期ひきこもり事業(ひきこもり親の会) (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	6	5	0	1	6
延参加者数	72	50	0	7	19

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

(5)精神保健福祉相談 (単位:人)

年度区分	30	元	2	3	4
相談者延人數	7,422	7,392	7,882	5,631	4,082

※ 相談者延人數は、(1)訪問指導の延人員を含む。

(6)精神保健福祉専門相談 (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	11	10	8	7	6
延来所者数	23	21	11	16	13

(7)精神保健福祉関係機関研修 (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	3	1	0	1	1
延参加者数	171	24	0	9	16

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

(8)うつに関する相談 (単位:回.人)

年度区分	30	元	2	3	4
実施回数	20	13	12	15	8
相談者延人數	32	34	24	23	9

※ 本事業の相談日に限る。相談日以外の相談は、(6)精神保健福祉相談として計上

## (9)アルコールに関する相談

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	9	6	6	5	9
相談者延人数	29	11	16	9	12

※ 本事業の相談日に限る。相談日以外の相談は、(6)精神保健福祉相談として計上

## (10)ひきこもりに関する相談

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	11	10	9	11	10
相談者延人数	40	25	29	21	22

※ 本事業の相談日に限る。相談日以外の相談は、(6)精神保健福祉相談として計上

## (11)メンタルヘルス講演会

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	1	1	0	0	1
延参加者数	230	42	0	0	20

※ 令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

## 2. 結核関係

## (1)結核患者数

(令和4年12月31日現在 単位:人)

区分	総数	活動性結核							不活動性結核	活動性核不	潜在性結核 感染症			
		肺結核活動性			登録時 その他の の結核 菌陽性	登録時 登録時 菌陰性・ その他	肺結核活動性	外核活動性			潜活性結核 感染症			
		登録時喀痰塗抹陽性	初回治療	再治療										
総数	82	19	16	7	6	1	7	2	3	37	26	5	3	

※ 潜在性結核感染症とは、結核の無症状病原体保有者のうち、医療が必要と認められる場合をいう。

## (2)感染症診査協議会

(単位:回. 件)

年度 区分	30	元	2	3	4
開催回数	24	24	24	23	23
37条の2(通院)診査件数	122	79	63	55	61
37条(入院)診査件数	61	60	38	50	44

## (3)結核医療費公費負担件数 (令和4年2月診療分まで)

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
37条の2(通院)支払	759	526	395	343	309
37条(入院)支払	72	69	40	57	46

## (4)結核予防費補助事業

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
高等学 校	8	8	7	7	7
大 学	3	4	4	4	4
專修学 校	2	2	3	3	3
各 種 学 校	1	1	0	0	1
輕 費 老 人 ホ ー ム	1	1	1	1	1

## (5)接触者の健康診断 (レントゲン検査・ツベルクリン検査等)

(単位:回. 人. 件)

年度 区分	30	元	2	3	4
開催回数	52	26	16	17	15
来所人 数	211	93	48	36	37
受診券使用件数	8	21	9	4	2

(6)患者の病状管理

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
医師への定期病状調査発行		0	1	0	0	1
患者本人への体調確認調査		122	113	107	96	82

(7)結核患者・接触者等の調査・相談

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
面接による調査・相談		143	101	32	24	30
電話、メール等による相談		1,139	1,151	739	468	705

(8)DOTS(直接服薬確認療法)事業訪問等

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
来所面接		110	62	20	34	35
訪問による支援		198	61	69	48	96
電話、メール等による支援		875	601	511	594	568

### 3. 新型コロナウイルス感染症関係

(1)陽性者数等

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
陽性者数		4	1,575	20,365	42,156	
(再掲)入院者数		4	383	897	2,093	
(再掲)宿泊療養者数		0	292	900	579	

※ 陽性者数には、重複の届出、他市町村分等を含む。(発生届の対象者のみ)

※ 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日から指定感染症に指定され、その後、令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。

(2)感染症診査協議会

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
就業制限診査件数				1,550	17,194	44,417
37条(入院)診査件数				648	1,326	2,271

※ 結核に関する診査と同時に実施

※ 37条(入院)診査件数は、入院の延長に係る診査を含む。

(3)医療費公費負担件数 (令和4年2月診療分まで)

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
37条(入院)支払				374	861	2,103
PCR等(医療機関委託分)支払				14,425	69,721	143,064

### 4. 感染症関係

(1)感染症発生状況(市内医療機関からの届出数)

(令和4年度)

感染症類型	件数	病	名
一類	0	一	
二類	0	一	
三類	8	腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス	
四類	4	レジオネラ症	
五類(全数把握分)	55	アメーバ赤痢、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎、劇症型溶血性レンサ球菌感染症 後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(入院例)、梅毒	

※ 結核及び新型コロナウイルス感染症を除く。

**(2)性感染症検査・相談**

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
HIV抗体即日検査・相談		14	9	10	6	4
性感染症検査・相談(午後)		12	10	11	8	4
性感染症検査・相談(夜間)		12	10	11	8	4
性感染症相談(結果返し)		12	10	11	8	4
来所相談合計		453	426	186	178	115

**(3)感染症電話相談等**

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
感染症全般相談		636	3,046	42,133	16,652	35,854
性感染症相談		157	121	107	94	456
合計		793	3,167	42,240	16,746	36,310

**5. 結核予防・エイズを含めた感染症予防啓発事業****(1)感染症予防啓発のための研修会**

(単位:回)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数(主催)		3	4	3	0	4
実施回数(依頼対応)		22	23	11	14	21

**6. その他****(1)光化学スモッグ健康被害の受理**

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
健康被害受理		0	0	0	0	0
電話相談		0	0	0	0	0

# 新型コロナワクチン接種対策室

## 1. 事業推進担当

### (1) 新型コロナワクチン接種者数

(単位：人)

年度	年齢	接種件数					
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	計
2	5～11歳	-	-	-	-	-	-
	12～64歳	1,724	118	-	-	-	1,842
	65歳～	59	7	-	-	-	66
	計	1,783	125	-	-	-	1,908
3	5～11歳	1,049	9	-	-	-	1,058
	12～64歳	184,768	185,404	58,383	-	-	428,555
	65歳～	89,223	89,074	81,282	-	-	259,579
	計	275,040	274,487	139,665	-	-	689,192
4	6ヶ月～4歳	319	301	190	-	-	810
	5～11歳	3,521	4,243	2,040	98	-	9,902
	12～64歳	2,692	3,366	83,273	82,123	13,829	185,283
	65歳～	170	215	5,195	81,011	67,256	153,847
	計	6,702	8,125		163,232	81,085	349,842

# 食品・環境衛生課

## 1. 食品衛生担当

### (1) 食品関係営業許可状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
業種数		6,582	6,582	6,528	5,640	5,734
新規許可数		523	466	543	751	731
更新許可数		529	552	645	61	0
届出数		27	52	47	2,060	237
計		1,079	1,070	1,235	2,872	968

### (2) 監視状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
監視延数		3,078	2,557	1,606	665	1,024

### (3) 食品等収去検査

(単位:検体. 項目)

区分	年度	30	元	2	3	4
検体数		297	266	178	150	189
項目数		4,739	5,125	3,016	3,804	4,041

### (4) 行政処分件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
回収命令等		1	0	0	0	0
営業停止命令等		2	2	3	0	2

### (5) 食中毒発生状況

(単位:件. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
発生数		4	2	3	0	4
患者数		18	11	84	0	7

### (6) 食品の苦情・相談件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
件数		265	278	245	186	133

## 2. 環境衛生担当

### (1) 犬の捕獲数

(単位:頭)

区分	年度	30	元	2	3	4
捕獲犬数		52	45	27	33	15
返還数		38	31	17	25	10

### (2) 犬の引取り数

(単位:頭)

区分	年度	30	元	2	3	4
所有權放棄数		17	5	3	0	7
返還数		0	0	0	0	0

## (3)猫の引取り数

(単位:頭)

年度 区分	30	元	2	3	4
所有権放棄数	26	20	18	25	11
所有者不明	65	48	54	39	32
返還数	0	0	1	2	1

## (4)負傷動物の収容数(一部再掲)

(単位:頭)

年度 区分	30	元	2	3	4
犬	1	0	1	1	0
猫	44	36	50	37	27
その他	2	0	0	0	0

## (5)犬・猫の苦情件数

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
犬	182	161	160	131	119
猫	324	306	304	328	200

## (6)犬の咬傷届出数

(単位:件.人.頭)

年度 区分	30	元	2	3	4
咬傷発生数	11	17	20	13	12
被害者数	11	17	20	13	12
咬傷犬数	11	17	20	13	12

## (7)動物取扱業の登録数

(単位:件.施設)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規登録数	24	25	18	11	12
施設数	120	128	137	130	130

## (8)特定動物の飼養・保管の許可数

(単位:件.施設)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規許可数	0	1	0	0	0
施設数	2	2	2	2	2

## (9)犬の登録数

(単位:件.頭)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規登録頭数	1,225	1,191	1,207	1,311	1,328
狂犬病予防注射済票交付数	12,293	12,437	10,896	12,000	12,034
年度末登録頭数	16,186	16,105	15,790	15,440	15,473

## (10)飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

(単位:件.円)

年度 区分	30	元	2	3	4
交付数	41	94	80	65	60
金額	248,000	535,000	464,000	356,000	330,000

## (11)ねずみ、衛生害虫等に関する相談

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
相談件数	399	302	246	201	197

## (12)理容所開設の届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規届出数	3	4	8	0	3
施設数	228	226	226	222	218
監視指導回数	37	20	9	4	7

## (13)美容所開設の届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規届出数	43	38	37	53	42
施設数	611	626	634	667	669
監視指導回数	91	69	44	68	65

## (14)クリーニング所開設の届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規届出数	4	0	8	2	1
施設数	184	169	166	160	158
監視指導回数	32	20	13	10	32

## (15)旅館業営業の許可

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規許可数	1	8	4	3	0
施設数	40	46	48	51	51
監視指導回数	7	45	5	14	4

## (16)墓地等経営の許可

(単位:件. 施設)

年度 区分	30	元	2	3	4
墓地	新規許可数	0	1	0	0
	変更許可数	0	0	0	0
	施設数	650	650	650	650
納骨堂	新規許可数	0	0	0	0
	変更許可数	0	0	1	0
	施設数	7	7	7	7
火葬場	新規許可数	0	0	0	0
	変更許可数	0	0	0	0
	施設数	1	1	1	1

## (17)公衆浴場経営の許可

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規許可数	1	2	0	2	2
施設数	27	28	26	24	25
監視指導回数	25	34	11	7	13

## (18)興行場営業の許可

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規許可数	0	0	0	0	0
施設数	6	6	6	6	6
監視指導回数	0	0	0	0	0

## (19)プール開設の届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規届出数	3	3	0	0	1
施設数	12	12	11	10	11
監視指導回数	14	13	4	1	6

## (20)専用水道給水届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規確認数	1	3	3	1	1
施設数	27	30	31	31	33
監視指導回数	4	4	4	1	6

※令和4年度の専用水道施設数は、市内にある国所管施設を含む数。

## (21)自家用水道布設確認

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規確認数	0	0	0	0	0
施設数	5	5	5	5	5
監視指導回数	1	0	0	0	0

## (22)特定建築物の届出

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規届出数	2	2	2	1	1
施設数	76	78	79	79	80
監視指導回数	5	1	12	0	0

## (23)事業の登録

(単位:件. 施設. 回)

年度 区分	30	元	2	3	4
新規登録数	11	6	5	11	11
施設数	57	57	59	59	58
監視指導回数	11	6	5	11	11

※新規登録数及び施設数は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に基づく数。

## (24)化製場等の許可

(単位:件. 施設)

年度 区分	30	元	2	3	4
化製場	新規許可数	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0
	監視指導回数	0	0	0	0
畜舎、 家きん 舎施設	新規許可数	0	0	21	2
	施設数	0	0	21	23
	監視指導回数	0	0	0	1

※令和2年度の畜舎、家きん舎施設の新規許可数及び施設数は、化製場等に関する法律第9条第4項に基づく数。

# 衛 生 検 查 課

## 1. 検査担当

### (1) 食品等の検査

(単位:検体. 項目)

年度 区分		30	元	2	3	4
収去 検査	理化学検査項目数	182 4,264	164 4,703	102 2,711	88 3,566	137 3,852
	微生物検査項目数	176 475	153 422	105 305	85 238	74 189
苦情 検査	理化学検査項目数	1 1	- -	- -	2 2	- -
	微生物検査項目数	1 1	2 2	- -	- -	- -

### (2) 食中毒等の検査

(単位:検体. 項目)

年度 区分		30	元	2	3	4
検体数		426	51	138	4	42
項目数		2,188	304	996	44	169

### (3) 水質の検査

(単位:検体. 項目)

年度 区分		30	元	2	3	4
飲用水等	検体数	82	77	84	82	89
	項目数	1,066	1,001	1,056	994	1,122
プール水等	検体数	27	27	15	20	24
	項目数	94	90	34	62	77
浴槽水等	検体数	22	56	13	20	17
	項目数	22	56	13	20	17

### (4) 感染症の検査

(単位:検体. 項目)

年度 区分		30	元	2	3	4
性感染症	検体数	453	87	46	27	35
	項目数	2,048	87	46	27	35
二・三類感染症等 (新型コロナウイルス感染症)	検体数	483	581 (120)	6,900 (6,832)	7,696 (7,535)	2,589 (2,412)
	項目数	483	581 (120)	6,900 (6,832)	7,699 (7,535)	2,600 (2,412)

※性感染症検査は令和元年度よりHIV即日検査のみ実施

### (5) 家庭用品等の検査

(単位:検体. 項目)

年度 区分		30	元	2	3	4
乳幼児用繊維製品	検体数	12	12	-	12	12
	項目数	12	12	-	12	12
健康食品	検体数	13	13	-	13	13
	項目数	48	48	-	48	48

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため中止

(注1)(1)から(5)に掲げた検体数、項目数は、年度内に受付した数。

(注2)一部の検査は外部機関に委託。

# 健 康 管 理 課

## 1. 管理給付担当

### - 母子保健関連 -

#### (1) 特定不妊治療支援事業

① 特定不妊治療支援事業(令和4年度をもって事業終了)

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
交付件数		409	432	280	612	189

② 川越市不妊専門相談センター

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
相談件数		10	21	18	17	8

③ 川越市早期不妊検査費助成事業

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
交付件数		160	146	132	114	94

④ 川越市不育症検査費助成事業

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
交付件数		17	13	18	13	6

⑤ 川越市先進医療の不育症検査費助成事業

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
交付件数					0	1

#### (2) 公費負担医療受給者数

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
養育医療		101	96	81	70	68
育成医療		86	68	53	64	46
結核児童療育医療		0	0	0	0	0
小児慢性特定疾患		341	371	372	386	374

※ 実績数はレセプトより算出 再審査請求分を除く

#### ○ 小児慢性特定疾病受給者数内訳(複数疾患による重複あり)

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
1 慢性新生物		54	53	53	51	52
2 慢性腎疾患		29	26	23	22	24
3 慢性呼吸器疾患		12	14	19	23	21
4 慢性心疾患		58	70	68	77	62
5 内分泌疾患		68	70	65	60	57
6 膜原病		16	16	18	16	17
7 糖尿病		19	20	19	22	24
8 先天性代謝疾患		10	10	8	10	10
9 血液疾患		18	19	18	14	14
10 免疫疾患		3	4	3	4	4
11 神経・筋疾患		30	36	36	47	45
12 慢性消化器疾患		15	20	20	26	25
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		8	8	16	17	17
14 皮膚疾患		2	3	4	4	3
15 骨系統疾患		1	1	1	1	1
16 脈管系疾患		1	1	1	0	0

※ 平成27年1月1日に法改正により疾患群に見直しあり。血友病等血液疾患は平成26年12月31日までの受給者数。

※ 複数疾患により認定されている場合、重複して計上。故に、公費負担医療受給者数とは齟齬が生じる。

※ 平成30年4月より15 骨系統疾患・16脈管系疾患が追加。

※ 実績数はレセプトより算出。

- 難病関連 -

(3)難病患者医療助成

①指定難病等医療給付受給者数(複数疾患による重複あり)

(単位:人)

番号	疾患名	年度	30	元	2	3	4
1	球脊髄性筋萎縮症		1	3	3	2	3
2	筋萎縮性側索硬化症		27	30	32	26	27
3	脊髄性筋萎縮症		0	0	0	0	0
4	原発性側索硬化症		0	0	0	0	0
5	進行性核上性麻痺		27	25	31	32	31
6	パーキンソン病		286	294	325	333	343
7	大脑皮質基底核変性症		7	3	6	5	8
8	ハンチントン病		1	2	2	1	2
9	神経有棘赤血球症		0	0	0	0	0
10	シャルリー・マリー・トゥース病		1	1	2	2	3
11	重症筋無力症		82	83	91	91	88
12	先天性筋無力症候群		0	0	0	0	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎		64	71	73	75	78
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー		16	20	22	21	22
15	封入体筋炎		0	0	1	1	2
16	クロウ・深瀬症候群		1	2	1	2	2
17	多系統萎縮症		31	29	32	34	30
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)		56	56	57	57	60
19	ライソーム病		7	8	8	8	8
20	副腎白質ジストロフィー		1	1	1	1	0
21	ミコンドリア病		6	4	5	5	4
22	もやもや病		35	34	38	37	38
23	プリオൺ病		2	3	3	2	2
24	亜急性硬化性全脳炎		0	0	0	0	0
25	進行性多巣性白質脳症		0	0	0	0	0
26	HTLV-1関連脊髄症		1	1	1	1	1
27	特発性基底核石灰化症		0	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス		6	6	10	10	10
29	ウルリッヒ病		0	0	0	0	0
30	遠位型ミオパシー		2	2	2	2	2
31	ペスレムミオパシー		0	0	0	0	0
32	自己貪食空胞性ミオパシー		0	0	0	0	0
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		0	0	0	0	0
34	神経線維腫症		3	3	5	6	6
35	天疱瘡		9	7	7	5	6
36	表皮水疱症		0	0	0	0	0
37	膿泡性乾癬(汎発型)		3	4	4	4	5
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群		0	0	0	0	1
39	中毒性表皮壊死症		0	0	0	0	0
40	高安動脈炎		16	16	17	17	18
41	巨細胞性動脈炎		2	6	5	8	9
42	結節性多発動脈炎		5	5	5	5	5
43	顕微鏡的多発血管炎		22	25	28	24	21
44	多発血管炎性肉芽腫症(エグナー肉芽腫症)		7	7	6	7	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		3	6	6	6	6
46	悪性関節リウマチ		27	24	22	22	21
47	バージー病(ビュルガー病)		6	4	4	4	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		2	3	3	3	3
49	全身性エリテマトーデス		216	230	233	223	219
50	皮膚筋炎／多発性筋炎		55	55	57	53	56
51	全身性強皮症		84	79	82	84	81
52	混合性結合組織病		28	26	27	29	32
53	シェーグレン症候群		23	21	27	32	33
54	成人スチル病		7	5	6	7	8
55	再発性多発軟骨炎		1	0	0	0	0
56	ベーチェット病		34	38	37	34	35
57	特発性拡張型心筋症		25	28	29	24	23
58	肥大型心筋症		5	8	8	7	7
59	拘束型心筋症		0	0	0	0	0
60	再生不良性貧血		17	19	24	23	22
61	自己免疫性溶血性貧血		0	2	5	1	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		0	1	2	2	2
63	特発性血小板減少性紫斑病		38	36	42	38	39
64	血栓性血小板減少性紫斑病		0	0	0	0	0
65	原発性免疫不全症候群		4	6	7	6	6
66	IgA腎症		17	19	24	20	18

番号	疾患名	年度	30	元	2	3	4
67	多発性囊胞腎		22	25	26	28	28
68	黄色韌帶骨化症		10	8	12	9	13
69	後縦韌帶骨化症		63	69	74	68	70
70	広範脊柱管狭窄症		8	10	15	18	20
71	特発性大腿骨頭壞死症		32	30	43	46	45
72	下垂体性ADH分泌異常症		4	8	9	9	10
73	下垂体性TSH分泌亢進症		0	0	0	0	0
74	下垂体性PRL分泌亢進症		0	0	0	1	1
75	クッシング病		0	1	1	1	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		0	0	0	0	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		3	3	4	6	6
78	下垂体前葉機能低下症		33	34	38	40	40
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		2	1	1	1	1
80	甲状腺ホルモン不応症		0	0	0	0	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症		1	1	1	3	6
82	先天性副腎低形成症		0	0	0	0	0
83	アジソン病		1	1	1	1	0
84	サルコイドーシス		28	31	36	36	37
85	特発性間質性肺炎		30	45	46	45	49
86	肺動脈性肺高血圧症		3	4	6	8	8
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症		1	1	1	1	1
88	慢性血栓栓塞性肺高血圧症		10	10	13	13	13
89	リンパ脈管筋腫症		1	1	1	1	1
90	網膜色素変性症		72	78	81	74	80
91	バッド・キアリ症候群		0	0	0	0	0
92	特発性門脈圧亢進症		0	0	0	0	0
93	原発性胆汁性肝硬炎		45	38	36	38	39
94	原発性硬化性胆管炎		1	2	3	3	3
95	自己免疫性肝炎		6	4	9	10	13
96	クローン病		112	114	118	120	121
97	潰瘍性大腸炎		362	375	407	397	389
98	好酸球性消化管疾患		2	3	4	2	4
99	慢性特発性偽性腸閉塞症		0	0	0	1	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症		0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群		0	0	0	0	0
103	CFC症候群		0	0	0	0	0
104	コステロ症候群		0	0	0	0	0
105	チャージ症候群		0	0	0	0	0
106	クリオビリン関連周期熱症候群		0	0	0	0	0
107	若年性特発性闊節炎		1	1	2	4	5
108	TNF受容体関連周期性症候群		0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群		0	0	0	0	0
110	プラウ症候群		0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー		2	3	3	3	3
112	マリネスコ・シェーグレン症候群		0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー		13	13	11	11	12
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群		1	1	1	1	1
115	遺伝性周期性四肢麻痺		0	0	0	0	0
116	アトピー性脊髄炎		0	0	0	0	0
117	脊髄空洞症		4	4	5	4	4
118	脊髄髓膜瘤		1	1	1	1	1
119	アイザックス症候群		1	1	1	1	1
120	遺伝性ジストニア		1	1	1	0	0
121	神経フェリチン症		0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症		0	0	0	1	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症		0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		0	0	0	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		0	0	0	0	0
126	ペリー症候群		0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症		2	3	5	4	4
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎		0	0	0	0	0
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症		0	0	0	0	0
130	先天性無痛無汗症		0	0	0	0	0
131	アレキサンダー病		0	0	0	0	0
132	先天性核上性球麻痺		0	0	0	0	0
133	メビウス症候群		0	0	0	0	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群		0	0	0	0	0
136	片側巨脳症		0	0	0	0	0

番号	疾患名	年度		30 元	2	3	4
		30	元				
137	限局性皮質異形成	0	0	0	0	0	0
138	神經細胞移動異常症	0	0	0	0	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	1	1	1	0	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	0	1
145	ウエスト症候群	0	0	0	0	0	2
146	大田原症候群	1	1	1	1	1	1
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	1	1	1	1	1	1
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0	0	1	1	1
150	環状20番染色体症候群	0	0	0	0	0	0
151	ラスマッセン脳炎	1	1	1	1	1	1
152	PCDH19関連症候群	0	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	1	1	1	1	1
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレファー症候群	0	0	0	0	0	0
156	レット症候群	0	1	1	1	1	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	2	4	4	3	3	3
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癖	0	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	4	10	7	14	
163	特発性後天性全身性無汗症	1	0	0	0	0	0
164	眼皮膚白皮症	0	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	5	6	6	8	7	
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	1	1	
169	メンケス病	0	0	0	0	0	
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0	
171	ウィルソン病	4	2	3	3	3	
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	0	
173	VATER症候群	0	0	0	0	0	
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0	
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0	
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0	
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	2	2	
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0	
179	ウイリアムズ症候群	0	0	0	0	0	
180	ATR-X症候群	0	0	0	0	0	
181	クルーピン症候群	1	1	1	1	1	
182	アペール症候群	0	0	0	0	0	
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0	
184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0	0	0	0	
185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	0	0	
186	ロスマンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0	
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0	
188	多脾症候群	0	0	0	0	0	
189	無脾症候群	1	0	0	1	1	
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0	
191	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0	
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0	
193	プラダー・ウイリ症候群	1	1	1	1	1	
194	ソツス症候群	0	0	0	0	0	
195	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0	
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0	
197	1p36欠失症候群	0	0	0	0	0	
198	4p欠失症候群	0	0	0	0	0	
199	5p欠失症候群	0	0	0	0	0	
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0	
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0	
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0	
203	22q11.2欠失症候群	0	0	0	0	0	
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0	
205	脆弱X症候群関連疾患	0	0	0	0	0	
206	脆弱X症候群	0	0	0	0	0	

番号	疾患名	年度		30	元	2	3	4
		30	元					
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	1	1	1	2	2	2	2
210	単心室症	1	0	0	1	1	1	1
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	1	1	1	1	1	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0	0	0
215	フロー四徴症	1	2	2	2	2	3	3
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	0	0	0
217	エブスタイン病	0	0	0	1	1	1	1
218	アルポート症候群	2	2	2	1	2	2	2
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	0	1	1	0	1	0	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	1	1	2	2	2	2
222	一次性ネフローゼ症候群	14	18	23	26	29	29	29
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	1	2	2	2	1	1
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	2	3	3	3
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	1	1	1	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	0	0	0	0	0	0
227	オスラー病	0	2	3	2	2	2	2
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	0	0	0	1	1	1	1
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	1	1	1	1
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0	0	0
232	カーニー複合	0	0	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	0	0	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	0	0	0	2	1	1	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	1	1	1	1
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0	0	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0	0	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	0	1	1	1	1	1	1
241	高チロシン血症1型	0	0	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症2型	0	0	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症3型	0	0	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0	0	0
245	プロピオノ酸血症	0	0	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	0	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症1型	0	0	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症2型	0	0	0	0	0	0	0
251	尿素サイクル異常症	1	0	0	0	0	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	0	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0	0	0	0	0	0
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0	0	0
258	ガラクトース-1-リシン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	0	0	0	0	0	0	0
261	タンジール病	0	0	0	0	0	0	0
262	原発性高カリミクロン血症	0	0	0	0	0	0	0
263	脳膜黄色腫症	0	0	0	0	0	0	0
264	無 $\beta$ リボタンパク血症	0	0	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	0	0	0	0	0	1	1
267	高IgD症候群	0	0	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髓炎	0	0	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	9	10	10	10	9	9	9
272	進行性骨化性線維異形成症	0	0	0	0	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	2	4	4	3	3	3	3
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0	0	0	0	0	0
276	軟骨無形成症	0	0	0	0	0	0	0

番号	疾患名	年度	30	元	2	3	4
277	リンパ管腫症/ゴーハム病		0	0	0	0	0
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)		0	0	0	0	0
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)		0	0	0	0	0
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)		0	0	0	0	0
281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群		0	1	1	1	0
282	先天性赤血球形成異常性貧血		0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球病		1	1	1	1	2
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血		0	0	0	0	0
285	ファンコニ貧血		0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血		0	0	0	0	0
287	エプスタイン症候群		0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		2	1	2	1	1
289	クロンカイト・カナダ症候群		0	0	0	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		0	0	0	0	0
291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)		0	0	0	0	0
292	総排泄腔外反症		0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残		0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア		0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫		0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症		0	1	1	1	1
297	アラジール症候群		0	0	0	0	0
298	遺伝性膀胱炎		0	0	0	0	0
299	囊胞性線維症		0	0	0	0	0
300	IgG4関連疾患		5	6	6	6	7
301	黄斑ジストロフィー		0	0	0	0	1
302	レーベル遺伝性視神経症		0	0	0	1	0
303	アッシャー症候群		0	0	0	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴		0	0	0	0	0
305	遲発性内リンパ水腫		0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎		23	33	46	60	75
307	カナバン病		0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症		0	0	1	1	1
309	進行性ミオクロースてんかん		0	0	0	0	0
310	先天異常症候群		0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症		0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症		0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈弁狭窄症		0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症		0	0	0	0	0
315	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症		0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症		0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症		0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症		0	0	0	0	0
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症		0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファジルイノシトール(GPI)欠損症		0	0	0	0	0
321	非ケトーシ型高グリシン血症		0	0	0	0	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症		0	0	0	0	0
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症		0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患		0	0	0	0	0
326	大理石骨病		0	0	0	0	0
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)		1	2	2	2	2
328	前眼部形成異常		0	0	0	0	0
329	無虹彩症		0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症		0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病		0	1	2	2	5
332	膠様滴状角膜ジストロフィー			0	0	0	0
333	ハッチャンソン・ギルフォード症候群			0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群				0	0	0
335	ネフロン病				0	0	0
336	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)				0	0	0
337	ホモシスチン尿症				0	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うつ滞症				0	0	0
特定疾患	5 スモン		2	2	2	2	1
	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎		0	0	0	0	0
	32 重症急性膀胱炎		2	1	1	1	1
患 症	38 ブリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)		0	0	0	0	0
県 単 独	995 溶血性貧血(県指定)		0	0	0	0	0
疾 患	996 橋本病		0	0	1	1	0
	997 特発性好酸球增多症候群		2	2	2	2	2
	999 原発性慢性骨髄線維症		1	2	2	1	1
合計			2,294	2,409	2,638	2,631	2,695

※ スモン、重症急性膀胱炎及び難治性の肝炎のうち劇症肝炎は、H.27.1.1～指定疾病から除外。

※ 溶血性貧血(一部)、原発性抗リン脂質抗体症候群は、H.27.1.1～県単独疾患から指定難病に移行

※ 平成27.1.1 57疾患から110疾患、平成27.7.1 111疾患から306疾患、平成29.4.1 307疾患から330疾患(追加拡充)

平成30.4.1 331疾患(追加拡充)、令和1.7.1 333疾患(追加拡充)、令和3年11月 338疾患(追加拡充)

## ②先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数 (単位:人)

年 度	30	元	2	3	4
先天性血液凝固因子欠乏症等受給者数	17	19	19	18	17

(4) 難病相談事業

①難病医療講演会

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		2	1	0	0	0
延人数		62	27	0	0	0

②難病患者家族会への支援

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
川越市神経難病患者と家族の会	実施回数	10	9	0	0	0
A L S 患者家族交流会	延人数	138	114	0	0	0
A L S 患者家族交流会	実施回数	11	9	0	0	0
A L S 患者家族交流会	延人数	160	158	0	0	0

③地域難病従事者研修会

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		1	1	0	0	0
延人数		81	26	0	0	0

④電話や面接、訪問等による個別支援

(単位:人、回)

区分	年度	30	元	2	3	4
公費負担申請・相談	延人数	3,846	3,955	1,348	3,987	4,331
訪問指導	実人数	22	15	9	6	9
電話相談	実施回数	67	28	13	10	9
電話相談	実施回数	1,606	1,389	1,419	1,330	1,548

(5) 石綿(アスベスト)健康被害救済給付制度

①石綿(アスベスト)健康相談

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
電話相談件数		3	10	2	7	4
来所相談件数		0	4	0	0	0

②石綿健康被害救済給付の申請事務

(単位:件)

申請内容	年度	30	元	2	3	4
認定申請		0	1(中皮腫)	0	1(肺がん)	1(中皮腫)
医療費		0	0	0	0	0
療養手当		0	1(中皮腫)	0	0	1(中皮腫)
葬祭料		0	0	0	0	0
特別遺族弔慰費		0	0	0	1	0
特別葬祭料		0	0	0	1	0
救済給付調整金		0	0	0	0	0

<指定疾病> アスベストによる①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

(6) 肝炎治療特別推進事業

肝炎治療受給者証交付申請件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
申請件数		216	231	201	195	174

※ 令和2年度に於いては90件の自動更新(新型コロナウイルス流行による)を含む

(7) 原爆被爆者援護

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
各種申請受付		63	42	17	7	25
電話相談		3	2	1	1	0

(8) 骨髓移植ドナー助成費

川越市骨髓移植ドナー助成費交付申請件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
申請件数		5	2	3	3	5

## 2. 予防接種担当

### 定期予防接種・任意予防接種・風しん抗体検査

(単位：件)

予防接種名		年度	30	元	2	3	4
四種 混合	1期 初回	1回目	2,509	2,366	2,368	2,188	2,134
		2回目	2,515	2,397	2,360	2,208	2,140
		3回目	2,530	2,385	2,381	2,240	2,100
	1期追加		2,735	2,490	2,505	2,250	2,044
	計		10,289	9,638	9,614	8,886	8,418
三種 混合	1期 初回	1回目	0	0	0	0	0
		2回目	0	0	0	0	0
		3回目	0	0	0	0	0
	1期追加		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0
二種 混合	1期 初回	1回目	1	0	0	0	0
		2回目	1	0	0	0	0
	2期		2,678	2,583	2,652	2,416	2,316
	計		2,680	2,583	2,652	2,416	2,316
	1期		3	0	0	0	0
単独の 不活化 ポリオ	1期 初回	2回目	6	1	0	0	0
		3回目	10	2	0	0	0
		1期追加	50	8	1	0	0
	計		69	11	1	0	0
	1期		2,668	2,454	2,341	2,254	2,121
麻しん風しん混合		2期	2,897	2,807	2,761	2,702	2,544
		計	5,565	5,261	5,102	4,956	4,665
麻しん单抗原		1期	0	0	0	0	0
		2期	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
風しん单抗原		1期	0	0	0	0	0
		2期	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
日本脳炎	1期 初回	1回目	3,218	2,807	2,861	2,085	2,649
		2回目	3,158	2,826	2,932	2,194	2,479
	1期追加		3,281	3,065	2,741	957	3,558
	2期		4,037	3,692	3,538	1,189	4,599
	計		13,694	12,390	12,072	6,425	13,285
BCG		2,510	2,387	2,357	2,220	2,114	
ヒブ	ヒブ	1回目	2,504	2,370	2,336	2,202	2,134
		2回目	2,513	2,311	2,395	2,195	2,126
		3回目	2,486	2,258	2,483	2,183	2,112
		4回目	2,640	2,283	2,547	2,302	2,073
		計	10,143	9,222	9,761	8,882	8,445
小児用肺炎球菌	小児用肺炎球菌	1回目	2,522	2,395	2,308	2,203	2,134
		2回目	2,529	2,365	2,351	2,195	2,126
		3回目	2,513	2,395	2,360	2,185	2,112
		4回目	2,631	2,480	2,416	2,256	2,078
		計	10,195	9,635	9,435	8,839	8,450
ヒトパピローマ ウイルス感染症	ヒトパピローマ ウイルス感染症	1回目	27	64	208	447	1,799
		2回目	14	54	146	421	1,470
		3回目	8	39	97	331	839
		計	49	157	451	1,199	4,108
水痘	水痘	1回目	2,681	2,447	2,375	2,269	2,118
		2回目	2,446	2,306	2,394	2,099	1,893
		計	5,127	4,753	4,769	4,368	4,011
B型肝炎	B型肝炎	1回目	2,512	2,372	2,317	2,189	2,132
		2回目	2,516	2,352	2,367	2,185	2,122
		3回目	2,495	2,305	2,298	2,173	2,069
		計	7,523	7,029	6,982	6,547	6,323

(単位：件)

予防接種名		年度	30	元	2	3	4	
ロタ	1価	1回目			825	1,513	1,490	
		2回目			696	1,502	1,497	
		計			1,521	3,015	2,987	
	5価	1回目			268	647	618	
		2回目			218	652	597	
		3回目			180	634	587	
高齢者インフルエンザ		計			666	1,933	1,802	
高齢者肺炎球菌		36,808	40,584	60,591	47,162	49,397		
大人の風しん 予防接種	定期	9,081	4,309	4,072	2,983	2,850		
	任意	454	365	281	168	158		
風しん 抗体検査	第5期	878	611	341	295			
	任意	577	463	423	384			
CRS	第5期	HI法	2,815	1,985	999	1,086		
		EIA法	1,269	1,669	611	481		
		計	4,084	3,654	1,610	1,567		
	CRS	HI法	1,044	463	254	181	222	
		EIA法	59	141	55	43	43	
		計	1,103	604	309	224	265	

### 3. 成人健診担当

#### (1) 健康手帳の交付

(単位:冊)

区分		年度	30	元	2	3	4
新規	75歳～	972	949	768	579	639	
	40歳～74歳	2,494	2,182	1,624	1,466	2,078	
再交付	75歳～	574	525	488	404	355	
	40歳～74歳	691	566	431	357	244	
交付数		4,731	4,222	3,311	2,806	3,316	

#### (2) 胃がん検診(胃部エックス線検査)

(単位:回. 人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施回数	集団	14	12	6	9	9	
	センター	120	108	53	97	109	
	医療機関数	17	17	15	14	14	
対象者数		100,258	100,258	100,258	215,729	216,888	
受診者数		6,496	5,750	3,547	4,575	4,962	
受診率(%)		6.5	5.7	3.5	2.1	2.3	

#### (3) 胃がん検診(胃内視鏡検査)

(単位:人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施医療機関数		23	23	19	22	22	
対象者数		87,245	87,245	87,245	161,090	163,887	
受診者数		2,243	2,071	1,231	2,058	2,146	
受診率(%)		-	4.9	3.8	2.0	2.6	

#### (4) 肺がん(結核)検診

(単位:回. 人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施回数	集団	7	7	7	5	5	
	センター	134	128	53	119	131	
対象者数		100,258	100,258	100,258	215,729	216,888	
受診者数		2,583	2,164	1,017	1,646	2,182	
受診率(%)		2.6	2.2	1.0	0.8	1.0	

## (5)大腸がん検診

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	集団	35	32	20	23
	センター	134	128	53	119
	医療機関数	97	101	98	99
対象者数	100,258	100,258	100,258	215,729	216,888
受診者数	22,369	21,835	17,102	20,019	20,929
受診率(%)	22.3	21.8	17.1	9.3	9.6

※ 平成26年度より集団検診に大腸がん検診を追加実施

## (6)子宮がん検診(頸部)

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施医療機関数	14	15	13	13	14
対象者数	77,455	77,455	77,455	148,062	148,458
受診者数	5,159	4,742	4,052	4,808	5,124
受診率(%)	12.5	12.8	11.4	6.0	6.7

## (7)子宮がん検診(体部)

(単位:人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施医療機関数	14	15	13	13	14
受診者数	816	798	716	739	681

## (8)乳がん検診

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	集団	14	13	7	9
	センター	34	40	13	42
	医療機関数	11	13	11	11
対象者数	62,149	62,149	62,149	110,346	110,943
受診者数	6,031	5,739	4,321	5,497	5,857
受診率(%)	18.2	18.9	16.1	8.9	10.2

## (9)前立腺がん検査

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	センター	120	108	53	97
	医療機関数	100	103	98	100
	受診者数	9,673	9,554	8,026	8,958
					9,745

## (10)骨密度検診

(単位:回. 人)

年度 区分	30	元	2	3	4
実施回数	164	158	72	149	160
測定者数	2,919	2,576	1,273	2,118	2,720

※令和3年度から対象者数の算出方法が変更となっている。

※胃がん検診(胃内視鏡検査)、子宮がん検診、乳がんは受診間隔が2年度に1回のため、受診率は次のとおりとなる。

(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)÷当該年度対象者数×100

**(11)肝炎ウイルス検診**

(単位:回、人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施回数	センター	120	108	53	97	109	
	医療機関数	96	100	95	96	97	
受診者数		1,721	1,206	557	863	1,258	

**(12)歯周病検診**

(単位:所、人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施医療機関数		122	122	122	114	106	
受診者数		206	301	85	266	428	

**(13)健康増進健康診査**

(単位:所、人)

区分		年度	30	元	2	3	4
実施医療機関数		56	56	56	58	57	
受診者数		48	46	63	51	52	

# 健康づくり支援課

## 一 母子保健関連 一

### (1)妊婦健康診査

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
妊婦一般健康診査(1回目)		2,438	2,429	2,217	2,154	2,084
妊婦一般健康診査(2回目)		2,398	2,376	2,232	2,101	2,091
妊婦一般健康診査(3回目)		2,401	2,337	2,170	2,102	2,064
妊婦一般健康診査(4回目)		2,442	2,349	2,195	2,147	2,112
妊婦一般健康診査(5回目)		2,424	2,314	2,213	2,116	2,093
妊婦一般健康診査(6回目)		2,382	2,266	2,152	2,082	2,031
妊婦一般健康診査(7回目)		2,425	2,308	2,176	2,121	2,019
妊婦一般健康診査(8回目)		2,406	2,242	2,137	2,055	1,989
妊婦一般健康診査(9回目)		2,296	2,094	2,032	1,948	1,827
妊婦一般健康診査(10回目)		2,341	2,193	2,158	2,062	1,941
妊婦一般健康診査(11回目)		2,025	1,724	1,706	1,567	1,430
妊婦一般健康診査(12回目)		2,168	2,047	2,034	1,952	1,831
妊婦一般健康診査(13回目)		1,488	1,628	1,577	1,528	1,336
妊婦一般健康診査(14回目)		888	916	921	800	678
H B s 抗原検査		2,438	2,429	2,216	2,154	2,083
HCV抗体検査		2,438	2,429	2,216	2,154	2,083
子宮頸がん		2,380	2,358	2,135	2,121	2,075
超音波検査		9,292	8,843	8,514	8,198	7,867
H I V抗体検査		2,422	2,432	2,213	2,154	2,087
B群溶血性連鎖球菌検査		2,341	2,193	2,158	2,062	1,941
HTLV-1抗体検査		2,406	2,454	2,210	2,167	2,089
クラミジア検査		2,447	2,457	2,207	2,162	2,090
風疹ウイルス抗体検査		2,437	2,425	2,217	2,152	2,085
合計		59,123	57,243	54,006	52,059	49,926

### (2)新生児聴覚スクリーニング検査

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
聴覚検査実施件数					1,828	1,813

### (3)4か月児健康診査

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
該当児数		2,532	2,236	2,480	2,200	2,151
受診児数		2,422	2,145	2,251	2,121	2,014
受診率(%)		95.7	95.9	90.8	96.4	93.6

### (4)1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
該当児数		2,729	2,363	2,619	2,397	2,266
受診児数		2,683	2,283	2,474	2,265	2,209
受診率(%)		98.3	96.6	94.5	94.5	97.5

## (5)3歳児健康診査

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
該 当 児 数		2,735		2,789	2,700	2,583
受 診 児 数		2,627		2,613	2,535	2,434
受 診 率 ( % )		96.1		93.7	93.9	94.2
						94.8

## (6)2歳児親子歯科健診

(単位:回. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実 施 回 数		9		8	1	4
受 診 児 数		236		165	33	101
受 診 者 ( 親 ) 数		103		108	27	68
						74

## (7)幼児のむし歯予防推進事業

(単位:回. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
会議・関係機関との調整・研修等		13		11	7	13
保 健 指 導		146		135	84	136
フッ化物洗口事業実施園児数		1,405		1,393	1,336	1,209
						1,263

## (8)妊娠婦歯科健診

(単位:回. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実 施 回 数		10		9	1	4
参 加 者 数		137		122	18	61
						107

## (9)健康相談

## ①乳幼児相談(定例開催)

(単位:回. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実 施 回 数		30		27	24	43
参 加 者 数		2,098		1,249	310	364
						283

## ②電話相談

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
もしもし健康相談		214		178	128	129
女性相談		64		70	116	71
その他の電話相談		2,202		2,761	2,279	2,185

※令和4年度からもしもし健康相談と女性相談は廃止し、電話相談は成人・介護の健康相談へ計上。

## (10)産婦・新生児訪問指導

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
新 生 児		1,128		1,070	1,054	1,157
产 婦		1,128		1,069	1,054	1,157
計		2,256		2,139	2,108	2,314
						2,252

## (11)こんにちは赤ちゃん事業

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)		1,045		1,665	958	835
						803

## (12)要指導者への訪問指導

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
妊 产 婦		625		550	350	252
乳 児		600		556	366	247
幼 児		200		158	84	53
そ の 他		241		212	134	103
計		1,666		1,476	934	655
						748

## (13)発育発達に関する診察・相談事業

(単位:回. 人)

区分	年度	30	元	2	3	4
すくすく実施回数		12		11		
クリニック受診者数		52		47		
発育発達実施回数		25		25	24	22
クリニック受診者数		121		123	102	88
						55

※令和2年度から、すくすくクリニックは発育発達クリニックに統合し実施。

## (14)ふれあい親子支援事業

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		12	11	11	10	8
参加者数		43	26	26	22	15

※令和2・3年は臨床心理士により個別電話相談で実施。

## (15)利用者支援事業(母子保健型)

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
妊娠届出後相談		2053	2,518	1,955	1,605	2,164
出生連絡後相談		1,291	1,592	1,335	775	1,404
面接支援		392	505	1,188	1,655	1,806

※平成30年10月より設置。令和2年6月からは、新たに川越市民サービスステーション内においても業務を実施

## (16)産後ケア事業

(単位:人、日)

区分	年度	30	元	2	3	4
短期入所型	利用者数(延)	37	29	23	14	11
	利用日数	81	60	60	27	22
通所型	利用者数				28	85

※令和3年10月より通所型産後ケア事業を開始。

## (17)産前・産後サポート事業

(単位:人、回)

区分	年度	30	元	2	3	4
たまごサロン	実施回数	12	6	8	9	9
	延参加人数	106	96	33	82	88
ファーストサロン	実施回数			8	10	10
	延参加人数			69	104	104

※令和2・3・4年は感染拡大予防のためオンライン(ZOOM)を活用して実施。

## - 成人保健関連 -

## (18)成人健康教育

## ○健康増進法に基づく健康教育

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
集団	開催回数	119	133	10	35	58
健康教育	参加人員	2,985	3,451	395	617	1,528

※健康増進法の事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上の実績は介護保険法の介護予防事業として計上。

## ○地域保健法に基づく健康教育

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
開催回数		500	151	0	4	8
参加人員		5,654	6,550	0	29	35

## (19)成人健康相談

## ○健康増進法に基づく健康相談

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
総合健康相談	開催回数	52	59	26	45	36
	参加人員	1,578	1,598	26	112	64
重点健康相談	開催回数	155	147	23	35	67
	参加人員	263	412	23	37	89

※健康増進法の事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上の実績は介護保険法の介護予防事業として計上。

## ○地域保健法に基づく健康相談

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
開催回数		18	26	9	42	35
参加人員		64	89	9	42	37

## (20)障害者(児)歯科保健事業

(単位:件、回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
会議・研修・関係機関との調整		11	12	17	18	11
歯科健診・歯科保健指導		35	34	58	56	68
		589	674	304	454	466
健康教育等		8	10	3	7	11
		137	148	48	38	121
歯科健診等未実施者等 フォロー事業		17	17	0	11	14
		112	130	0	-	-
歯の相談	電話	73	93	84	70	77
	訪問(延件数)	55	77	41	33	48
関連機関との連携		17	17	9	11	14

## (21)地域支援事業

## ①一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)

## 1)体力アップ倶楽部(初級編)

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		75 ( 5回×15会場×1クール )	66 ( 5回×11会場 )	( 0 )	19 ( 3回×5会場×1クール 2回×1会場×1クール 1回×2会場×1クール )	48 ( 4回×12会場 )
受講数(実人員)		264	246	0	66	178
受講数(延人員)		1,082	857	0	134	616

## 2)体力アップ倶楽部(中級編)

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		40 ( 5回×8クール )	37 ( 5回×8クール )	( 0 )		
受講数(実人員)		174	185	0		
受講数(延人員)		772	773	0		

※令和3年度から体力アップ倶楽部(初級編)に統合し実施。

## 3)ときも体力測定会

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数		6	5	0	3	4
受講数(実人員)		462	315	0	51	77
受講数(延人員)		462	315	0	51	77

## 4)ときも体力測定会 フォローアップ教室

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施回数			1(3回×1会場)	0		
受講数(実人員)				23	0	
受講数(延人員)				23	0	

※令和3年度からときも体力測定会の内容を見直し、本教室は実施せず。

## 5)介護予防普及啓発事業

(単位:回、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
その他介護予防教室	回数(回)	120	60	16	5	20
	延人員(人)	2,165	1,927	128	108	816
相談会	回数(回)	98	105	2	15	170
	延人員(人)	2,052	1,358	4	61	424

※令和4年度から相談会へ電話・来所相談を計上。

## 【市内福祉施設等一覧表】

施  
設  
一  
覽

# 市内福祉施設等一覧表

令和5年4月1日現在

## 1. 保護施設

[授産施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市職業センタ-	笠幡4033-2	川越市	50	232-9911

## 2. 老人福祉施設等

[地域包括支援センター]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
きた	石原町1-27-7	社会福祉法人キン'ス・ガーデン埼玉	—	299-6760
中央ひがし	仙波町3-16-13 B02	社会福祉法人真正会	—	227-7878
中央にし	中原町2-1-9 子育て安心 施設4階	一般社団法人川越市医師会	—	229-5332
ひがし ひがし分室	並木新町2-5 桜ビル2階 鴨田3355-1	社会福祉法人真正会	— —	235-7731 298-7807
たかしな	砂新田4-1-4	医療生協さいたま生活協同組合	—	291-6003
みなみ	中台南1-19-4	医療法人瑞穂会	—	241-3676
だいとう	南台2-11-4	医療法人真正会	—	249-7766
かすみ	かすみ野2-1-14	医療法人真正会	—	234-8181
にし にし分室	吉田204-2 霞ヶ関東1-8-11 1階	社会福祉法人健友会	— —	239-0003 299-6161

[養護老人ホーム]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
やまぶき荘	笠幡3590-2	川越市	100	231-1551

[軽費老人ホーム]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
花の人家	今福1641	社会福祉法人育美会	50	245-1415

[ケアハウス]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
主の園	下小坂612	社会福祉法人キン'ス・ガーデン埼玉	87	231-5551
みなみかぜ	吉田204-2	社会福祉法人健友会	15	234-1200

[老人福祉センター]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
西後楽会館	笠幡3574	川越市	—	232-6177

[総合福祉センター]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市総合福祉センタ-	小仙波町2-50-2	川越市	—	228-0200

[老人憩いの家]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
小ヶ谷老人憩いの家	小ヶ谷159-17	川越市	—	245-8494
高階北老人憩いの家	砂新田1-16-1	"	—	248-6565
川越駅東口老人憩いの家	菅原町23-10	"	—	228-7717

[居宅介護支援事業所]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ニチイケアセンター川越	脇田町33-12 アーバンビルCore脇田1F	株式会社ニチイ学館	—	229-4801

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越キングス・ガーデン	天沼新田247-2	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉	—	231-5550
医療法人西部診療所在宅介護支援センター	天沼新田307-1	医療法人西部診療所	—	234-4000
居宅介護支援事業所 みずほ	中台元町1-16-42	医療法人瑞穂会	—	241-3129
医療法人真正会 居宅介護支援事業所しんしあ	安比奈新田259-2	医療法人真正会	—	239-3560
真正会 居宅介護支援事業所 真寿園	安比奈新田292-1	社会福祉法人真正会	—	234-8838
川越市医師会居宅介護支援事業所こすもす	小仙波町2-53-1	社団法人川越市医師会	—	226-8122
ケアハイツ・川越 居宅介護支援事業所	古谷本郷1475-1	医療法人恵雄会	—	236-0776
居宅介護支援事業所 ぽぷらの樹	牛子708-1	社会福祉法人誠豊会	—	248-8352
居宅介護支援事業 みなみかぜ	吉田204-2	社会福祉法人健友会	—	234-6131
医療法人刀圭会 本川越病院	六軒町1-16-21 マンション富士104	医療法人刀圭会 本川越病院	—	226-1041
介護の森	霞ヶ関北2-2-14	タムラ医療機器販売株式会社	—	233-0535
居宅介護支援事業所 スティアン	下広谷527-1	医療法人明吾会	—	234-1162
居宅介護支援事業所 ルピナス	今福265-2	医療法人藤田会	—	247-4520
まどか介護サービス	富士見町5-6 富士見マンションA305	有限会社ウェルビーイング	—	226-5450
南古谷ケアセンターそよ風	久下戸1971-2	株式会社SOYOKAZE	—	230-4830
真正会 居宅介護支援事業所 よしの	鴨田3355-1	社会福祉法人真正会	—	225-1166
さくら居宅介護支援事業所	平塚22-2	有限会社ありがとう	—	298-5017
生協ケアセンター たかしな	砂新田4-1-4 ブランドービル2階	医療生協さいたま生活協同組合	—	291-6001
居宅介護支援事業所 フクト21	府川243-2	社会福祉法人福都二十	—	227-5090
ケアセンターさくら草	笠幡1707-8	有限会社グミュートリッヒ	—	233-5631
居宅介護支援事業所 ソレイユ	今福476-2	イメディカ株式会社	—	246-2023
真正会居宅介護支援事業所小仙波	小仙波947-1	社会福祉法人真正会	—	227-5151
居宅介護支援事業所 こころ	的場北2-4-1	有限会社託老所	—	234-2201
居宅介護支援事業所蔵の町・川越	末広町1-2-1	社会福祉法人相愛福祉会	—	227-0033
社会福祉法人 芳清会 居宅介護支援事業所 八瀬の里	増形164	社会福祉法人芳清会	—	247-7319
めぐみ 居宅介護支援事業所	南大塚1-8-38	特定非営利活動法人めぐみ	—	238-8533
医療法人 健友会 居宅介護支援事業所 あっぷる	霞ヶ関東2-12-17	医療法人健友会	—	227-3157
南古谷 居宅介護支援事業所	久下戸110 南古谷病院1階	医療法人聖心会	—	235-7021
あづみ苑 小室	小室441	株式会社アズ・ライフケア	—	291-4165
医療法人 瑞友会 まごころ介護サービス	砂706-2 パークハイツサイキC101	医療法人瑞友会	—	243-3777
あおぞらネット 川越	石田本郷402	株式会社あおぞらネット	—	227-8066
小江戸の庭 居宅介護支援センター	小仙波823-1	社会福祉法人潤青会	—	227-5669
居宅介護支援事業所あさがお川越	むさし野38-19	ALSOK介護株式会社	—	242-8883
ケアステーション ぱれっと	笠幡32-3	株式会社彩	—	298-6980
陽だまり 居宅介護支援事業所	東田町12-27 キャッスルマンション川越B104	NPO法人 陽だまり	—	270-3277
居宅介護支援事業所 リベルテ	むさし野4-2 BLオフィス e	e-cube care株式会社	—	249-7801
NPO あい介護センター	上野田町49-13	特定非営利活動法人あい	—	293-5116
あかね居宅介護支援事業所	川鶴1-15-6	有限会社あかね	—	233-2845
新宿ケアセンターそよ風	新宿町6-33-2	株式会社SOYOKAZE	—	249-8341
川越せせらぎ支援センター	石田243-1	株式会社すまいる・ランド	—	298-7688
居宅介護支援事業所 はなみずき	旭町2-16-37	有限会社Song·of·Heart	—	293-3113
コーブみらい川越介護センター	砂新田383-2 コーブ高階店2階	生活協同組合コーブみらい	—	249-5585
居宅介護支援事業所 花いちご	諏訪町10-56 レジデンスアゼリア101	合同会社 うだ川	—	249-2288
居宅介護支援事業所 こまち	新宿町6-22-23	株式会社こまち	—	248-3388
居宅介護支援事業所 ハグ道	小中居804-4	有限会社レインボーロボテック	—	235-2641
居宅介護支援事業所 えがお	新富町1-12-3 ベルメゾン川越サザンスケープ702	株式会社えがお	—	272-7423
居宅介護支援事業所 みのりサポート	岸町1-6-21	合同会社みのり	—	223-4128
つどい支援事業所 南大塚	南大塚3-6-7	MCP株式会社	—	293-7804
ケアプランニング さわやか	砂新田2546-3 エスパース・リュミエール川越砂新田Ⅰ番館301	合同会社さわやか	—	265-7361
居宅介護支援事業所 るりいろ	志多町1-18	株式会社市進ケアサービス	—	298-6292
居宅介護支援事業所まほろば	小仙波町2-11-1	医療法人広彩会	—	227-6091
鯨井ナーシングホーム居宅介護支援事業所	鯨井新田9-1	医療法人 恵雄会	—	234-2900
医療法人豊仁会三井病院附属 居宅介護支援事業所	連雀町19-3	医療法人豊仁会	—	298-5270
優 居宅介護支援センター	石原町1-24-15	株式会社優	—	227-9634
わくわく介護相談室	牛子239-7	合同会社たぺたむ	—	293-2831
東京海上日動みずたま介護S T川越ケアプランセンター	脇田本町26-4 太陽生命川越ビル6階	東京海上日動ベーターライフサービス株式会社	—	210-3310
居宅介護支援事業所 元気アップ	今成4-10-15-2階	株式会社Alife	—	293-3081
クオーレ支援事業所	今福1024-180	クオーレ合同会社	—	243-6229

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ケアプランナー	今福943-6	合同会社ケアプランナー	-	246-0875
居宅介護支援事業所 カレント	笠幡4864-8	有限会社 カレント	-	236-3907
優居宅介護支援センター南古谷	南田島919-6	株式会社 優	-	298-4113
ケアプラン紹	砂新田3-2-16-302	カイアス介護合同会社	-	293-5482
かしの木苑 ケアプランセンター	笠幡3685-40	特定非営利活動法人 さいたま福祉ネット四季の郷	-	239-6400
SOMPOケア 川越居宅介護支援	脇田新町16-9 神山ビル1階	SOMPOケア株式会社	-	249-2901
居宅介護支援事業所アスター	今福1503-50-102	株式会社 アステリズム	-	090-2678-1426
居宅介護支援センター サクラ	砂新田126-3 KUWATABLDG.2階	シニアライフサポート株式会社	-	293-2605
居宅介護支援事業所スタートライン	新宿町6-23-18	株式会社スタートライン	-	238-3955
やさしい手川越居宅介護支援事業所	菅原町23-11 菅原町ビル2階	株式会社やさしい手	-	050-1752-0672
はんの木 ケアマネ・ステーション	久下戸2163-1	合同会社はんの木	-	293-3402
居宅介護支援事業所 瑞穂の里	中台元町1-16-11	医療法人瑞穂会	-	293-3607
はあと居宅介護支援事業所	清水町10-2 レジデンス清水103	合同会社はあと	-	290-2117
ケアプランセンターLinks	元町2-3-11	特定非営利活動法人 山正	-	236-3613
居宅介護支援事業所 ケアマネジメントなごみ川越	藤木町1-6	株式会社 ナカノ機設	-	235-3555
まごころデザイン川越	砂新田2-3-2 マルハンダイヤモンドマンション306	N S コーポレーション合同会社	-	293-3874
居宅介護支援事業所リーディング	並木新町11-14 レスピワール1階	MKコンシスト株式会社	-	293-3846
ちやお	今成1-5-16 パールハイツ1F	マナラウンジ合同会社	-	080-4951-7541
ベストケアプラン 彩	南大塚3-11-25 第三太資ビル201	株式会社tact	-	293-8061
上野田町居宅介護支援センター	菅原町1-7 金子ビル3F	株式会社アスタス	-	298-6105
ケアプランセンターオリーブ	石原町1-42-21 セビュロス川越102号室	合同会社白猫舎	-	229-4584
ケアプランあかり霞ヶ関	霞ヶ関東1-7-14 レインボーマンション101号室	株式会社 顧愛	-	265-6521
テパエ川越	小室500-9 Sマンション西川越102号	株式会社nino-nino	-	293-9305
居宅介護支援事業所 リベルテ旭町	旭町3-2-15 e-cube bldg1F	e-cube care株式会社	-	293-1188
居宅介護支援事業所みやび	南台2-6-14 第二原ビル102	合同会社エクレイト	-	273-6115
ひかるケアマネジメント	藤間161-5	合同会社ラフォルム	-	265-4247

[小規模多機能型居宅介護事業所]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
小規模多機能 こもれび	的場2098-22	社会福祉法人 健友会	25	298-6524
医療法人西部診療所 小規模多機能 こあぜ	鯨井1575-5	医療法人 西部診療所	25	299-4494
ふれあい多居夢 希	宮元町4-8	株式会社 ふれあい広場	25	227-8801
ミモザ川越清水	清水町9-7	ミモザ株式会社	29	249-8787
めぐみ レストサポート	南大塚1-8-38	特定非営利活動法人 めぐみ	25	293-5811

[看護小規模多機能型居宅介護事業所]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
複合型サービス すずらん	小仙波町1-16-10	株式会社 ウィズ	29	226-2233
複合型サービス すずらん 府川	府川196-1	株式会社 ウィズ	29	292-0330
まごころケア川越	砂久保50-1	NSコーポレーション合同会社	29	293-2886
看多機かえりえ南大塚	南大塚5-33-6	株式会社やさしい手	29	050-1753-7158

[高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
グループホーム みなみかぜ	吉田203-3	社会福祉法人 健友会	18	239-6036
愛の家グループホーム 川越的場	的場新町19-5	メディカル・ケア・サービス株式会社	18	239-7210
グループホーム 福音の園・川越	木野目1878-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	18	230-1111
グループホーム みんなの家・川越新宿	新宿町6-33-1	A L S O K 介護株式会社	18	238-8700
愛の家グループホーム 川越今福	今福729-10	メディカル・ケア・サービス株式会社	18	238-8890
真正会グループホーム アダーズあいな	安比奈新田278-2	社会福祉法人 真正会	18	237-2770
グループホームみんなの家・川越寺尾	寺尾888-14	A L S O K 介護株式会社	18	249-6611
愛の家グループホーム川越大塚新町	大塚新町15-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	18	249-8560
グループホーム みずほ	中台元町1-16-11	医療法人 瑞穂会	18	246-2355
愛の家グループホーム川越山田	大字山田291-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	18	229-5560
仙波グループホームそよ風	仙波町4-29-5	株式会社SOYOKAZE	18	228-7350
ふれあい多居夢 川越	宮元町4-10	株式会社 ふれあい広場	18	227-7446
ミモザ川越清水	清水町9-7	ミモザ株式会社	18	257-8215
グループホーム ソラスト川越	鯨井1136-1	株式会社ソラスト	18	239-0330
グループホームみんなの家・川越たかしな	砂新田3-6-1	A L S O K 介護株式会社	18	249-8081
グループホーム ふるさとの家・川越	古谷上2706-1	特定非営利活動法人 福祉ネットワーク・エヌツー	18	236-9220
グループホーム ふる郷川越	上老袋79-1	株式会社市進ケアサービス	18	227-8180
愛の家グループホーム川越小ヶ谷	小ヶ谷379-4	メディカル・ケア・サービス株式会社	18	249-0080
グループホーム福音の園・川越第二	大字萱沼2692-1	特定非営利活動法人 福音の園・埼玉	18	293-7528
グループホームつどい「南大塚家」	南大塚3-17-18	メディカル・ケア・プランニング株式会社	18	247-8380

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
しゃくなげ苑	吉田1100-2	社会福祉法人喜多路	18	239-0111

[特定施設入居者生活介護]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
介護付有料老人ホーム すこや家・川越南大塚	むさし野38-19	AL SOK介護株式会社	36	247-8302
アズハイム川越	今福843-1	株式会社アズパートナーズ	55	249-8840
ホームステーションらいふ川越	新宿町3-20-1	株式会社らいふ	30	291-3580
スマイルングホーム メディス川越	中台元町1-13-5	グリーンライフ東日本株式会社	40	245-1000
ふるさとホーム川越	南大塚3-14-7	株式会社ヴァティー	60	249-6780
イリーゼ川越	今泉106-1	HITOWAケアサービス株式会社	58	230-3031
有料老人ホーム サニーライフ川越	中台2-20-8	株式会社川島コーポレーション	60	247-1800
介護付有料老人ホーム アシステッドリビング川越	的場1174-1	株式会社ZENウェルネス	80	298-5012
アズハイム上福岡	清水町4-7	株式会社アズパートナーズ	60	291-5577
リアンレーヴ川越	藤間71-2	株式会社木下の介護	80	248-7055
イリーゼ川越・別邸	今福729-1	HITOWAケアサービス株式会社	69	238-2230

[地域密着型特定施設入居者生活介護]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ミモザ川越	的場2464-2	ミモザ株式会社	29	298-6922
高齢者福祉施設すまいる小江戸	下老袋742-1	シニアライフサポート株式会社	16	227-0034

[特別養護老人ホーム]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
真正会介護老人福祉施設真寿園	安比奈新田292-1	社会福祉法人真正会	100	234-8838
特別養護老人ホーム陽光園	砂新田454	社会福祉法人誠仁会	80	244-3678
川越キングス・ガーデン	天沼新田247-2	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉	80	232-5155
特別養護老人ホームみなみかぜ	吉田204-2	社会福祉法人健友会	80	234-1200
特別養護老人ホームすみれの里・川越	古谷本郷1487-1	社会福祉法人相愛福祉会	98	230-1333
特別養護老人ホーム ほぶらの樹	牛子708-1	社会福祉法人誠豊会	74	248-8350
特別養護老人ホーム アイリス	府川243-2	社会福祉法人福都二十一	60	227-5088
特別養護老人ホーム 蔵の町・川越	末広町1-2-1	社会福祉法人相愛福祉会	90	227-0031
社会福祉法人芳清会 特別養護老人ホーム 八瀬の里	増形164	社会福祉法人芳清会	96	247-7311
介護老人福祉施設 小江戸の庭	小仙波823-1	社会福祉法人潤青会	90	227-5661
特別養護老人ホーム はつかりの里	石原町2-68-5	社会福祉法人相愛福祉会	90	225-7055
特別養護老人ホーム アイリス 玳番館	山田1526-1	社会福祉法人福都二十一	50	227-5088
特別養護老人ホーム みどりのまち親愛	中台南2-15-10	社会福祉法人親愛会	90	246-5611
特別養護老人ホーム ここしあ	小ヶ谷88	社会福祉法人四季の会	100	238-3311
特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	渋井219	社会福祉法人さくら瑞穂会	100	230-2100
社会福祉法人博心会 特別養護老人ホーム清風園川越	大字今福1469-47	社会福祉法人博心会	100	245-8700

[地域密着型特別養護老人ホーム]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
介護老人福祉施設みなみかぜ・燐	吉田203-3	社会福祉法人健友会	20	234-1200
特別養護老人ホームひろ家	下広谷1274-1	社会福祉法人喜多路	29	298-3343

[介護老人保健施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
プライムケア川越	天沼新田307-1	医療法人西部診療所	80	231-4165
川越ケアセンター	下広谷527-1	医療法人明吾会	100	234-1162
いぶき	下小坂501-1	一般社団法人川越市医師	120	233-6056
ケアハイツ・川越	古谷本郷1475-1	医療法人恵雄会	100	236-0775
瑞穂の里	中台元町1-16-11	医療法人瑞穂会	100	241-3240
小江戸の郷	上老袋86-1	医療法人靖和会	60	229-5300
小江戸の郷(ユニット型)	上老袋86-1	医療法人靖和会	40	229-5300
はつかり	松郷821-1	医療法人泰一会	100	298-8277

[介護医療院]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
介護医療院埼玉病院	西小仙波町1-8-3	医療法人埼玉病院	47	224-5911

### 3. 障害者関連施設

[障害者支援施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
初雁の家	平塚新田162	社会福祉法人けやきの郷	施入40 生 介50 短期2	232-6363

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ハートポートセンターともいき	笠幡1646-17	社会福祉法人ともいき会	施入50 生介70 短期10	231-1422
みのなさと	笠幡1410	社会福祉法人皆の郷	施入50 生介50 生訓6 就移6 就B10 短期6	233-2940
親愛南の里	下赤坂1847	社会福祉法人親愛会	施入40 生介40 短期10	238-2661
川越親愛センター	中台南2-17-15	社会福祉法人親愛会	施入40 生介60 短期3	246-5262
にじの家	古谷本郷992	社会福祉法人川越にじの会	施入40 生介50 短期5	236-0666

[障害福祉サービス事業所（多機能型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ワークセンターけやき	平塚新田215-7	社会福祉法人けやきの郷	生介10 就B10	239-3389
第2川越いもの子作業所	今成3-13-3	社会福祉法人皆の郷	生介45 就B15	224-5045
ワークスしんあい	中台南1-4-7	社会福祉法人親愛会	生介20 就B20	246-3345
第3川越いもの子作業所	東田町1-5	社会福祉法人皆の郷	生介20 就B20	241-1144
ワークセンターせんば	仙波町2-16-31	特定非営利活動法人サポートあおい	就移10 生訓10	225-6360
Be happiness野田町	野田町2-2-1-2F	INSPIRE株式会社	就A10 就B10	265-8501
じゅびたー	的場422-5	株式会社日本クリード	生介30 就B20	239-3930
Green Peas Factory	脇田本町14-29-2F	一般社団法人Ciel	就移10 就A10	293-2528
川越ワークいちばん星	伊佐沼6-1	特定非営利活動法人ほうき星	生介20 就B10	223-6070
くまのペイカーズ	諫訪町22-15	特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター-21	生介9 就B20	248-4780
多機能型事業所	古市場366-1	一般社団法人福祉環境ソリューションズ	生介15 就A10 就B35	265-7906
まごころファーム川越				
セラヴィ今福	今福326-2	社会福祉法人新	生介20 就B30	246-3347
リンクス川越事業所	砂949-8-2F	特定非営利活動法人山正	就移10 就B10	293-7482
就労支援Jast	山田1431-1	特定非営利活動法人エヌビー オー事業協議会	就移20 就B20	298-3303
川越いもの子作業所	笠幡4063-1	社会福祉法人皆の郷	生介50 就B10	233-2940
ゆめの園アクト初雁多機能型事業所	松郷706-1	社会福祉法人ハッピーネット	生介40 就B10	298-7170
第4川越いもの子作業所	石田156-1	社会福祉法人 皆の郷	生介40 就B20	224-0808
aloha川越	野田町1-6-31-1F	株式会社モードファイブ	就移6 就B14	238-4315
aloha南大塚	南台2-4-6-101	株式会社モードファイブ	就移6 就B14	293-8934
てんとうむしカンパニーLabo	吉田新町3-9-6	特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし	生介10 就B10	230-6016

[身体障害者福祉センター]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市総合福祉センター	小仙波町2-50-2	川越市	—	228-0200

[障害福祉サービス事業所（生活介護）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ほっぷ	藤間1089-1	特定非営利活動法人みのり共生会	40	247-0036
あゆみ工房	石田本郷835-1	特定非営利活動法人あゆみ	20	226-6562
オリオン	吉田175	特定非営利活動法人むつみ会	31	233-6931
初雁作業所	小仙波町1-6-11	特定非営利活動法人ほうき星	20	225-0183
ひだまり	鯨井新田23-1	幸せラボ株式会社	20	298-5934
生活介護 ゆかりの木	下赤坂558-5	特定非営利法人ケリアプロジェクト	20	265-4897
liveステーション上野田町	上野田町34-22	株式会社アスタス	20	257-5780
やまびこ製作所	平塚新田164-1	社会福祉法人けやきの郷	20	232-3869
フラミングカンパニー	的場2843-61	NPO法人 フラミング	25	231-6748

[障害福祉サービス事業所（就労移行支援）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ウェルビー川越駅前センター	脇田本町9-16-2F	ウェルビー株式会社	20	249-8070
ウェルビー川越駅前第2センター	脇田本町13-5-2F	ウェルビー株式会社	20	249-8770
ウェルビー川越駅前第3センター	脇田本町9-16-6F	ウェルビー株式会社	20	257-5193
Be happinessとおり町	通町5-4-501	INSPIRE株式会社	20	277-5644
Cocorpor川越Office	脇田本町16-20-5F	株式会社ココルポート	20	257-4213
Cocorpor 川越第2Office	菅原町20-25-2F	株式会社ココルポート	20	298-5623
Cocorpor 川越第3Office	脇田本町16-20-2F	株式会社ココルポート	20	265-3648
ミラトレ川越	脇田本町11-1-5F	パーソルダイバース株式会社	20	257-4283
就労移行支援事業所リンクス川越東口	川越市脇田町16-29-4F	株式会社リンクス	20	298-4906
就労移行ITスクール川越	川越市中原町2-10-12-2F	株式会社WITHハピネス	20	299-7810
LITALICOワークス川越	川越市脇田本町14-38-4F	株式会社LITALICOパートナーズ	20	220-3205
就労移行支援事業所リンクス川越西口	川越市脇田本町10-24-4F	株式会社リンクス	20	293-2155

[障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
オークタウン	石原町1-27-2-107	株式会社アライズ	20	298-8496
クローバー	南台3-1-2-201	株式会社アライズ	20	293-2492

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
カフェ&ベーカリーどんなども	新宿町1-17-17	社会福祉法人皆の郷	20	248-1137
笑顔下松原	下松原833-4	株式会社スマイル	20	293-4264
MAH 川越	菅原町23-6-4F	合同会社MAH	20	229-5788
サルース	霞ヶ関東1-2-23-1F	株式会社アモル	20	277-3428
スカイサービス	小仙波町3-1-19	合同会社SKY	17	298-5661
fam table	南台2-7-5	株式会社fam table	15	265-6629
ほまれの家川越店	川越市小室551-1-101	株式会社リアン	15	257-4806

[障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市職業センター	笠幡4033-2	川越市	30	232-9911
川越市みよしの支援センター	宮下町1-19-13	川越市	45	225-2519
砂久保ファクトリー	砂久保127-2	特定非営利活動法人プラウド	30	293-4577
ウォームサポートシオン	下赤坂683-3	公益社団法人ウォームサポートシオン	20	265-6266
就労継続支援B型事業所ラボリ川越	南台2-7-31	合同会社ラボリ	20	293-3494
ワークステーションくるみの木	石原町2-29-2	特定非営利活動法人くるみの木	20	298-3500
就労継続支援B型ソラーレ	仙波町2-10-35	特定非営利活動法人サポートあおい	20	222-8098
QUONチョコレート小江戸川越店	連雀町9-1	社会福祉法人 永寿荘	20	272-7875
able FACTORY	かし野町2-14-1	株式会社典雅	20	293-7497
あしたのタネ川越六軒町	川越市六軒町2-16-5-5	株式会社あしたの花	20	272-7617

[グループホーム]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
潮寮	平塚756-1	社会福祉法人けやきの郷	35	237-1200
グループホームしんあい	中台南2-10-17	社会福祉法人親愛会	49	238-4310
ほくほくハウス	的場2180-12	社会福祉法人皆の郷	41	234-0819
スリーハート	宮元町49-20	特定非営利活動法人みのり共生会	4	223-5525
ハートステーションともいき	かすみ野1-4-15	社会福祉法人ともいき会	7	298-6933
クリード川越	的場422-3	株式会社日本クリード	50	239-3930
グループホームにじいろ青番館	古谷本郷1390-1	社会福祉法人川越にじの会	4	293-3445
サンステイ中台元町グループホーム	中台元町2-10-47	サンステイ共生福祉株式会社	39	257-4541
ひびきの森ハウス	砂新田411-103	合同会社エコーフォレスト	21	257-6766
グループホームボラリス川越	新宿町6-17-1	株式会社ホーブスター	8	293-3575
ラテ	大仙波346-1	株式会社楓	4	070-6514-1391
ちぐら	安比奈新田264-10	幸せラボ株式会社	20	298-5934
カランドリエ稻荷町	稻荷町2-27	合同会社桜	15	090-6549-2673
グループホームビートル仙波町	仙波町2-17-3	AHCグループ株式会社	30	299-4808
ひだまりの家川越仙波	仙波町1-6-41	株式会社ガッジエス	9	299-6034
クローバー障害福祉会	清水町6-63	株式会社フォーユー	9	265-4490
みらいのたね川越	岸町1-44-23	株式会社黒たまごジャパン	4	227-6657
グループホームウィズドック川越	吉田新町2-2-11	合同会社ノーマライズウィズ	4	203-0046
グループホームメイプル	大塚1-18-5	一般社団法人ソシオ	4	293-4438
今福らしいく	今福738-7	医療法人社団ゆうしん	15	257-5444
ソーシャルインクルーホーム川越木野目	木野目381-4	ソーシャルインクルーブルースト株式会社	20	293-5025
グループホームふわふわ川越	砂新田2-17-10	株式会社恵	30	265-4723
わおん障がい者グループホーム川越	通町8-1	株式会社アニスピホールディングス	14	070-3205-7238
ふるさと みらい	砂新田5-36-8	一般社団法人ふるさと	5	265-7400
グループホームふわふわ川越木野目	川越市大字木野目309-1	株式会社恵	15	293-3527
グループホームさざんか	川越市川鶴1-8-20	合同会社舞心	4	298-5910

[地域活動支援センター（サービス向上型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ことぶき生活支援センター	寿町1-2290-1	特定非営利活動法人はすのね互助	19	246-5218
みなみ	仙波町2-4-14	特定非営利活動法人サボートあおい	19	226-9008

[地域活動支援センター（デイサービス型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市社会福祉協議会地域活動支援センター	小仙波町2-50-2	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	20	225-5703
地域活動支援センターともいき	笠幡1646-17	社会福祉法人ともいき会	20	239-3688

#### 4. 児童福祉法による施設

[児童発達支援センター]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市児童発達支援センター	寿町2-296-1	川越市	児発 80	257-6900

[障害児通所支援事業所（多機能型）]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ゆめの園みらいず川越 児童発達 支援・放課後等デイサービス	末広町2-7-34	社会福祉法人ハッピーネット	児発 放デイ 計10	227-9866
ゆめの園みらいず天沼新田 児童 発達支援・放課後等デイサービス	天沼新田161-5	社会福祉法人ハッピーネット	児発 放デイ 計10	236-3744
びさい川越教室	山田1958-7 FERIO勇 B棟	株式会社美菜	児発 放デイ 計10	298-7440
こどもプラス川越 南大塚教室	南大塚3-2-18 エトワールマンション1F1-3	株式会社トラストファースト	児発 放デイ 計10	293-5581
こどもデイサービスあおむしづちくらぶ	岸町1-22-3	NPO法人ほっとサポートてんとうむし	児発 放デイ 計15	290-5352
びさい川越教室A	山田1958-6 FERIO勇 A棟	株式会社美菜	児発 放デイ 計10	298-5990
こどもサポート教室「きらり」新河岸校	砂新田4-11-1 スブレダーズ 店舗101	株式会社クラ・ゼミ	児発 放デイ 計10	293-4379
こどもプラス川越 新河岸教室	砂新田2-18-27	株式会社トラストファースト	児発 放デイ 計10	265-5381
そらいろ	的場990-1	株式会社ほしのいろ	児発5 放デイ5	277-5102
ゆめの園みらいず笠幡 児童発達 支援・放課後等デイサービス	笠幡4879-4	社会福祉法人ハッピーネット	児発 放デイ 計10	299-5262
つみき	今成1-13-32	株式会社ほしのいろ	児発（休止中） 放デイ5	299-6540
FLOWERS川越教室	藤間939-12	株式会社FLOWERS	児発 放デイ 計10	080-7205-0108
第2から一れキッズ川鶴	川鶴2-11-1 B棟 8号室	NPO法人力ローレ	児発 放デイ 計10	299-7070
マイスペックスパーク	脇田町17-5MTK脇田ビル1F	株式会社カイオー	児発 放デイ 計10	298-3543
音楽特化型療育支援 音のはびねす	中原町2-12-5	INSPIRE株式会社	児発 放デイ 計10	227-9992
こばんはうすさくら川越中央教室	六軒町2-16-5-3F	株式会社スマイルライナー	児発 放デイ 計10	292-9081
放課後等デイサービスのびのび広 場エミタス	笠幡128-1	株式会社クオーレリンク	児発 放デイ 計10	299-7204
ハビー川越第2教室	脇田本町9-16YKビル5階	ウェルビー株式会社	児発 放デイ 計10	293-6108
びさい川越教室B	的場新町17-13	株式会社美菜	児発 放デイ 計10	298-4010
こばんはうすさくら 川越岸町教室	岸町2-8-1 三澤管財川越ビル2階201	株式会社チャイルドサポート神尾	児発 放デイ 計10	238-9655
運動×音楽 リズミーズ	富士見町11-25	株式会社インターナショナルエデュケーション	児発 放デイ 計10	277-5517
第3から一れキッズ川鶴	川鶴2-11-1 B棟 12-2号室	NPO法人力ローレ	児発 放デイ 計10	299-4102

[児童発達支援事業]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
ハビー川越第1教室	脇田本町9-16YKビル4階	ウェルビー株式会社	10	249-8660
コペルプラス 川越教室	菅原町23-6 TS川越ビル1F	アイデアル株式会社	10	299-8598
コペルプラス南古谷教室	並木新町11-14レスボワール1階店舗B	株式会社コペル	10	293-2823
Kids Support Bee 川越教室	脇田新町16-9神山ビル203号室	株式会社R7メディカル	10	257-6896
コペルプラス 鶴ヶ島教室	鯨井新田4-1フィルパーク 鶴ヶ島駅前3階B	株式会社スマイルエス	10	298-3541
グローバルキッズメソッド 6 9	並木新町7-10	ハッピーライフケア株式会社	10	256-9273

[放課後等デイサービス]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
児童デイサービスともいき	笠幡1646-17	社会福祉法人ともいき会	10	231-1422
こどもデイ ふわふわ	木野目1861-33	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	10	293-6456
こどもデイサービスあおむしくらぶ	宮下町1-16-8	NPO法人ほっとサポートてんとうむし	20	227-8064
児童デイサービスびたみん	古谷上2011-1	合同会社葡萄の実	10	235-6133
たまみずき川越	仙波町2-5-9	株式会社雄学舎	10	299-5189
YMCAクローバークラブ川越	菅原町7-16	公益財団法人埼玉YMCA	10	226-2491
ほのか	豊田町3-1-4	株式会社マルシェ	10	265-8380
DEKITAJ川越高階	砂新田4-6-5 明星ビル2階	株式会社ラフィング	10	249-6161
放課後本舗川越	大袋790-1	株式会社武蔵野茶話サービス	10	256-9580
放課後等デイサービス ドリーム	熊野町14-8	NPO法人ほのぼのクラブ	10	257-4448
トイズ	岸町2-40-13	メディホーム株式会社	10	293-1271
ハビー川越駅前教室	脇田本町6-4モンシャ ト一川越1階	ウェルビー株式会社	10	293-7361
児童デイドリーム2nd	熊野町14-3 メゾンドソレイユ102	NPO法人ほのぼのクラブ	10	265-8790
就労準備型放課後等 デイサービスFor happiness	通町5-5 第2山田ビル301	INSPIRE株式会社	10	299-6000
ゆめキッズ	大手町2-5 レクセルマンション 川越大手町101	株式会社ゆめキッズ	10	236-3851
スマイルシップ（休止中）	山田1621-1	一般社団法人ぴーすぽーと	10	299-8882
はぴねすくらぶ川越	旭町2-13-1	株式会社シンワ・スポーツ・サービス	10	265-3480
から一れキッズ川鶴(休止中)	川鶴2-11-1 B棟 9号室	NPO法人力ローレ	10	299-8710

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
アクアすまいる	鯨井新田45-2グランヴィル102	株式会社アクアすまいる	10	298-8803
児童デイサービスびたみんB	福田323-19	合同会社葡萄の実	10	227-3142
ゆめの園みらいす初雁放課後等デイサービス	松郷705-1	社会福祉法人ハッピーネット	10	298-7170
ロケットクラブ	三光町24-2ウェルズ石山1号室	株式会社tree	10	236-3193
放課後等デイサービスウィズ・ユーワ川越笠幡	笠幡3725-1 HAL101	合同会社積み希	10	272-7747
コペルプラスジュニア 川越教室	菅原町23-6TS川越ビル301号室	株式会社コペル	10	299-6937
みらいスクール川越	岸町3-1-7リディアメゾン川越1階	株式会社Kids Developer	10	293-8250
ハッピーテラス川越教室	脇田本町26-10川越クレセントビル2階	一般社団法人ファボラボ	10	293-8050
グローイングハート川越	鯨井新田47-1宮根テナントビル201号室	株式会社グローイングハート	10	298-5247
夢門塾本川越	通町9-2アベニュー本川越102	キャレオス株式会社	10	277-4740
ほっぷ	砂新田96-12	沖山教育研究所合同会社	10	290-3237

[母子生活支援施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
カーサ・ライラック	川越市内	社会福祉法人埼玉育児院	20	265-8118

[児童養護施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
埼玉育児院	笠幡4904-1	社会福祉法人埼玉育児院	66	231-2107

[児童館]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市児童センターこどもの城	石原町 1-41-2	川越市	—	225-7289
川越市川越駅東口児童館	菅原町23-10 クラッセ川越4階	"	—	228-7719
川越市高階児童館（地方自治法による施設）	藤間27-1 高階市民センター1階	"	—	238-9525

[子育て支援施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
川越市子育て支援センター	中原町2-1-9子育て安心施設3階	川越市	—	227-3517
川越市子育て支援室	新宿町1-17-17ウェスタ川越2階	"	—	247-6600

[保育園]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
中央保育園	小仙波町2-49-11	川越市	90	222-2661	8か月から
仙波町保育園	仙波町2-21-19	"	90	222-2569	8か月から
神明町保育園	神明町64-4	"	120	222-2776	8か月から
小室保育園	小室309-2	"	80	242-2095	8か月から
脇田新町保育園	脇田新町18-9	"	100	242-7564	8か月から
今成保育園	今成2-5-10	"	90	224-3371	8か月から
新宿町保育園	新宿町2-12-13	"	120	244-0987	8か月から
古谷保育園	古谷上4009-13	"	60	235-0888	2歳から
古谷第二保育園	古谷上6083-5	"	60	235-6037	8か月から
南古谷保育園	並木新町16-15	"	70	235-4036	8か月から
南古谷第二保育園	牛子167-3	"	90	243-2767	8か月から
高階保育園	藤原町27-6	"	90	242-0266	8か月から
高階第二保育園	寺尾190-1	"	120	245-6696	8か月から
高階第三保育園	砂新田1-19-2	"	90	246-5240	8か月から
大東保育園	豊田本5-23-1	"	90	243-3210	8か月から
霞ヶ関保育園	笠幡4036-4	"	80	231-0003	8か月から
霞ヶ関第二保育園	かすみ野2-10-1	"	90	232-0397	8か月から
川鶴保育園	川鶴2-12-2	"	60	233-3017	8か月から
名細保育園	鯨井1590-1	"	90	231-1967	8か月から
名細第二保育園	小堤662-1	"	90	232-6876	8か月から
下田保育園	的場北2-12-8	社会福祉法人五月会	100	231-0750	3か月から
むさしの保育園	的場420-1	社会福祉法人育美会	60	233-4193	3か月から
増美保育園	岸町3-28-1	社会福祉法人川越福祉会	120	245-2740	8か月から
まきば保育園	藤倉1-17-26	社会福祉法人若草会	90	246-8014	3か月から
おおぞら保育園	大塚新町41-18	社会福祉法人眞理茂会	90	245-6666	1歳から
バンビ保育園	吉田1029	社会福祉法人七生会	80	232-9155	2か月から
貴精保育園	今福1334-1	社会福祉法人育美会	80	245-1413	3か月から
高の葉保育園	砂90-2	社会福祉法人はじめ会	100	244-4080	6か月から
マーガレット保育園	天沼新田54-6	社会福祉法人穂育会	60	233-8882	8か月から
芳野保育園	谷中32-5	社会福祉法人和会	60	225-6451	2か月から
風の子保育園	松郷715-1	社会福祉法人慈悦会	60	225-1928	6か月から

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
笠幡菜の花保育園	笠幡731-1	社会福祉法人菜の花会	60	233-1058	6か月から
はるかぜ保育園	大中居571-5	社会福祉法人鶴林会	60	236-2600	8か月から
風の子第二保育園	松郷701-3	社会福祉法人慈悦会	60	227-7200	6か月から
伊佐沼すまいる保育園	古谷上2237-1	社会福祉法人あゆみの会	60	230-1717	3か月から
さくらんぼ保育園	砂新田6-12-8	社会福祉法人高栄会	90	293-6581	3か月から
あゆみ保育園	豊田本1-22-3	社会福祉法人杏樹会	90	249-7100	2か月から
おがやの里しもだ保育園	小ヶ谷366-1	社会福祉法人五月会	60	299-5400	3か月から
ねむの木保育園	菅原町7-14	社会福祉法人範雄会	60	225-1663	2か月から
かつらの木保育園	小室40-1	社会福祉法人桂樹会	116	247-8555	2か月から
慶櫻南台保育園	南台2-12-11	社会福祉法人武蔵野会	60	265-8883	6か月から
ともいき保育園	笠幡1645-125	社会福祉法人ともいき会	60	227-3811	6か月から
増美保育園田町	田町17-53	社会福祉法人川越福祉会	90	256-7793	8か月から
レイモンド川越保育園	新宿町1-17-1	社会福祉法人檸檬会	90	257-6844	3か月から
星の子みのり保育園	木野目1526	社会福祉法人みゆき会	90	256-7032	2か月から
音羽の森保育園	藤間130-2	社会福祉法人さくら音彩会	90	241-0200	6か月から
川越七歩保育園	新宿町3-20-1	社会福祉法人みとも会	100	265-8799	6か月から
紀秀会川越やまだ保育園	山田516-9	社会福祉法人紀秀会	100	299-5751	2か月から
さくらんぼ第二保育園	笠幡237-6	社会福祉法人高栄会	100	272-7411	3か月から
かつらの木第2保育園	野田町1-23-1	社会福祉法人桂樹会	46	265-4181	2か月から
音羽の森第二保育園	鯨井1862-1	社会福祉法人さくら音彩会	100	233-5678	6か月から
どんぐりの森保育園	小中居296-2	社会福祉法人つくし福祉会	100	265-4530	3か月から
おひさま保育園川越富士見町	富士見町24-14	社会福祉法人八十八会	60	226-1717	2か月から
高階すまいる保育園	諏訪町20-10	社会福祉法人あゆみの会	80	265-4885	3か月から
紀秀会川越南やまだ保育園	山田2025-5	社会福祉法人紀秀会	100	299-6631	2か月から
増美保育園川越	脇田本町22-1 さいしん小江戸川越3階	社会福祉法人川越福祉会	60	238-7011	8か月から
分園星の子第2保育園	並木31-6	社会福祉法人みゆき会	29	293-8784	2か月から
増美保育園 本川越分園	新富町2-32-3	社会福祉法人川越福祉会	16	299-6007	8か月から
マーガレット保育園いなほ分園	小堤900-7	社会福祉法人穂育会	22	227-3113	8か月から
増美保育園川越駅前分園	脇田本町16-13 マスターピア1階101	社会福祉法人川越福祉会	7	248-1311	8か月から
まーぶるきらり保育園	砂909-11	社会福祉法人悠々会	60	293-6677	6か月から

#### [認定こども園]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
ひかりの子認定こども園	藤倉2-15-16	学校法人川越ひかり学園	90(1号認定) 69(2・3号認定)	245-9489	1歳から
認定こども園のぞみ幼稚園	笠幡2764-1	学校法人サンライズ学園	56(1号認定) 57(2・3号認定)	234-5686	8か月から
認定こども園泉の森川越	久下戸1880	学校法人川越きたはら学園	15(1号認定) 70(2・3号認定)	293-7691	6か月から
芳野台こども園	下老袋423	社会福祉法人和会	15(1号認定) 90(2・3号認定)	227-7881	2か月から
認定こども園ふじま幼稚園	熊野町13-10	学校法人ふじま幼稚園	180(1号認定) 57(2・3号認定)	242-7777	1歳から
認定こども園初雁幼稚園	大手町8-5	学校法人聖公会北関東学園	45(1号認定) 30(2・3号認定)	222-5385	1歳から
認定こども園岡田幼稚園	古谷上5440	学校法人岡田幼稚園	180(1号認定) 60(2・3号認定)	235-0345	1歳から
認定こども園霞ヶ関幼稚園	霞ヶ関北6-3-1	学校法人ワタナベ学園	127(1号認定) 50(2・3号認定)	231-1777	1歳から
認定こども園あそか幼稚園	小仙波町5-4-2	学校法人あそか幼稚園	42(1号認定) 30(2・3号認定)	222-1671	1歳から

#### [小規模保育施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
たむら保育園	六軒町2-13-15	合同会社コムニス	19	225-2391	2か月から
すみれ保育園	宮元町80-7・80-6	合同会社MSI	19	222-5976	2か月から
つぼみ保育園	連雀町12-10	株式会社 tree	19	222-5778	2か月から
なのはな第二保育園	並木67-1	マザーグースRKY株式会社	11	236-1940	2か月から
あそびのてんさい新河岸第二保育園	砂新田48-2	株式会社ウインズ	17	241-7332	2か月から
並木あすなろ保育園	並木101-1	代表者 新井りつ子	19	235-5444	2か月から
やしのみ保育園	岸町2-8-1 三澤管財川越ビル1F	合同会社AM's View	19	249-8188	2か月から
まーぶる保育園 しんがし園	砂949-8 井上ビル101	株式会社ウイズユー コーポレーション	12	265-8306	2か月から
ぽっかぽか保育園	南台3-2-2	代表者 小澤 陽一	19	257-4770	2か月から
ちゅうりっぷ園川越	中原町2-2-1 NHK文化センタービル1階	直美&康郎コーポレーション株式会社	19	227-6757	2か月から

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
上戸保育園	上戸277-21	一般社団法人上戸保育園	19	233-0583	2か月から
おひさま保育園川越	南通町6-3	一般社団法人おひさま	19	298-3888	2か月から
あそびのてんさい新河岸保育園	砂新田48-1	株式会社ワインズ	19	257-5150	2か月から
ありす保育園	南台3-12-10 ベルク南台1FA	ありす保育園合同会社	19	293-5514	2か月から
めだか保育園	仲町16-1	代表者 徳永 いなみ	19	222-1480	2か月から
川越ベビーホーム	天沼新田269 - 1	代表者 安見 絵里	15	231-5638	2か月から
あしたばこども園乳児舎	豊田町1-31-9	特定非営利法人 あしたば学園の会	13	245-6669	2か月から
なのはな保育園	並木新町8-10	マザーゲースRKY株式会社	19	236-0470	2か月から
星の子乳児保育園	並木208-1	株式会社スター・キッズ	19	235-2320	2か月から
あかり保育園	南大塚3-10-22	株式会社 F E L I X	15	247-6883	2か月から
さくらんぼ第三保育園	的場2244-2	社会福祉法人高栄会	19	298-7890	3か月から

[事業所内保育施設]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	入園年齢
ミルキーホーム川越園	菅原町20-2 朝森ビル2F	株式会社ハッピーナース	27	222-6772	2か月から
埼玉ヤカルト保育園かわもぐ保育ルーム	小仙波町1-5-3	埼玉ヤカルト販売株式会社	10	225-0221	2か月から
秀学会 川越クレアモール保育園	脇田町12-3	株式会社秀学会	27	298-7601	2か月から
かつらの木ハート保育園	三光町38-2	社会福祉法人桂樹会	15	293-2438	2か月から
ベビーかるーれ川越	吉田100-4	NPO法人力ローレ	21	230-6010	3か月から
くつきいづ保育園	元町2-6-1	一般社団法人くつきいづ保育協会	13	226-3796	2か月から
ヤオコー川越保育園	新宿町1-10-1	株式会社ヤオコー	5	246-7004 (ヤコ-人事総務部)	2か月から
陽だまり保育園	大手町7-8スペース桜102	株式会社 tree	4	277-4223	2か月から
希望保育園 第2	南田島615-6	合同会社希望保育園	5	070-1416-9925	3か月から
あそびのてんさい新河岸第3保育園	砂新田2-7-2	株式会社ワインズ	24	293-2162	2か月から

[保育ステーション]

施設名	所在地	設置主体	定員	電話	受入年齢
川越市保育ステーション	中原町2-1-9	川越市(運営主体: (福)ともいき会)	20(一時預かり)	227-3070	6か月から
			30(送迎保育)		3歳児クラスから

## 5. 社会福祉法等による施設

[地域福祉センター]

施設名	所在地	設置主体	定員
川越市総合福祉センター	小仙波町2-50-2	川越市	-

[生活支援ハウス]

施設名	所在地	設置主体	定員
生活支援ハウスメトレ	下広谷526-7	医療法人明吾会	18



社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

公益社団法人 川越市シルバー人材センター

シルバ  
ー  
・  
社協

# 社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、福祉の対象となる人々の福祉問題を解決するため関係する機関・団体・施設及び地域の人々と協力しあって、具体的解決に向けて取り組む福祉活動の推進を積極的に図り、住民参加による「福祉のまちづくり」を進める、公共性と自主性を有する民間組織です。

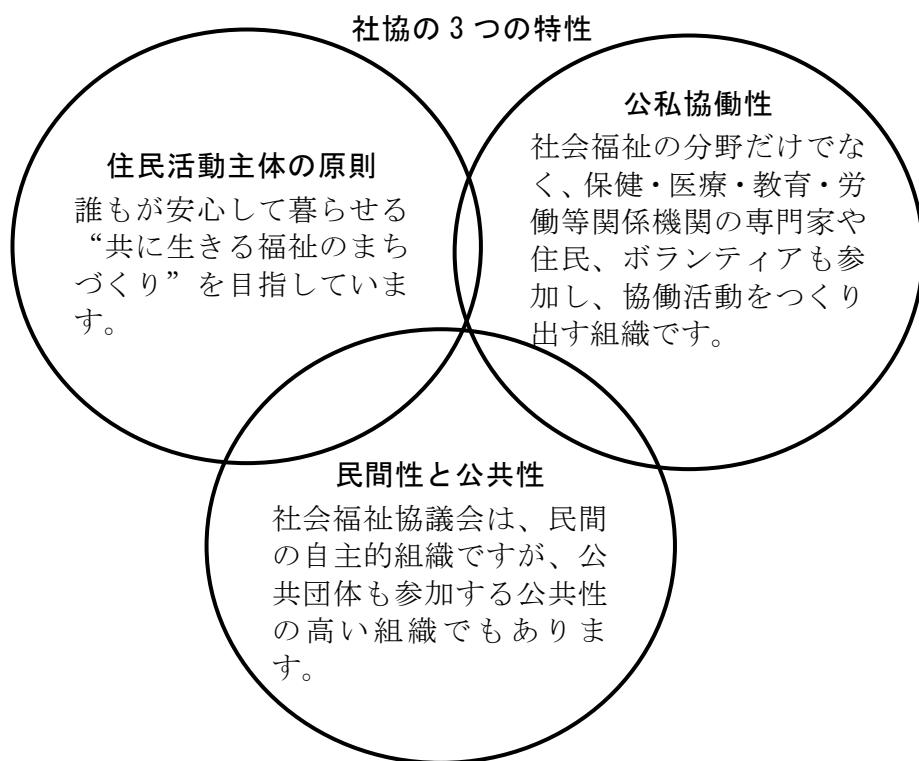
特に、平成12年度に行われた社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図るため、社協自ら社会福祉を目的とする事業を企画・実施して行くことになりました。

創立年月日 昭和26年 3月 3日 社会福祉法第109条に基づく任意団体として設立

昭和42年 3月 28日 社会福祉法人認可

昭和42年 4月 1日 定款施行

昭和42年 4月 5日 法人登記



## 1. 社会福祉協議会の組織

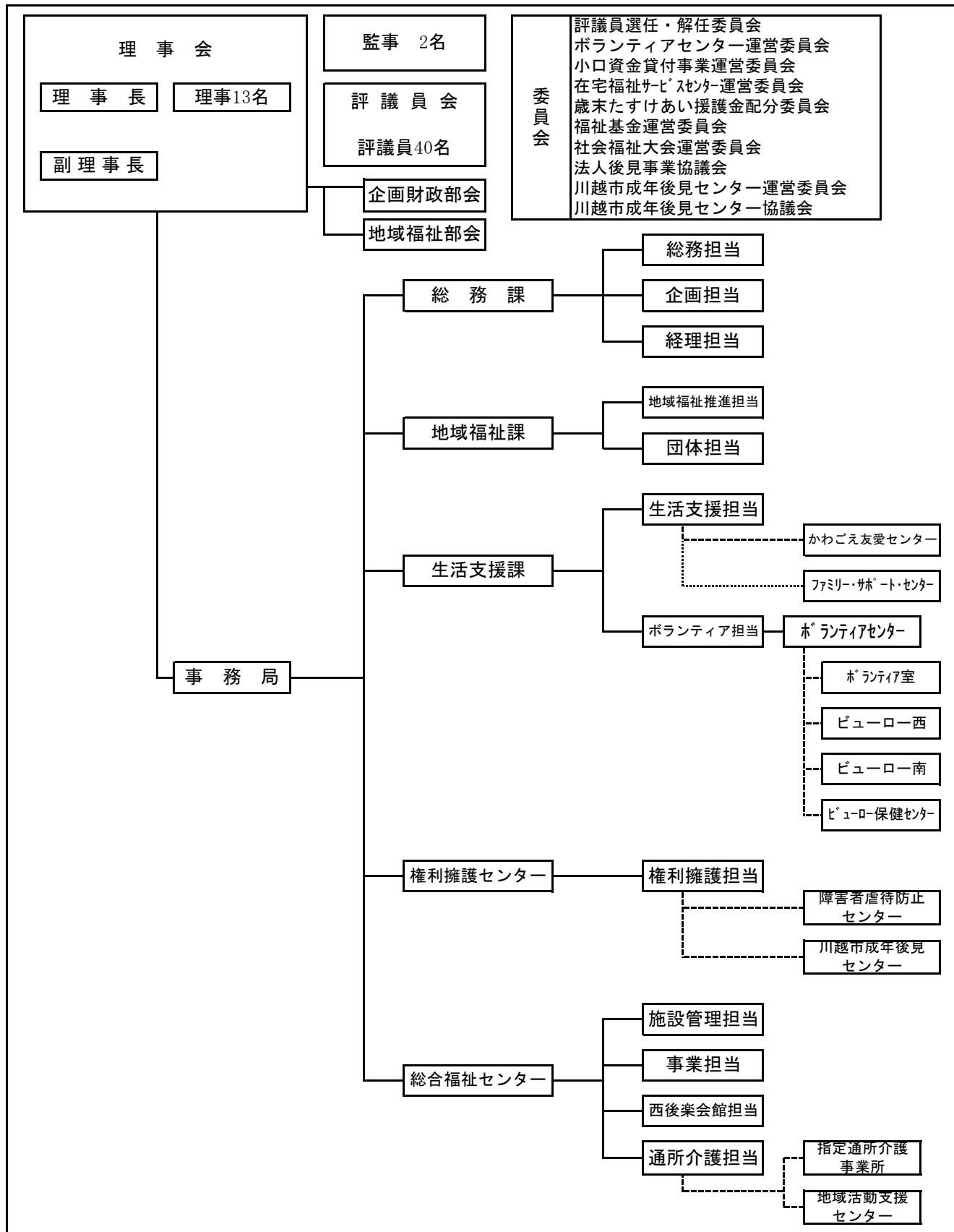
**役員**…社会福祉協議会には、理事（15名）、監事（2名）、評議員（40名）の役員等が置かれ、各分野の代表者（社会福祉団体・施設、地域団体、行政等）によって構成されています。

**地区社協**…市内22地区を地区社協として位置づけ、地域のニーズに応じた、きめ細かな福祉活動が組織的に行えるよう、体制を整備し代表者と定期的に協議をし、事業をすすめています。

**委員会**…事業を具体的及び適正に進めるため、学識経験者をはじめとする方々からなる委員会を種別ごとに設置して諸事業の展開を図っています。

**事務局**…地域福祉推進のための調査、事業の企画・実施、連絡調整等、社会福祉協議会全般の仕事を受け持っています。部署は、総務課・地域福祉課・生活支援課・権利擁護センター・総合福祉センターがあります。

# 川越市社会福祉協議会組織図



地区社会福祉協議会会長連絡会

地区社会福祉協議会22地区

会員

## 2. 社会福祉協議会の事業

### (1) 会員制度（社協会員募集）

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会定款(昭和 42 年 4 月 1 日施行)、  
社会福祉法人川越市社会福祉協議会会員規程(昭和 58 年 10 月 1 日施行)

②内 容…社会福祉協議会は、多くの人々が係わり、又ご協力のもと事業を進めています。地域福祉を創りあげていくためには、住民一人ひとりが様々な場面を通じて参加することが必要です。会員制度は、住民一人ひとりが社会福祉に対し認識を深め、理解していただくと共に、活動財源を確保することを目的としています。

- ・会員 川越市に住所を有し、社協の目的に賛同する個人（世帯）及び法人等
- ・会費 普通会員 1 口 年額 300 円
- 特別会員 1 口 年額 1,000 円
- 賛助会員 1 口 年額 5,000 円

### (2) 心配ごと相談所

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会心配ごと相談所要綱(平成 26 年 10 月 1 日施行)

②内 容…市民生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び支援を行い、福祉の向上を図っています。

### ③開設場所等

場 所	相 談 日 時
総合福祉センター「アシス」内	火曜日の午前10時から午後4時まで

### (3) 各種資金の貸付

#### 1) 生活福祉資金

①根拠法令等…生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年 10 月 1 日施行)

②内 容…埼玉県社会福祉協議会からの委託を受け、低所得世帯や身体障害者世帯に資金の貸付を行うことにより経済的自立及び生活意欲を助長促進等が図れることを目的として、次の貸付窓口等を行っています。

##### [資金種類]

- i ) 総合支援資金
- ii ) 福祉資金
- iii ) 教育支援資金
- iv ) 不動産担保型生活資金

#### 2) 臨時特例つなぎ資金

①根拠法令等…臨時特例つなぎ資金貸付制度要綱 (平成 21 年 10 月 1 日施行)

②内 容…埼玉県社会福祉協議会の委託を受け、貸付窓口等を行っています。

### 3) 埼玉県障害者福祉資金

- ①根拠法令等…埼玉県障害者福祉資金貸付規程(昭和63年4月1日施行)  
②内容…埼玉県社会福祉協議会からの委託を受け、次の貸付窓口等を行っています。

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利 率
団体事業資金	新規施設開設費 既存施設整備費	8,000,000円以内 2,000,000円以内	1年以内	10年以内 年2.5%

### 4) 小口貸付資金

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会小口資金貸付事業規程(平成30年5月1日施行)

- ②内容…一時的な生活つなぎ資金として、無利子の資金の貸付をしています。

資金の種類	対象者	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金	低所得世帯	50,000円	2か月以内	10月以内
安定資金	被保護世帯	30,000円		保護費支給日

## (4) 各種福祉対策事業

### 1) 在宅高齢者等給食サービス事業

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅高齢者等給食サービス事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

- ②内容…在宅の一人暮らし高齢者等に給食サービスを実施することにより、食生活の改善を通じてその健康保持を図り、在宅での生活を支援し、住みよい福祉のまちづくりを築くことを目的とし、地区社協に助成しています。

### 2) 友愛訪問事業

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会友愛訪問事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

- ②内容…地域の中で孤立しがちな高齢者や障害者に対して、ボランティアや近隣住民が訪問活動を行うことにより、温かい人間関係を築き共に生きるコミュニティづくりを目的とし、地区社協に助成しています。

### 3) 世代間交流事業

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会世代間交流事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

- ②内容…人間関係が希薄になりがちな地域住民が、世代間交流を通してお互いにふれあうことで理解と思いやりの心を醸成し、住みよい福祉まちづくりを目的とし、地区社協に助成しています。

### 4) プラン事業

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会プラン事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

- ②内容…地区別福祉プランに基づき、自主的に取り組む地域に密着したふれあい助けあい活動を進める地区社協に助成しています。

## 5) 地区别別福祉懇談会

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会地区別福祉懇談会事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

②内容…地区社協を中心に自治会をはじめ、各種団体、住民などにより、各地区における福祉に関する問題の把握及びその解決策を話し合う福祉懇談会の開催に助成しています。

## 6) 福祉協力員等事業

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会福祉協力員等事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

②内容…福祉協力員及びボランティアの育成を行うと共に、福祉協力員を登録し、日常的な見守り活動と地域福祉支援体制づくりを推進することにより、地域福祉の更なる充実を図ることを目的とし、地区社協に助成しています。

## 7) 緊急連絡カード事業

①根拠法令等…「緊急連絡カード事業」実施要領(平成20年1月18日施行)

②内容…一人暮らし高齢者等が緊急事態の場合、民生委員が迅速に近親者と連絡がとれるように、緊急連絡カードを配布しています。また、これによって一人暮らし高齢者等に対する友愛訪問事業への展開を図っています。

## 8) 一人暮らし高齢者集い事業

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会一人暮らし高齢者集い事業補助金交付要綱(平成29年4月1日施行)

②内容…一人暮らし高齢者と地域住民が一堂に会し、日常生活や健康問題などを気軽に話し合い、あたたかな人間関係とふれあいの機会をつくることを目的とし、地区社協に助成しています。

## 9) 見舞い事業

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会災害見舞金等支給要綱(昭和59年10月1日施行)

②内容…災害による被災世帯等を対象に、見舞い事業を実施しています。

## 10) 歳末たすけあい援護金事業（歳末慰問事業）

①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)、共同募金運動要綱(昭和22年8月6日施行)、「地域歳末たすけあい運動」実施要項

②内容…歳末の時期に、地域で支援が必要な方に援護金を配分しています。対象者や金額は歳末たすけあい援護金配分委員会によって検討されています。

## 11) 歳末福祉事業

①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)、共同募金運動要綱(昭和22年8月6日施行)、「地域歳末たすけあい運動」実施要項

②内容…在宅介護者リフレッシュ事業や在宅障害児招待事業、福祉の市、親

子リフレッシュ事業等を実施しています。

## 12) 在宅介護者支援事業

- ①根拠法令等…川越市社会福祉協議会川越市在宅介護者のつどい実施要領
- ②内 容…在宅介護者の支援と充実をはかるため、在宅介護者の集いサロン等を開催しています。

## 13) 児童虐待防止推進事業（子育て支援事業）

- ①根拠法令等…川越市地域福祉活動計画
- ②内 容…各地区の子育てサロン活動内容の周知や、活性化を目指すとともに、子育てを支援する仕組みや民生委員・児童委員、特に主任児童委員の存在や役割を周知していくことを目的としています。子育て家庭に、子育てを支援する仕組みや、困ったときに相談できる意識を持ってもらうことで、虐待等の問題を未然に防ぐことを目指し実施しています。

## (5) 福祉サービス利用援助事業

- ①根拠法令等…社会福祉法(昭和26年法律第45号)  
埼玉県日常生活自立支援事業実施要綱(平成11年10月12日施行)
- ②内 容…高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行うことにより、地域で安心した生活が送れるようにするための事業を行っています。埼玉県社会福祉協議会からの受託事業。
- ③利 用 料…相談は無料ですが、契約に基づく援助は有料。1回1時間まで1,200円（ただし、通帳をお預かりする場合は、1回1時間まで1,600円）、以降30分ごとに400円が加算されます。書類等預かりサービスは、基本料1年間2,000円・利用料1か月500円がかかります。（生活保護世帯は無料）

## (6) 法人後見事業

- ①根拠法令等…民法（明治29年法律第89号）  
社会福祉法人川越市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱（平成26年11月1日施行）
- ②内 容…川越市内に暮らす高齢者や障害者等判断能力が不十分な方で、適切な成年後見人等がいない方に対して、日常生活で必要となる法律行為を適切に処理するための成年後見事務を行う事業です。家庭裁判所からの選任を受け、川越市社会福祉協議会が成年後見人、保佐人等の業務を行っています。

## (7) 在宅福祉サービスセンター（かわごえ友愛センター）

在宅で生活する要援護状態の高齢者や身体障害者等に対し、協力会員を派遣し日常生活の支援として家事援助サービス、移動手段として福祉車両等の貸出しを行うほか、協力会員の研修会や広報活動などを行っています。

## 1) 家事援助サービス

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター設置規程(平成29年10月1日施行)、社会福祉法人川越市社会福祉協議会家事援助サービス事業実施要綱(平成29年10月1日施行)

②内容…住民相互の助け合いによる会員制・有償・有料制の家事援助サービスで、日常生活を営む上で援助等の必要性が生じ、かつ家庭内で援助を受けられない方に対し、協力会員を派遣し家事・外出等援助を行っています。

月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

☎225-5768

## 2) 福祉車両等の貸出サービス

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会福祉機器貸出し要綱(平成29年11月1日施行)

②内容…日常車椅子を使用している方や、外出時に車椅子を必要とする方等の社会参加を促進するために、福祉車両及び車椅子を無料でお貸します。福祉車両については4日以内（燃料代、駐車・通行料等実費は利用者の負担となります）、車椅子については3ヵ月を限度に貸出しを行っています。

## (8) ボランティアセンター

①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程(平成7年8月2日施行)、川越市ボランティアセンター運営要綱(平成7年8月2日施行)

②内容…ボランティアの発掘、育成等のための連絡調整役としてコーディネーターを置き、各種講座、研修会、広報活動などを行っています。

### 1) ボランティア活動拠点

内 容…ボランティアセンターでは、川越市総合福祉センター、川越西文化会館、川越南文化会館及び川越市総合保健センター内にボランティアに関する活動拠点を設置し、ボランティアアドバイザーによる相談業務を行っています。

#### 《開設場所》

- ・ボランティア室（川越市総合福祉センター内）  
火～土曜日の午前10時～午後3時 ☎・FAX 225-6931
- ・ボランティアビューロー西（川越西文化会館内）  
毎週月、水、土曜日の午前10時～午後3時 ☎・FAX 231-5730
- ・ボランティアビューロー南（川越南文化会館内）  
毎週月、水、土曜日の午前10時～午後3時 ☎・FAX 248-0737
- ・ボランティアビューロー保健センター（川越市総合保健センター内）  
毎週月、水、金曜日の午前10時～午後3時 ☎・FAX 226-0118

## 2) ボランティアセンター活動情報紙の発行

内 容…ボランティア活動情報紙を、活動拠点ごとに発行しています。

## 3) 各種講座の実施

内 容…ボランティアの発掘、育成のため各種の講座等を開催しています。

- ・市内学校等の福祉体験学習への協力、ボランティア体験プログラム、点字ボランティア養成講座、聴覚障害者支援ボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座等

## 4) ボランティア活動保険

内 容…ボランティアの活動中の事故に備えて、ボランティア活動保険の加入の取次ぎをしています。

# (9) 川越市からの受託事業

## 1) 生活管理指導員等派遣事業

①根拠法令等…川越市生活管理指導員等派遣事業実施要綱(平成12年4月1日施行)

②内 容…介護保険の要介護者及び要支援者に該当しない65歳以上の在宅の高齢者に対して、日常生活に対する指導と生活援助を行い、要介護状態への進行予防を図っています。

## 2) 川越市ファミリー・サポート・センター事業

①根拠法令等…川越市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成26年4月1日施行)

②内 容…地域の中で、子育ての支援を行います。会員相互の援助活動で提供会員、依頼会員、両方会員の調整ならびに派遣を行っています。  
月～土曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

☎・FAX 225-3828

## 3) 盲人ガイドヘルパー派遣事業

①根拠法令等…川越市盲人ガイドヘルパー派遣実施要綱(平成25年4月1日施行)

②内 容…重度の視覚障害者が社会生活を営む上で外出をする際、付添い者がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣しています。

## 4) 障害者虐待防止対策支援事業

①根拠法令等…障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

②内 容…障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等を鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立支援、養護者に対する支援等を包括的に行い、障害者の福祉の向上を図ります。

## 5) 介護支援いきいきポイント事業

①根拠法令等…川越市介護支援いきいきポイント事業実施要綱（平成28年5月13日施行）

②内 容…65歳以上の高齢者の方が、自身の介護予防を目的に介護施設等に

において利用者への支援活動を行った場合にポイントを付与し、これが一定以上貯まつたら活動の奨励金若しくは川越市等の特産品と交換できる制度です。

#### 6) 川越市生活支援体制整備推進事業

- ①根拠法令等…介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号
- ②内容…地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事を実施するため、生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を有するものを配置し、地域における支え合いの体制づくりを推進することにより、生活支援サービス等の充実・強化を図ります。
- a) 第1層(市内全域)及び第2層(川越市自治会連合会の支会単位)  
を対象とする生活支援コーディネーターの配置
  - b) 生活支援サービス等のコーディネートに関すること
  - c) 地域資源の開発に関すること
  - d) 協議体の設置及び運営に関すること
  - e) 地域住民への説明会、勉強会の実施及び情報提供
  - f) その他、生活支援体制整備の推進に必要な事業

#### 7) 成年後見制度推進事業

- ①根拠法令等…成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）  
成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）  
川越市成年後見制度利用促進計画（令和3年3月策定）
- ②内容…国及び市の制度利用促進計画に定められた中核機関として、成年後見制度の利用促進に係る各施策を総合的かつ計画的に推進します。権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築、制度利用促進に向けた広報・周知・啓発・担い手育成、後見人等に対するチーム支援を念頭に置いた相談機能拡充を行います。機能の充実に向けて段階的に受任者調整、チーム支援、地域連携ネットワーク構築等のための基盤づくりを行います。

#### 8) コミュニティソーシャルワーカー配置事業

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー配置事業要綱（平成28年4月1日施行）
- ②内容…市内22地区にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、福祉問題の相談に対応して、要支援者の抱える問題を分析して原因の所在を明らかにし、必要なサービスを総合的に提供するケアマネジメントの手法を用いながら、生活環境の調整、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築など、地域の中で要支援者の自立生活を支えるためのトータルケアを中心となって行います。また、市内5カ所に社協地域福祉課の福祉相談室を設置し、窓口相談

及び電話相談を実施しています。

《C S W福祉相談室開設場所》

①川越市東部地域ふれあいセンター内 川越市並木 452-1

毎月第1・3月曜日の午前9時30分～正午 ☎080-9171-5831

②大東市民センター内 川越市豊田本 5-16-1

毎月第1・3火曜日の午前9時30分～正午 ☎070-3629-4964

③老人福祉センター西後楽会館内 川越市笠幡 3574

毎月第1・3水曜日の午前9時30分～正午 ☎080-3418-5567

④川越南文化会館（ジョイフル）内 川越市今福 1295-2

毎月第1・3木曜日の午前9時30分～正午 ☎080-9197-9470

⑤川越西文化会館（メルト）内 川越市鯨井 1556-1

毎月第1・3金曜日の午前9時30分～正午 ☎080-9171-5832

(10) 指定管理者業務

1) 老人福祉センターの管理・運営

①根拠法令等…老人福祉法(昭和38年法律第133号)、川越市老人福祉センター設置  
及び管理条例(昭和46年市条例第26号)

②内容…高齢者の各種相談に応じるとともに健康の増進と教養、レクリエーションの場の提供として、老人福祉センター「西後楽会館」を管理・運営しています。(埼玉県川越都市圏まちづくり協議会公共施設相互利用対象施設)

○西後楽会館（笠幡3574） ☎232-6177

2) 総合福祉センターの管理・運営

①根拠法令等…老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、川越市総合福祉センターライフ(平成7年市条例第5号)

②内容…高齢者や障害のある方の憩いの場、活力を得る場として、また地域福祉の拠点として総合福祉センターを管理・運営しています。

○川越市総合福祉センター（小仙波町2-50-2） ☎228-0200

[高齢者福祉センター事業]

a) 講座、教室の開催

b) 相談事業

[障害者福祉センター事業]

a) 講座、教室の開催

b) 相談事業

c) 緊急一時保護（随時）

d) おもちゃライブラリー

[その他の事業]

温水プール、体育室及び研修室等の貸出

(11) 広報・啓発活動

1) 社協だよりの発行

内 容…多岐に渡る地域福祉活動を進めるなかで、広報活動の重要性に鑑み、昭和47年度より「社協だより」を発行しています。  
(発行回数 年6回 全戸配布)

## 2)社会福祉大会

- ①根拠法令等…社会福祉法人川越市社会福祉協議会川越市社会福祉大会開催要綱  
(平成7年8月2日施行)
- ②内 容…長期的展望にたった地域福祉の強化や、市民参加によるボランティア活動の推進を図り、福祉の心豊かな地域社会の実現を目指して、社会福祉大会を開催しています。

## 3)福祉の市

- ①根拠法令等…福祉の市実施要領
- ②内 容…市内福祉施設の活動及び地域住民が主体となる支え合い活動や居場所づくりなどの地域福祉活動を市民へ周知啓発する機会として、参加団体ごとにブースを設け、高齢の方や障害のある方の製作品等の展示、授産製品の販売を行います。  
また、住民主体の活動団体の活動紹介を行うなど、地域福祉活動の取り組みを知り体験する機会を設けます。

## (12) 介護保険・介護サービス事業

- ①根拠法令等…介護保険法(平成9年法律第123号)
- ②内 容…  
a)通常規模型通所介護事業  
介護保険の要介護認定で、要介護状態に認定された高齢者等に対して通所介護サービスを提供します。  
b)介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス  
介護保険の要介護認定で要支援状態に認定された方、または、基本チェックリストで事業対象者に認定された高齢者等に対して通所介護サービスを提供します。

## (13) 地域活動支援センター事業

- ①根拠法令等…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- ②内 容…川越市地域活動支援センター事業の利用決定を受けた障害者に対して、創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション、入浴サービス等の通所サービスを提供しています。

## (14) その他の事業

- 1) 戦没者追悼支援事業  
内 容…戦没者を追悼するため、春と秋の年2回の追悼事業を支援しています。
- 2) 埼玉県共同募金会川越市支会  
内 容…埼玉県共同募金会川越市支会の事務局として、赤い羽根共同募金運動や地域歳末たすけあい募金運動など埼玉県共同募金会が定める諸計画に基づく事業を行います。

### 3) 福祉団体事務局

- ・川越市民生委員児童委員協議会連合会
- ・川越市障害者団体連絡協議会
- ・川越市身体障害者福祉会連合会
- ・川越市老人クラブ連合会
- ・川越市遺族会
- ・川越市在宅介護者友の会
- ・川越市ボランティア連絡会

### 3. 各種資料

#### (1)社会福祉事業及び公益事業年度別予算

(単位:千円)

拠点区分	年度	元	2	3	4	5
法 人 本 部	214,592	202,919	186,389	229,018	187,619	
地 域 福 祉 推 進 事 業	9,302	9,177	7,228	8,804	8,505	
福 祉 基 金	1,405	1,405	725	725	725	
共 同 募 金 配 分 金 事 業	27,120	26,441	25,413	23,825	24,547	
ボ ラ ン テ ィ ア セ セ ナ ー 事 業	17,860	17,892	17,862	17,789	12,825	
フ ア ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ セ ナ ー 事 業	11,599	16,222	13,832	14,365	14,329	
通 所 介 護 事 業	31,473	34,166	34,507	45,298	47,011	
地 域 活 動 支 援 セ セ ナ ー 事 業	57,909	57,953	57,593	58,955	61,868	
福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業	5,695	5,981	6,389	5,936	5,364	
生 活 福 祉 資 金 貸 付 事 業	651	651	5,980	658	647	
小 口 貸 付 資 金	7,690	7,683	8,145	8,640	7,912	
相 談 事 業	445	453	256	253	251	
か わ ご え 友 愛 セ セ ナ ー 事 業	29,164	14,186	14,052	14,147	13,807	
生 活 管 理 指 導 員 等 派 遣 事 業	8,998	14,282	10,772	11,180	10,066	
生 活 が い 活 動 支 援 通 所 事 業	28,462	29,294	28,724	0	—	
盲 人 ガ イ ド ハ ル ハ ー 派 遣 事 業	11,708	10,997	7,979	7,504	7,033	
障 害 者 虐 待 防 止 対 策 支 援 事 業	6,647	6,948	6,627	6,813	6,488	
市 民 後 見 人 養 成 事 業	6,964	7,411	—	—	—	
コ ミ ュ ニ テ ィ ソ ーシ ャ ル ワ ー カ ー 事 業	7,585	12,227	20,675	22,085	25,466	
介 護 支 援 い き い き ポ イ ン ト 事 業	2,969	4,610	3,311	3,331	3,331	
生 活 支 援 体 制 整 備 推 進 事 業	37,383	43,278	44,000	43,277	44,000	
老 人 福 祉 セ セ ナ ー 西 後 楽 会 館 事 業	74,978	73,876	52,174	76,133	66,571	
総 合 福 祉 セ セ ナ ー 事 業	234,145	235,564	227,106	240,732	297,423	
居 宅 介 護 支 援 事 業	6,991	—	—	—	—	
法 人 後 見 事 業	16,637	17,298	10,779	11,845	12,018	
成 年 後 見 制 度 推 進 事 業	—	—	12,038	21,732	23,248	
計	858,372	850,914	802,556	873,045	881,054	

#### (2)会員加入状況

(単位:世帯. 件. 円. %)

区分	年度	30	元	2	3	4
会 員 数	一 般	59,148	55,906	49,098	47,319	44,367
	法 人 等	458	468	258	256	235
会 費 額	額	21,417,133	20,338,632	19,281,424	18,681,802	18,017,768

#### (3)小口資金貸付状況

##### ①福祉資金

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
貸 付 件 数		1	0	0	0	0
貸 付 金 額		30,000	0	0	0	0

##### ②安定資金

(単位:件. 円)

区分	年度	30	元	2	3	4
貸 付 件 数		338	335	375	334	373
貸 付 金 額		7,778,000	8,043,000	8,727,000	7,575,000	8,693,000

(4)生活福祉資金等貸付状況

①総合支援資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
生活支援費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
住宅入居費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
一時生活再建費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0

②福祉資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
福祉費	件数	5	2	2	3	2
	金額	10,941,000	626,000	4,010,000	5,670,000	4,000,000
緊急小口資金	件数	14	26	2	2	6
	金額	1,350,000	4,108,000	200,000	200,000	600,000

③教育支援資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
教育支援費 (就学支度費を含む)	件数	6	0	1	6	5
	金額	3,399,000	0	530,000	2,180,000	2,109,000

④不動産担保型生活資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
不動産担保型生活資金	件数	1	1	1	1	0
	金額	10,710,000	9,120,000	14,210,000	12,327,000	0
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	件数	1	0	0	0	0
	貸付限度額	6,391,000	0	0	0	0

⑤臨時特例つなぎ資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
臨時特例つなぎ資金	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0

(5)埼玉県障害者福祉資金

(単位:件、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
団体事業資金	件数	1	0	0	0	0
	金額	1,694,000	0	0	0	0

(6)心配ごと相談所事業の状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
生	計	0	5	6	7	3
年	金	1	0	1	1	0
職業	・	生業	1	5	12	15
住	宅	3	2	5	1	3
家	族	3	6	10	6	6
結	婚	0	2	1	1	0

区分	年度	30	元	2	3	4
離婚		1	1	0	0	1
健 康 ・ 保 健 ・ 衛 生		3	36	15	27	14
医 療		2	3	3	2	5
人 権 ・ 法 律		3	1	0	2	1
財 産		3	1	0	2	2
事 故		0	0	0	0	0
児 童 福 祉 ・ 母 子 健 康		0	1	1	0	0
教 育 ・ 青 少 年		0	0	2	0	0
心 身 障 害 児 者 福 祉		1	1	2	4	3
母 子 福 祉 ・ 父 子 福 祉		0	1	1	0	0
高 齢 者 福 祉		6	7	2	2	6
苦 情		2	1	0	0	0
そ の 他		27	29	9	8	7
計		56	102	70	78	54

(7)障害者虐待防止センター事業の状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
虐 待 通 報		21	21	19	33	30
そ の 他 の 通 報		53	59	33	40	4
計		74	80	52	73	34

(8)法人後見事業の状況

受任件数

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
後 見 類 型		14	13	14	16	14
保 佐 類 型		4	6	5	6	6
保 佐 監 督				1	1	1
計		18	19	20	23	21

(9)成年後見制度推進事業

①後見相談

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
一 般 相 談		75	126	145	363	629
専 門 職 相 談		25	30	30	45	32
計		100	156	175	408	661

※令和3年度 法人後見事業から移行

②担い手の育成

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
公 開 講 座		93	—	—	—	70
入 門 講 座		—	—	32	94	66
応 用 講 座		—	—	—	—	47
市 民 後 見 人 養 成 講 座 (基 礎 編 )		—	—	—	—	—
市 民 後 見 人 養 成 講 座 (実 践 編 )		—	—	—	—	—

(10)車椅子貸出状況

(単位:台)

区分	年度	30	元	2	3	4
貸 出 延 台 数		165	169	111	152	198

## (11) 福祉車両貸出状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
貸出延件数		18	17	16	24	27

## (12) ボランティア登録状況

(単位:団体、人)

区分	年度	30	元	2	3	4
新規登録	団体	23	13	11	9	15
新規登録	個人	219	256	83	48	65
継続登録	団体	225	230	171	139	137
継続登録	個人	344	380	240	167	158
計	団体	248	243	182	148	152
計	個人	563	636	323	215	223

## (13) かわごえ友愛センター事業の状況

(単位:人、世帯、時間)

区分	年度	30	元	2	3	4
利用会員		265	231	240	298	350
協力会員		138	123	131	160	193
賛助会員		77	65	92	65	48
利用日数		343	345	317	325	340
派遣延回数		5,937	5,393	4,202	4,336	4,520
派遣延時間		9,709.50	8,708.50	6,630.00	6,762.00	6,988.50

## (14) 給食サービス事業の状況

(単位:地区、人、食)

区分	年度	30	元	2	3	4
実施地区数		21	20	15	13	15
対象者数		1,548	1,609	1,130	1,123	1,331
年間食数		18,763	18,371	12,366	12,885	13,969

## (15) 世代間交流及び友愛訪問事業の状況

(単位:地区)

区分	年度	30	元	2	3	4
世代間交流		19	20	2	3	9
友愛訪問活動		21	21	21	21	21

## (16) 介護保険事業の状況

通所介護事業

(単位:人、円)

区分	年度	30	元	2	3	4
実利用者数		43	39	37	51	70
延利用者数		2,994	2,678	2,377	2,366	3,959

## (17) 障害者総合支援事業の状況

地域活動支援センター事業

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
実利用者数		58	62	60	62	54
延利用者数		3,102	3,037	2,391	2,812	2,852

(18) 埼玉県共同募金会川越市支会の状況

①赤い羽根募金

(単位:円)

区分	年度	30	元	2	3	4
県共同募金会支会目標額		32,542,000	32,519,000	32,466,000	32,449,000	32,450,000
実績額		21,337,007	20,616,473	19,309,690	18,771,880	18,238,534
	戸別募金	16,613,711	16,077,665	15,887,739	15,397,583	14,786,370
	街頭募金	423,969	565,471	12,863	15,080	47,003
	個人募金・法人募金	2,322,511	2,117,713	1,318,369	1,464,227	1,548,808
	学校募金	789,614	882,238	947,967	706,772	717,482
	職域募金	1,187,202	973,386	1,142,752	1,188,218	1,138,871

②歳末たすけあい募金

(単位:円)

区分	年度	30	元	2	3	4
実績額		17,817,328	17,417,204	17,024,145	16,477,434	16,703,147
	戸別募金	17,732,328	17,351,804	16,967,145	16,398,693	15,939,632
	個人募金・法人募金	85,000	65,400	57,000	78,741	763,515

(19) 福祉基金の状況

(単位:円)

区分	年度	30	元	2	3	4
市出捐金		0	0	0	0	0
寄付金		0	0	26,000	0	0
その他の		0	0	0	0	157,880
合計		0	0	26,000	0	157,880
累計		255,679,349	255,679,349	255,705,349	255,705,349	255,863,229

(20) 福祉サービス利用援助事業の状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
高齢・認知症等	相談件数	30	41	42	67	51
	契約件数	15	13	12	12	11
知的障害等	相談件数	7	14	6	10	15
	契約件数	18	17	14	13	13
精神障害等	相談件数	11	25	19	18	44
	契約件数	17	15	23	18	17
不明・その他	相談件数	2	3	4	8	17
	契約件数	5	6	3	3	3
計	相談件数	50	83	71	103	127
	契約件数	55	51	52	46	44

(21) 川越市ファミリー・サポート・センター事業の状況

(単位:人.回)

区分	年度	30	元	2	3	4
提供会員	(実活動)	522(164)	491(160)	496(270)	466(110)	471(105)
依頼会員	(実利用)	1,458(255)	1,458(247)	1,356(266)	1,252(171)	1,191(156)
両方会員	(実利用)	63	(6)	60	(4)	54
	(実活動)		(7)		(5)	(0)
活動回数		9,271	7,943	6,248	5,534	5,365

## (22) コミュニティソーシャルワーカー事業の状況

(単位:件)

区分	年度	30	元	2	3	4
第1・第2・第4・山田	個別支援	19	3	9	350	201
	地域支援	88	89	48	153	104
第5・第6・第7・第8	個別支援	8	2	20	735	850
	地域支援	86	185	54	245	271
第3・第9・第10	個別支援	1	2	5	86	55
	地域支援	44	44	23	160	60
芳野・古谷・南古谷	個別支援	47	27	29	186	110
	地域支援	103	151	122	116	153
高階	個別支援	28	9	32	199	628
	地域支援	46	34	41	109	184
第11・福原	個別支援	42	32	71	154	287
	地域支援	75	168	69	309	506
大東	個別支援	20	5	9	124	92
	地域支援	44	37	57	59	67
霞ヶ関・川鶴	個別支援	26	16	28	80	119
	地域支援	71	80	43	41	62
霞ヶ関北・名細	個別支援	7	5	11	161	264
	地域支援	105	76	64	108	128
その他	個別支援	—	—	4	31	27
	地域支援	—	—	39	134	10
計	個別支援	198	101	218	2,106	2,633
	地域支援	662	864	560	1,434	1,545

## (23) 介護支援いきいきポイント事業の状況

(単位:人)

区分	年度	30	元	2	3	4
登録者数		449	517	508	523	513
延べ活動者数		6,104	5,868	346	825	1,052

# 公益社団法人 川越市シルバー人材センター

地域の高齢者であって、本格的な職業生活は希望しないが、任意の就業を望む者の就業ニーズと、事業所・家庭・公共団体等の仕事のニーズを結合させることによって、高齢者に社会参加と生きがいを与える、地域社会に貢献することを目的として設立されたのが公益社団法人川越市シルバー人材センター（以下「センター」という。）です。

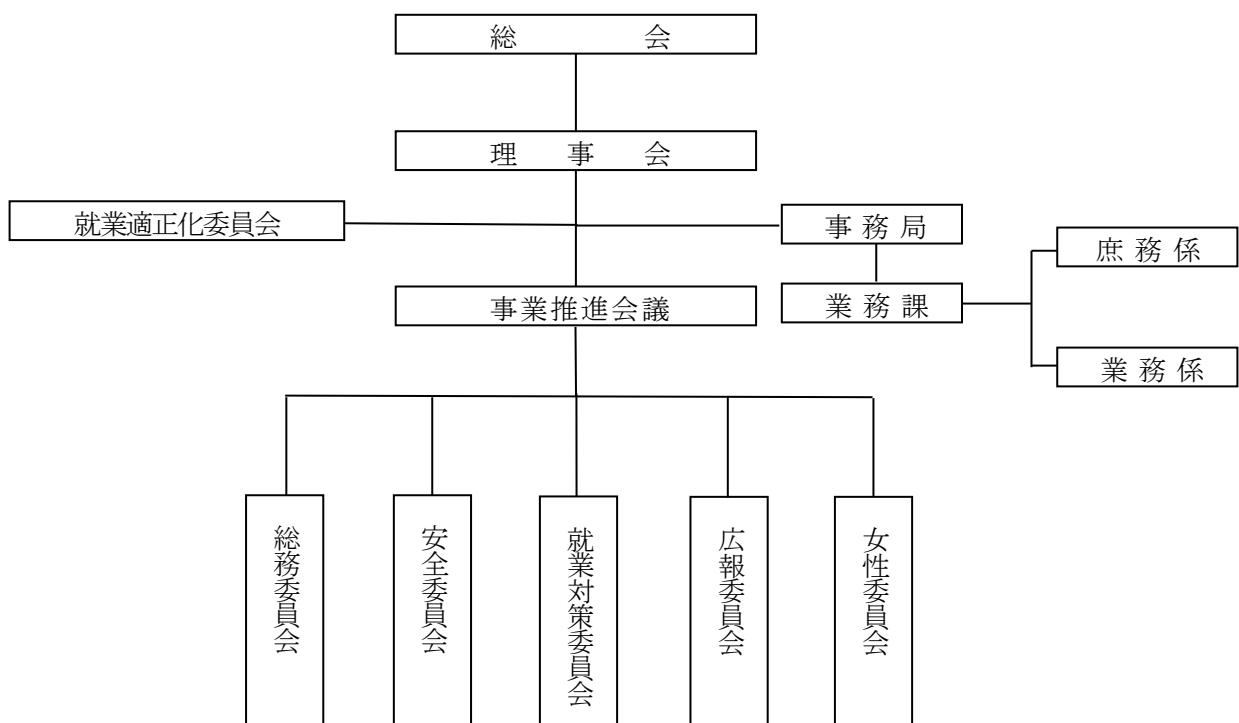
センターはこのような目的を達成するために、その地域に密着したさまざまな事業を行っておりますが、センターが行う事業の根幹をなすものは、受託事業と呼ばれているものです。

受託事業とは、センターが地域社会の日常生活に密着した、臨時的かつ短期的な仕事を民間事業所・一般家庭・官公庁等から、請負または委任の形式で有償で引き受け、これを会員に請負または委任の形式で提供します。そして、会員はその仕事を遂行し、完成させることによって、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受けるという仕組みで運営されます。

また受託事業とは別に、会員自らが仕事を開発し実施する独自事業や、川越市が公募する指定管理者事業などにも積極的に取り組んでおります。さらに多様化するニーズに応えるため、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業なども行っております。

## 1. 公益社団法人川越市シルバー人材センター組織機構図

（令和5年4月1日現在）



## 2. 年度別決算状況

### ○ 令和4年度 (経常収支)

(単位 : 千円)

区分	年度	元		2		3		4	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
<b>① 経常収益</b>									
受託事業収益		960,885	94.2%	846,800	93.4%	799,407	93.6%	862,200	93.7%
労働者派遣事業等受託収益		4,023	0.4%	5,569	0.6%	7,059	0.8%	8,459	0.9%
有料職業紹介事業受託収益		0	0.0%	54	0.0%	189	0.0%	105	0.0%
受取会費		6,210	0.6%	6,103	0.7%	5,823	0.7%	5,763	0.6%
受取補助金等		48,979	4.8%	47,422	5.2%	41,022	4.8%	43,722	4.7%
雑収益		318	0.0%	337	0.1%	735	0.1%	216	0.0%
	計	1,020,415	100.0%	906,285	100.0%	854,235	100.0%	920,465	100.0%
<b>② 経常費用</b>									
事業費	支払配分金	853,184	86.8%	750,273	85.4%	710,284	85.0%	755,857	85.1%
	支払材料費等	8,747	0.9%	7,054	0.8%	6,105	0.7%	6,420	0.7%
	人件費	71,255	7.2%	67,560	7.7%	66,944	8.0%	69,256	7.8%
	水道光熱通信費	10,942	1.1%	11,454	1.3%	11,027	1.3%	13,275	1.5%
	設備関連費	9,404	1.0%	9,369	1.1%	10,755	1.3%	11,120	1.3%
	委託謝礼費	12,282	1.2%	12,211	1.4%	10,620	1.3%	10,368	1.2%
	保険租税負担金	9,026	0.9%	11,837	1.3%	11,522	1.4%	12,482	1.4%
	その他経費	8,723	0.9%	8,445	1.0%	8,540	1.0%	9,695	1.1%
	計	983,563	100.0%	878,203	100.0%	835,797	100.0%	888,473	100.0%
管理費	人件費	16,029	60.8%	15,410	57.3%	15,753	60.1%	16,835	60.5%
	水道光熱通信費	473	1.8%	1,223	4.5%	1,452	5.5%	598	2.1%
	設備関連費	3,039	11.5%	2,705	10.1%	2,606	9.9%	2,928	10.5%
	委託謝礼費	4,783	18.1%	5,264	19.6%	4,734	18.1%	5,780	20.8%
	保険租税負担金	680	2.6%	608	2.3%	530	2.0%	545	2.0%
	支払利息	283	1.1%	304	1.1%	248	0.9%	154	0.6%
	その他経費	1,082	4.1%	1,373	5.1%	887	3.4%	1,005	3.6%
	計	26,369	100.0%	26,887	100.0%	26,210	100.0%	27,845	100.0%
	当期経常増減額	10,483		1,195		△ 7,772		4,147	

### (2) 経常外増減の部

<b>① 経常外収益</b>	
雑収益	1
<b>② 経常外費用</b>	
雑損失	128
当期経常外増減額	△ 127

当期一般正味財産増減額	4,021
一般正味財産期首残高	133,949
一般正味財産期末残高	137,970

### 3. 年度別事業実績表

区分		年度	30	元	2	3	4
① 会員数 (人)	男		1,747	1,718	1,626	1,568	1,493
	女		644	648	631	638	655
	計		2,366	2,366	2,257	2,206	2,148
② 受注件数 (件)	公 共		213	203	194	183	204
	民 間		595	587	510	469	470
	個 人		2,395	2,251	1,544	1,376	1,424
	計		3,203	3,041	2,248	2,028	2,098
③ 就業人員 (人)	実 人 員		1,875	1,844	1,767	1,694	1,726
	延 人 員		235,839	227,378	201,102	194,607	198,685
④ 契約金額 (円)	配 分 金		862,317,778	853,184,162	750,272,089	710,283,799	755,856,559
	事 務 費		71,157,521	70,371,632	62,151,208	58,143,060	68,972,421
	材料その他		35,120,627	37,235,023	34,309,053	30,899,293	37,293,080
	計		968,595,926	960,790,817	846,732,350	799,326,152	862,122,060
⑤ 契約金額の内訳 (円)	公 共		471,913,249	471,243,205	409,521,330	365,829,616	417,831,234
	民 間		424,539,259	417,539,124	377,560,800	381,367,054	392,829,197
	個 人		72,143,418	72,008,488	59,650,220	52,129,482	51,461,629

# 索引

## (制度編)

索引

# 索引（制度編）

## 【あ行】

胃がん検診（胃内視鏡検査）	64
胃がん検診（胃部エックス線検査）	64
石綿（アスベスト）健康相談	58
石綿健康被害救済給付制度の申請事務	58
移送費の支給	45
一時預かり事業（保育園）	37
一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）	69
移動支援事業	13
犬の咬傷届出	53
犬の登録、狂犬病予防注射済票交付	53
犬の捕獲・犬と猫及び負傷動物の引取り	53
医薬品等の適正使用の推進に関すること	48
医療安全支援センターに関すること	47
医療機関等の許可・届出等に関すること	47
医療供給体制の整備に関すること	41
インフルエンザ予防接種	62
衛生関係免許申請の受理・交付	47
AED（自動体外式除細動器）の普及推進に関すること	41
温泉の利用の許可に関すること	48

## 【か行】

会員制度（社協会員募集）	152
介護給付、訓練等給付費等の支給	12
介護サービス等利用者負担額の軽減	28
介護支援いきいきポイント	22
介護保険・介護サービス事業	160
介護保険サービス事業者に関する情報整備	29
介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び特定教育・保育施設等の指導監査	7
介護保険事業状況報告関係	28
介護保険施設等の居住費、食費の負担軽減	27
介護保険施設等の整備の推進	29
介護保険の被保険者資格管理	29
介護保険料の賦課及び徴収	29
介護予防・生活支援サービス事業の申請受付	29
飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に対する補助金交付事業	54
各種資金の貸付	152
各種福祉対策事業	153
化製場等の許可	55
家族介護慰労金支給	25
家庭児童相談室	35
家庭用品安全対策に関すること	48
家庭用品等の検査	56
川越市遺児手当	31
川越市医療問題協議会に関すること	40
川越市からの受託事業	157
川越市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理	30
川越市児童発達支援センター	39
川越市児童発達支援センターとの連絡調整	39
川越市出産・子育て応援事業	69
川越市障害者総合相談支援センター	16
川越市職業センター	16
川越市総合福祉センター	16
川越市動物愛護推進員制度	54
川越市保健推進員	66

川越市みよしの支援センター	16
川越地区保護司会川越支部事務局	5
肝炎ウイルス検診	65
肝炎治療特別促進事業	58
患者家族会への支援	58
感染症医療費公費負担事務	50
感染症診査協議会	50
感染症全般についての相談	51
感染症の検査	56
感染症発生時調査、まん延防止措置	50
感染症発生動向調査	50
感染症予防啓発事業	51
救急医療体制にすること	40
救急情報キット配布	23
緊急サポートセンター事業	33
緊急通報システム	23
緊急風しん抗体検査	63
金婚祝記念品贈呈	19
クリーニング所開設の届出	54
経過的措置による福祉手当	10
敬老マッサージサービス	19
ゲートボール場等整備用砂給付	22
結核指導・相談	49
結核児童療育給付	57
結核定期病状調査	49
結核予防費補助事業	50
献血推進事業	48
健康かわごえ推進プラン	66
健康増進健康診査	65
健康増進事業	66
健康手帳の交付	64
健康ふれあい入浴	19
原爆被爆者援護	58
光化学スモッグ健康被害の受理	51
高額介護サービス費の支給	27
高額療養費の支給	44
後期高齢者医療制度にすること	46
興行場営業の許可	54
公衆浴場営業の許可	54
厚生統計調査	47
広報・啓発活動	159
高齢者家具転倒防止器具等取付	19
高齢者住宅整備資金貸付	20
高齢者住宅保証	21
高齢者世帯等住替家賃助成	20
高齢者等世話付住宅生活援助員派遣	25
高齢者の介護予防にすること	17
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）	62
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（任意接種）	63
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	17
国民健康保険税の賦課	43
子育て支援センター	34
子育て世代包括支援センター	68
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	36
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	36
子育てに関する情報提供	30
子育てのための施設等利用給付	38
骨髄移植ドナー助成費	59
骨密度検診	65

こども医療費支給	31
子どものための教育・保育給付	37

【さ行】	
災害貸付	6
災害見舞金等の支給	6
在宅高齢者居宅改善費助成	20
在宅高齢者配食サービス	23
在宅心身障害者手当	10
在宅福祉サービスセンター（かわごえ友愛センター）	155
埼玉県心身障害者扶養共済制度	11
産後ケア事業	68
産前・産後サポート事業	68
産婦健康診査	69
歯科健診	67
自家用水道布設確認申請	55
時間外保育事業（保育園）	37
子宮がん検診	64
自殺予防対策事業	49
歯周病検診	65
施設維持管理	47
施設入所相談	35
自治会老人憩いの家管理運営費補助	25
指定管理者業務	159
指定居宅サービス事業者等の指定（許可）及び老人福祉施設の認可	29
指定障害児通所支援事業者の指定等	39
児童館	34
児童虐待防止SOSセンター事業	35
自動車運転免許取得費の補助	11
自動車改造費の補助	12
児童手当	30
児童福祉施設設置・地域型保育事業の認可	31
児童扶養手当	36
市内循環バス（シャトル）特別乗車証交付	19
シニア芸能大会及び趣味の作品展	21
シニアゲートボール大会・シニアグラウンドゴルフ大会	22
シニア将棋・囲碁大会	22
シニアスポーツ大会	22
社会福祉協議会の組織	150
社会福祉施設及び児童福祉施設等の指導監査	7
社会福祉審議会	5
社会福祉法人の指導監査	7
社会福祉法人の認可・届出	7
重度心身障害者紙おむつ給付事業	14
重度心身障害者福祉タクシー利用券・ガソリン利用券交付事業	14
重度身体障害者ガソリン購入費の補助	15
重度身体障害者居宅改善整備費補助	15
重度身体障害者寝具乾燥事業	15
重度身体障害者寝具丸洗い事業	15
重度身体障害者入浴サービス事業	14
出産育児一時金の支給	44
手話通訳者派遣事業	13
障害児通所給付の支給	39
障害児福祉手当	10
障害者医療費支給	46
障害者計画	12
障害者控除対象者認定	26
障害者スポーツ大会	14
障害者等生活サポート事業	15

障害者福祉施設の整備等	12
障害福祉計画	12
小児の肺炎球菌感染症予防接種	60
小児慢性特定疾病医療給付	57
少年指導センターの運営	33
食中毒・苦情調査	53
食中毒等の検査	56
食鳥処理業の許可・食鳥検査の実施	53
食品営業の施設の許可・監視指導	53
食品等の検査	56
自立支援医療（育成医療）給付	57
自立支援医療費（更生医療）の支給	11
自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の申請	11
シルバー人材センター組織機構図	170
新型インフルエンザ等対策本部に関すること	41
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給	45
新型コロナウイルスワクチン予防接種	52
新生児聴覚スクリーニング検査	69
身体障害者緊急通報システム	15
身体障害者手帳の交付	11
心配ごと相談所	152
診療事業	42
水質の検査	56
水痘（水ぼうそう）予防接種	61
住替家賃助成（障害者福祉課）	14
生活管理指導員等派遣	22
生活管理指導短期宿泊	22
生活困窮者自立相談支援事業	8
生活支援ハウス	25
生活保護	8
生活保護等事務	8
性感染症検査・相談	50
青少年の健全育成に係る総合調整	33
青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	33
成人健康教育	68
成人健康相談	68
精神障害者保健福祉手帳の交付申請	11
精神保健指定医の申請窓口業務	49
精神保健福祉家族教室	49
精神保健福祉相談	49
制度周知	27
成年後見センター	26
成年後見等制度利用支援	26
接触者の健康診断	49
戦傷病者・戦没者遺族等に対する援護	6
先進医療不育症検査費助成事業	57
全身性障害者介護人派遣事業	16
専用水道布設工事設計確認申請	55
前立腺がん検診	65
早期不妊検査費助成事業・不育症検査費助成事業	57
葬祭費の支給	44
相談支援事業	13
その他の事業	160

### 【た行】

大腸がん検診	64
多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	35
地域活動支援センター	14
地域活動支援センター事業	160

地域子育て支援拠点事業	34
地域難病従事者研修会	58
地域福祉計画の推進	5
地域包括ケアの推進	17
地域包括支援センターの運営	17
地域保健実習受入れの調整に関すること	47
中国残留邦人等の支援	9
長期療養児等育児支援	68
長寿祝い金支給	19
電話による健康相談	67
電話による健康相談（成人保健関連）	69
電話や面接、訪問等による個別相談（難病関係）	58
動物取扱業の登録	53
特定健康診査	43
特定建築物の届出・事業の登録	55
特定動物の飼養・保管の許可	53
特定不妊治療支援事業	57
特定保健指導	43
毒物劇物販売業者等の登録・届出に関すること	48
特別児童扶養手当	30
特別障害者手当	10
と畜場の設置の許可	53

### 【な行】

難病医療講演会・患者家族交流会	58
難病患者の医療費助成	58
難病患者見舞金の支給	10
二種混合（2期）予防接種	60
日常生活用具給付	23
日常生活用具費の支給	13
日中一時支援事業	14
日本赤十字社埼玉県支部川越市地区事務局	6
日本脳炎予防接種	61
乳がん（結核）検診	65
乳幼児健康診査	67
認可外保育施設の届出	32
妊娠届出の受理及び母子健康手帳交付	67
妊娠を希望する女性等の風しん予防接種（任意接種）	63
認知症施策に関すること	18
妊婦・育児教室等	68
ねずみ、衛生害虫等に関する相談	54
脳ドック検査料の支給	43

### 【は行】

肺がん（結核）検診	64
発育発達に関する相談	67
B型肝炎予防接種	59
BCG接種	62
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種	62
ひとり親家庭相談	35
ひとり親家庭等医療費支給	31
ヒブ感染症予防接種	59
被保険者の資格管理	43
被保護者就労支援事業	8
病児保育事業	33
美容所開設の届出	54
ファミリー・サポート・センター事業	33
風しん抗体検査	63
風しん第5期予防接種（定期接種）	63

プール開設の届出	55
不活化ポリオワクチン接種	61
福祉行政の企画及び調整	5
福祉サービス利用援助事業	155
福祉に関する相談・支援	18
福寿手帳交付	19
負担金・補助金の申請・実績報告	27
不妊専門相談センター事業	57
ふれあい親子支援事業	68
保育園の管理等	37
保育園への入園	37
法人後見事業	155
訪問指導（成人保健関連）	68
訪問指導（母子保健関連）	67
訪問理美容サービス	24
保健医療行政の企画及び調整に関すること	40
保健師現任教育に関すること	47
保健所内の業務の調整に関すること	47
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	36
母子家庭等自立支援事業	35
母子健康相談	67
補装具費の支給	12
墓地等経営の許可	54
ボランティアセンター	156

### 【ま行】

麻しん風しん予防接種	61
未熟児養育医療給付	57
民生委員・児童委員	5
盲人ガイドヘルパー派遣事業	12
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	13

### 【や行】

薬局・医薬品販売業等の許可・届出に関すること	48
要介護高齢者・ひとり暮らし高齢者寝具丸洗い	24
要介護高齢者寝具乾燥	24
要介護高齢者手当支給	24
要介護高齢者等紙おむつ給付	24
要介護認定	29
要約筆記者派遣事業	13
四種混合予防接種	60

### 【ら行】

罹災証明等の発行	6
療育手帳の交付申請	11
利用者支援事業（基本型）	34
利用者支援事業（特定型）	37
利用者支援事業（母子保健型）	68
理容所開設の届出	54
療養費の支給	44
旅館業営業の許可	54
老人アパート提供	21
老人憩いの家	25
老人クラブ補助金交付	21
老人福祉センター	25
ロタウイルス感染症予防接種	59



## 保健・医療・福祉のしおり

(令和5年度版)

令和5年9月発行

発 行 川 越 市

編 集 福祉推進課

連絡先 049-224-8811 (代表)



※このしおりは再生紙を使用しています。